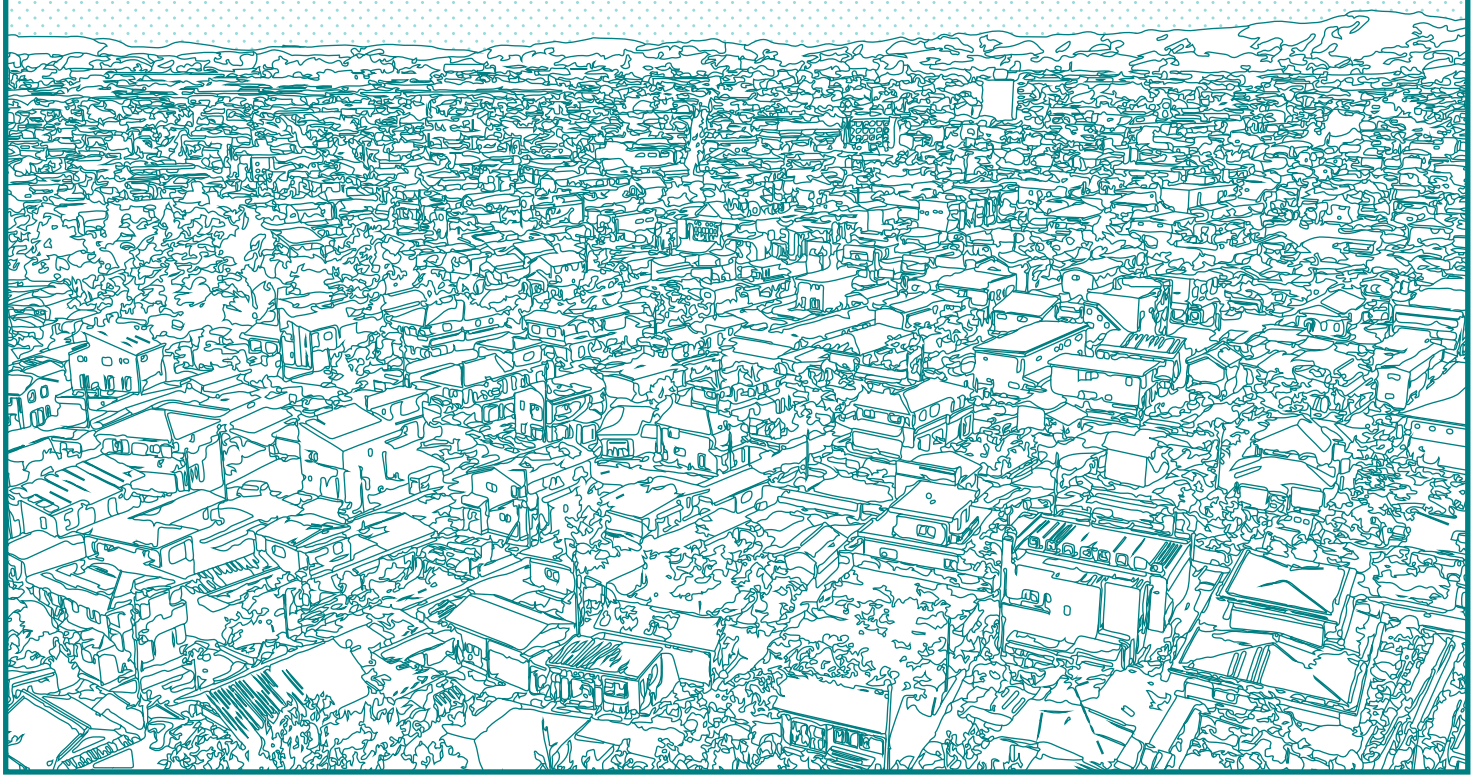
角田市都市計画マスタープラン

－角田市の都市計画に関する基本的な方針－

2024－2033



令和6年3月
角田市



ごあいさつ

本市では、平成25年3月に、都市計画の指針となる角田市都市計画マスタープランを策定し、都市基盤の整備や地域の特性に応じたまちづくりに取り組んでまいりました。

今般、人口減少や少子高齢化の急速な進行、感染症の世界的な猛威、令和元年東日本台風による甚大な被害を受けた防災意識の高まりなど、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

令和4年3月には、「角田市第6次長期総合計画」を策定し、「市民力咲き誇る。角田市✿～安心して、いきいきと、誇らしく暮らせるまち～」を新たな都市像として、市民の力・民間の活力・地域資源を活かしたまちづくりを推進していくこととしております。

この度、策定した「角田市都市計画マスタープラン」は、角田市第6次長期総合計画に基づき、都市計画の分野において、その具体化を図るための方針を定めたものであり、長期総合計画と同じ都市像を共有し、市全体で一貫性を持った都市づくりを推進してまいりますので、市民の皆様にはご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、市民アンケート、ワークショップ、パブリックコメントなど、貴重なご意見を賜りました市民の皆様及び都市計画審議会委員の皆様に厚く御礼申し上げます。



令和 6 年3月

角田市長　黒須　貫

目　　次

第１章　都市計画マスタープランの概要 1

1　都市計画マスタープランとは 2

第２章　角田市の現況と課題 5

1　角田市の現況 6

2　都市づくりに係る社会潮流 39

3　都市づくりの主要課題 41

第３章　都市づくりの基本理念 47

1　都市づくりの目標 48

第４章　全体構想（分野別方針） 51

1　土地利用の基本方針 52

2　交通体系の基本方針 57

3　公園・緑地の基本方針 61

4　都市環境の基本方針 63

5　安全・安心の基本方針 67

第５章　地区別方針 69

1　角田地区 72

2　角田西地区 75

3　角田北地区 78

4　岡・君萱地区 81

第６章　都市づくりの推進方針 83

1　将来都市構造 84

2　連携・協働による都市づくりの推進 87

3　効果的な都市づくりの推進 88

資料編 89

1　用語集 90

2　上位・関連計画等における位置付け 94

3　住民ワークショップの詳細記録 105

4　策定経緯 109

注）※のついた用語は、用語集（P90～）を参照してください。

第1章

都市計画マスタープランの概要

1　都市計画マスタープランとは

第 1 章　都市計画マスタープランの概要

1　都市計画マスタープランとは

（1）都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものであり、長期的な視点に立った都市づくりの方針を市民に対し示すことを目的とします。都市計画マスタープランは主に次のような役割を担っています。

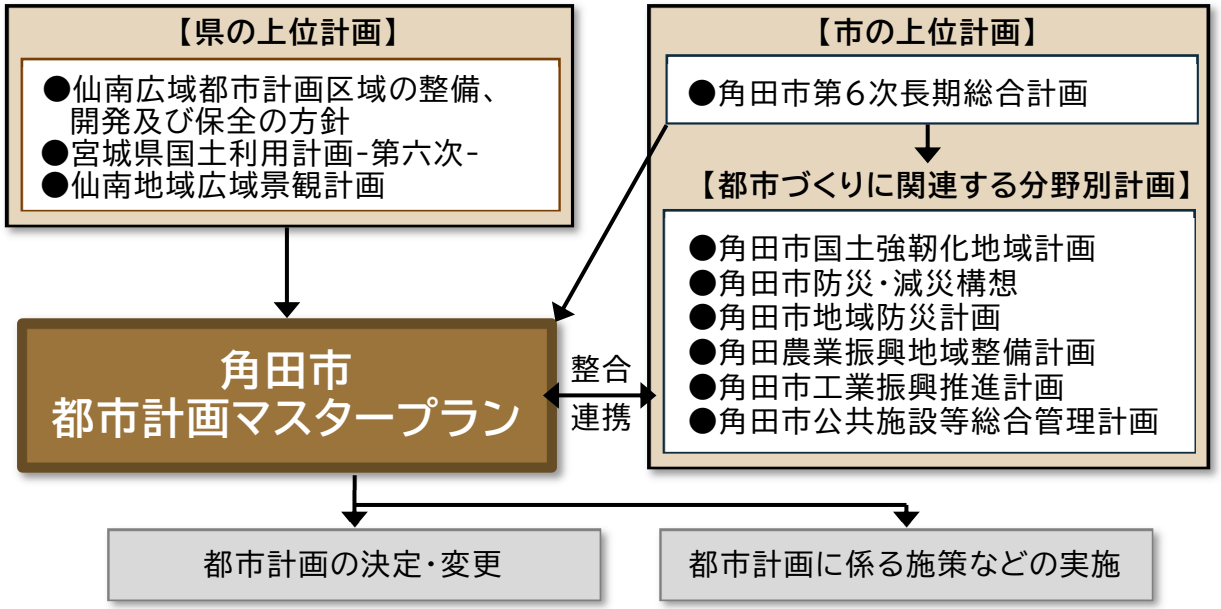
- 都市づくりの将来都市像を示します。
- 都市づくりを進めていくための基本的な考え方を示します。
- 具体的な都市計画や事業計画の決定・変更の指針となります。
- 都市づくりに関連する分野別計画との調整を図る体系的な指針となります。
- 都市づくりを担う多様な主体と共有する都市のビジョンを示します。

（2）都市計画マスタープランの位置付け

本計画は、宮城県が定める『仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針※』や角田市の最上位計画となる『角田市第６次長期総合計画』を踏まえ、都市づくりに関連する分野別計画との整合・連携を図りながら、将来都市像や都市計画に係る施策・方針などを定めます。

用途地域※などの地域地区※の指定、都市計画道路※の整備や土地区画整理事業※の実施などの個別の都市計画は、本計画で定めた方針に基づいて具体的な調査・検討を実施し、都市計画決定・変更が行われることになります。

■都市計画マスタープランの位置付け



（３）改定の背景

① 現行計画の計画期間の終了

角田市では、平成25（2013）年3月に「角田市都市計画マスタープラン」を策定し、その実現を目指して各種都市づくり施策を進めてきましたが、令和2（2020）年に目標年次を迎えています。

② 社会潮流への対応

角田市では、人口減少や少子高齢化の急速な進行、常磐自動車道・山元ICの整備による都市基盤※整備の促進、「道の駅かくだ」の開業などによる交流人口の増加、令和元年東日本台風による浸水被害を受けた防災意識の高まりなど、角田市を取り巻く社会経済情勢に大きな変化が見られます。

また全国的にも、効果的・効率的な都市構造となる“コンパクト・プラス・ネットワーク※”への転換や令和32（2050）年までの温室効果ガス排出実質ゼロの実現に向けた“脱炭素まちづくり”の推進、持続可能な開発目標（SDGs※）に沿った持続可能性に配慮した取組が求められるなど、都市計画に求められる役割や位置付けは大きな転換期を迎えています。

③ 上位関連計画の策定・改定

角田市は、令和4（2022）年3月に市の最上位計画である『角田市第6次長期総合計画』を策定しました。「市民力咲き誇る。角田市✿安心して、いきいきと、誇らしく暮らせるまち」を都市像に掲げ、分野ごとに様々な施策を展開しながらまちづくりを進めているところです。

また、令和2（2020）年2月には、都市計画マスタープランの上位計画にあたる『仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』が宮城県によって改定されています。

こうした社会経済情勢の変化や上位関連計画の策定・改定に対応するため、都市計画マスタープランの改定を行うものです。

（４）計画の概要

① 対象区域

本計画の対象区域は、一体的な土地利用の誘導や関連計画との整合を図るため市全域を対象としますが、主に「都市計画区域内※」について計画を策定します。

② 計画期間

本計画は、概ね20年先の将来を見据えた長期ビジョンとしての役割を担う計画となります。しかしながら、本市を取り巻く環境は今後も大きく変化していくことが見込まれるため、目標年次を10年後の「令和15（2033）年度」に設定します。



［角田市の市街地］

第2章

角田市の現況と課題

1　角田市の現況
2　都市づくりに係る社会潮流
3　都市づくりの主要課題

第 2 章　角田市の現況と課題

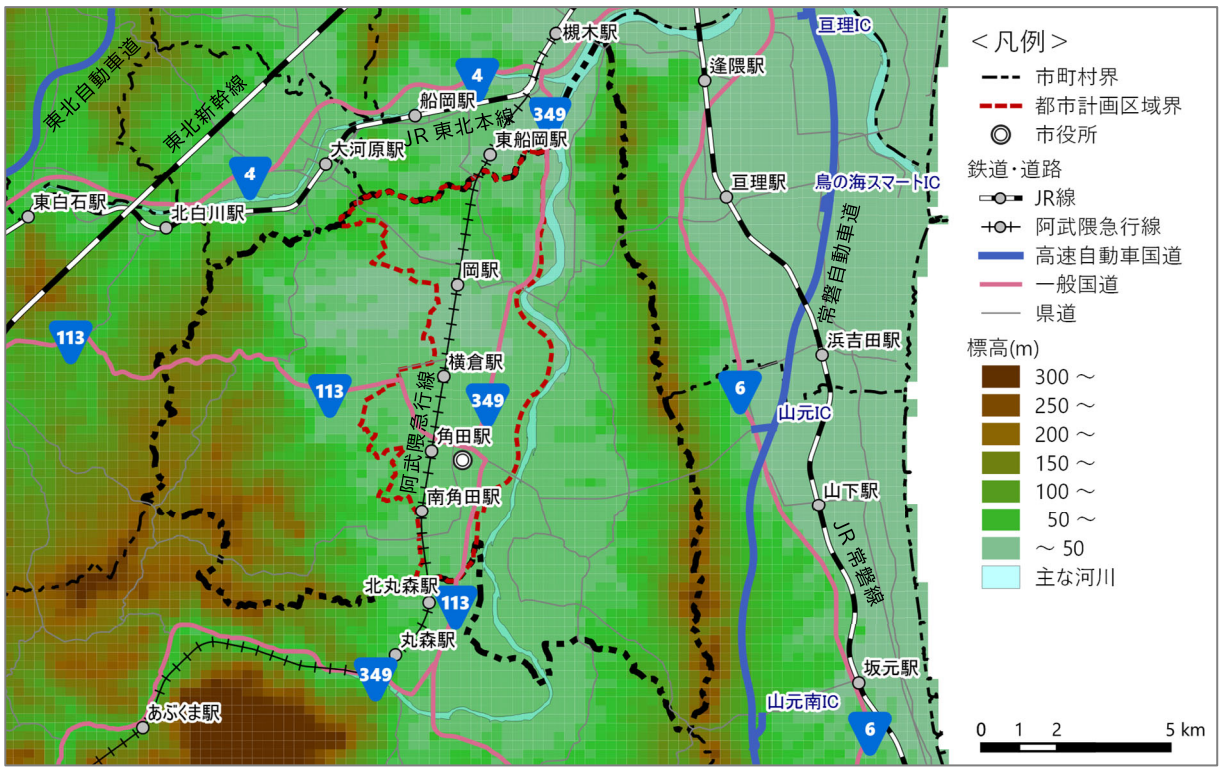
1　角田市の現況

（1）概況

① 特徴

- 角田市は宮城県の南東部に位置し、白石市や柴田郡の大河原町・柴田町、亘理郡の亘理町・山元町、伊具郡丸森町に隣接しています。昭和29（1954）年に旧角田町・枝野村・藤尾村・東根村・桜村・北郷村・西根村の1町6村が合併して角田町が誕生し、昭和33（1958）年の市制施行を経て角田市となりました。
- 市域は東西15.15km、南北18.35kmにわたり、その面積は147.53㎢（14,753ha）です。東西それぞれに阿武隈高地の分脈である標高300m以下の山々が連なり、その間に平地が広がっています。福島県西郷村に源流を持つ一級河川（国管理）の阿武隈川が南から北へ市域を貫流しているほか、阿武隈川の支流で一級河川（県管理）の小田川や高倉川などが流れています。
- 仙南広域都市計画区域は、角田市や白石市など近隣2市6町にまたがって計36,538haが指定されています。そのうち角田市内では、国道349号沿道や阿武隈急行線沿線を中心とした3,612haが指定されています。区域区分※（市街化区域※と市街化調整区域※との線引き）は設定されていません。

■角田市の地勢



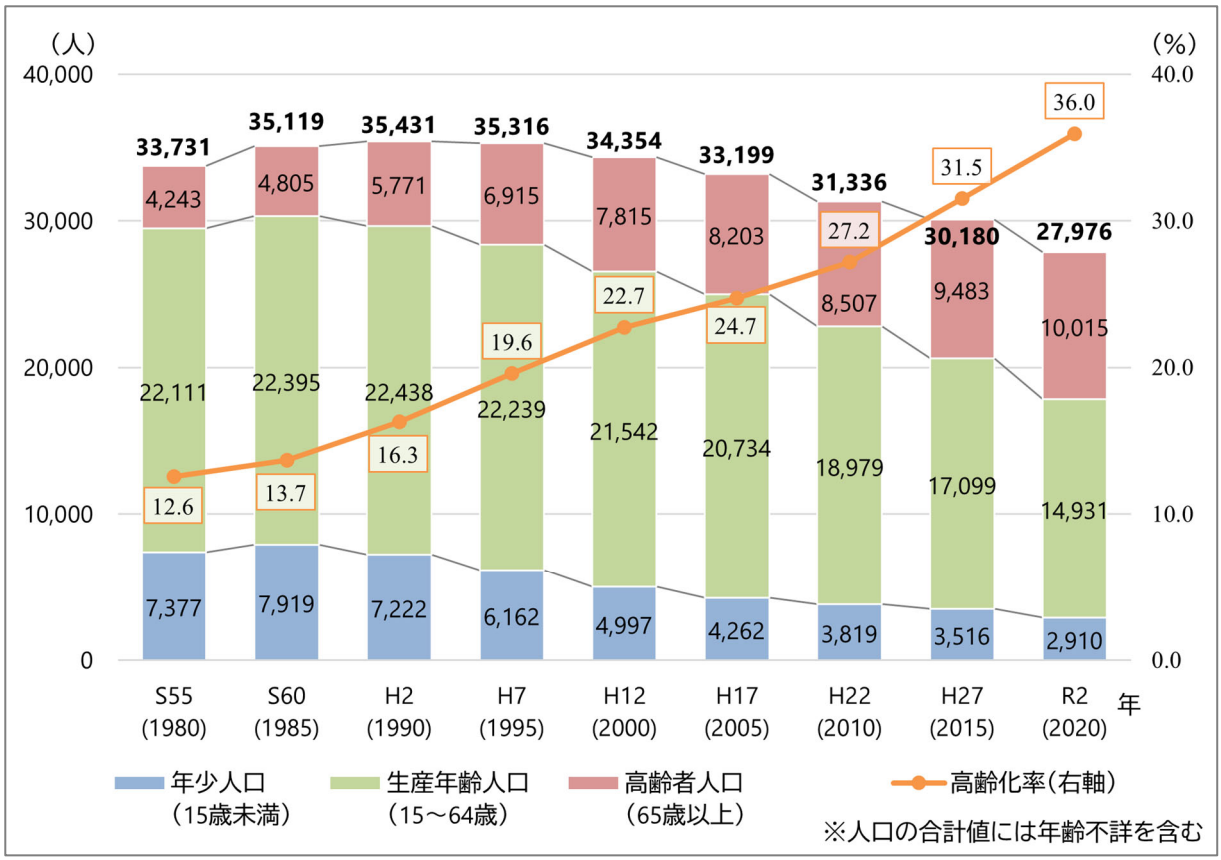
出典：国土数値情報

（２）人口動態

① 人口推移

- 角田市の人口は、平成2（1990）年を境に減少傾向が続いており、令和2（2020）年には27,976人となっています。
- 65歳以上の高齢者人口は1万人を超え、全人口（年齢不詳を除く）の36.0%を占めており、令和22（2040）年には、生産年齢人口を上回ると推計されています。
- 世帯数は近年、横ばいで推移しています。一世帯当たりの人員は減少が続いており、核家族化が進んでいます。
- 小田・東根・西根地区などでは、高い高齢化率となっています。

■人口推移と高齢化率

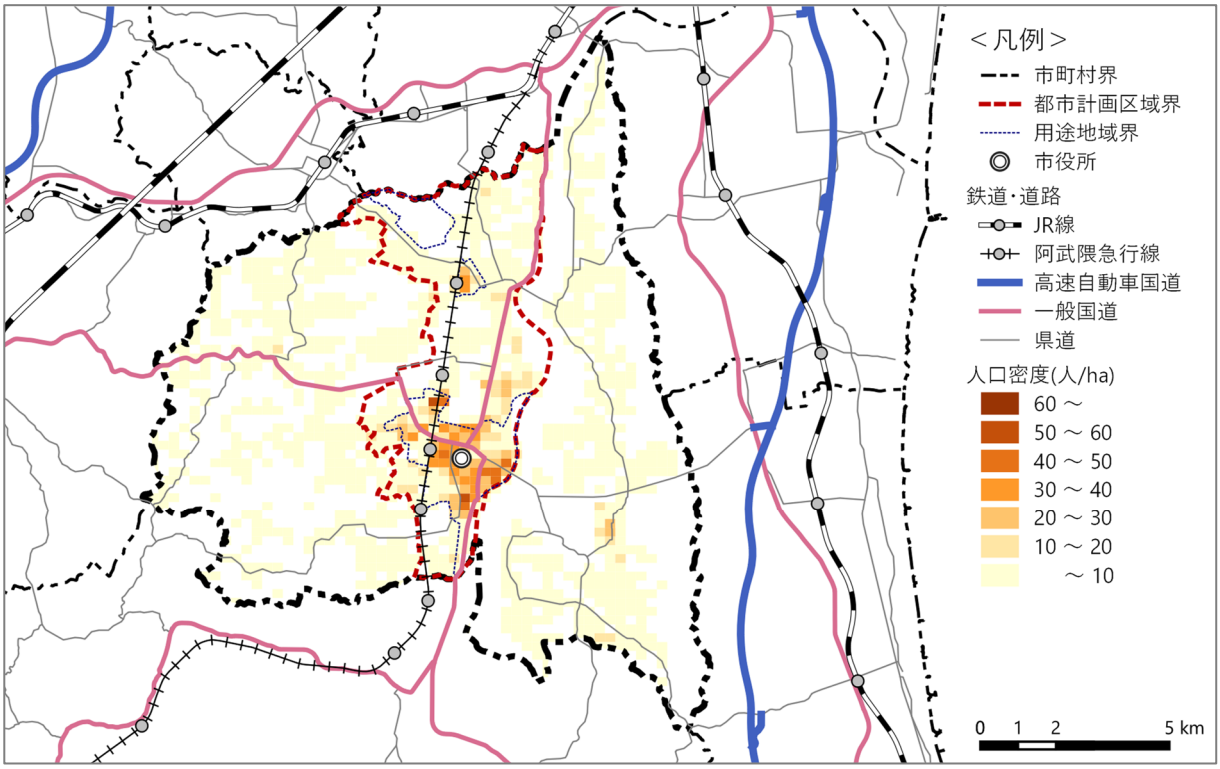


出典：国勢調査

② 人口分布

- 角田市の人口の半分は、用途地域指定区域内に集中しており、特に市役所や角田駅の周辺など中心市街地の人口密度が高くなっています。
- 人口が増加している地域は、市役所や角田駅周辺などの中心市街地や岡駅周辺に限られており、中心市街地南部や市西部においては、5年間で20%以上の人口が減少した地域が複数みられます。

■人口密度分布（令和2年）

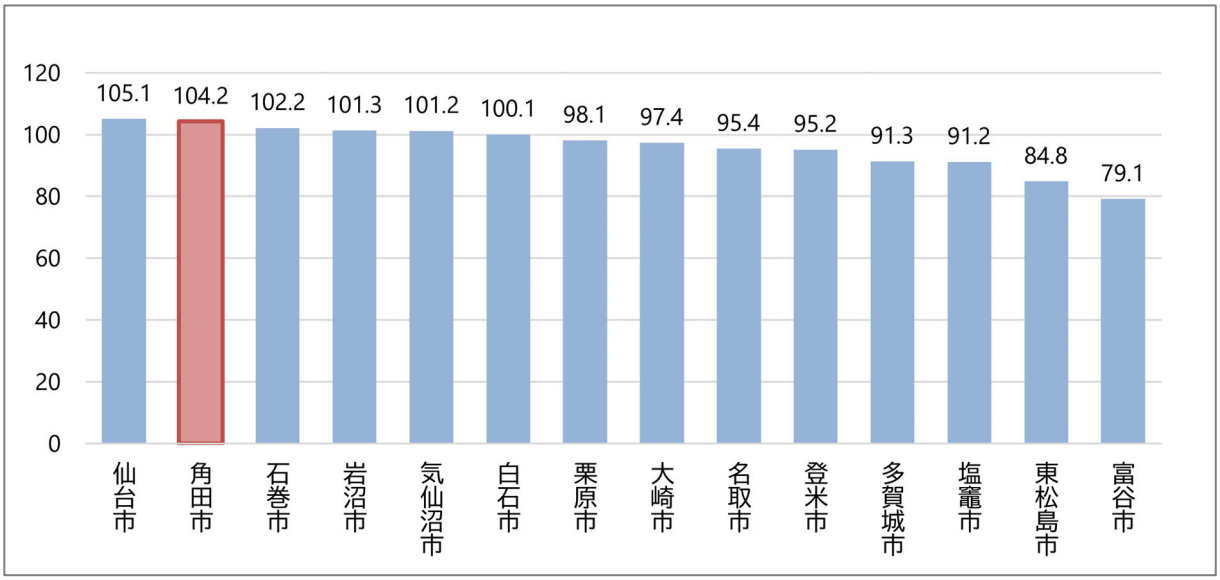


出典：国勢調査、国土数値情報

③ 人口流動

- 昼夜間人口比率は、宮城県下14市の中で仙台市に次ぐ高さとなっており、通勤流動においても流入超過となっています。

■昼夜間人口比率（令和2年）



出典：国勢調査

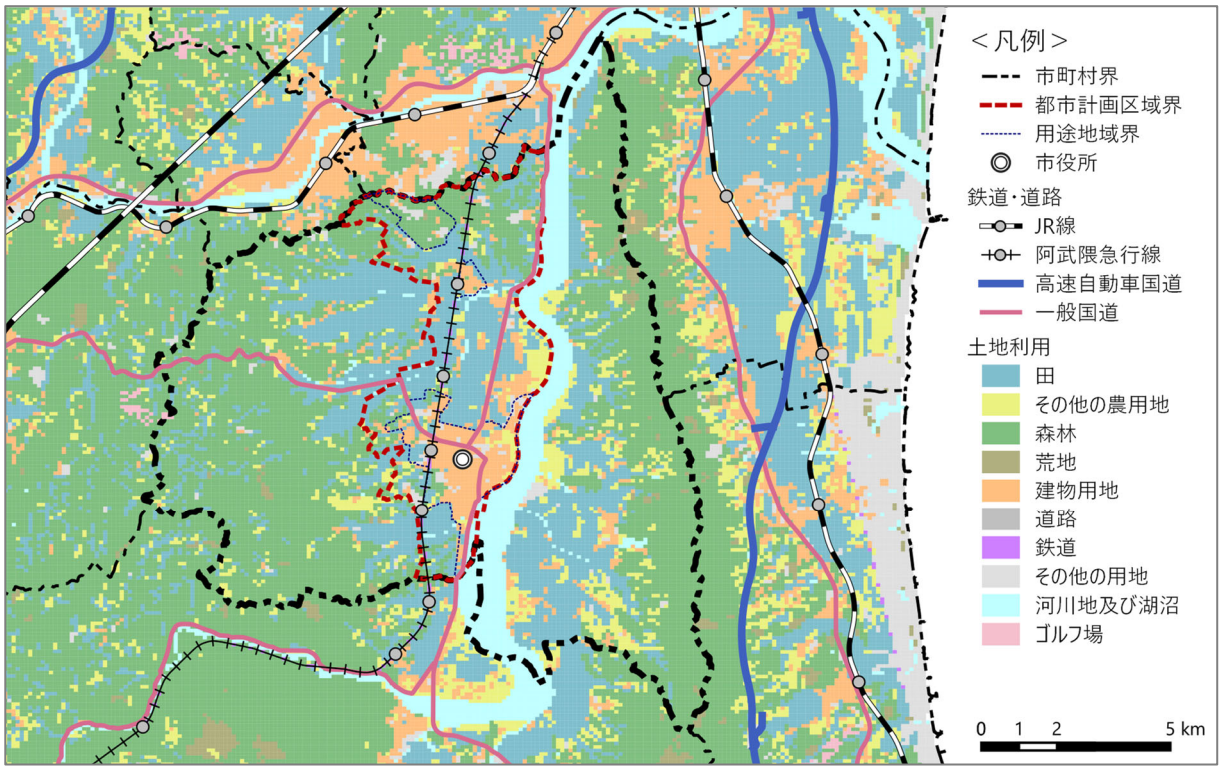
（３）土地利用

① 土地利用状況

市内全域

- 「建物用地」は人口が集中している市役所や角田駅など用途地域指定区域内に分布しています。中心市街地では「建物用地」が拡大しているのに対して、郊外では「建物用地」の縮小がみられます。
- 東西の山地には「森林」が広がり、阿武隈川沿いには「田」や「その他の農用地」が広がっています。主に市西部において、「その他の農用地」の縮小がみられます。

■土地利用状況（平成28年）

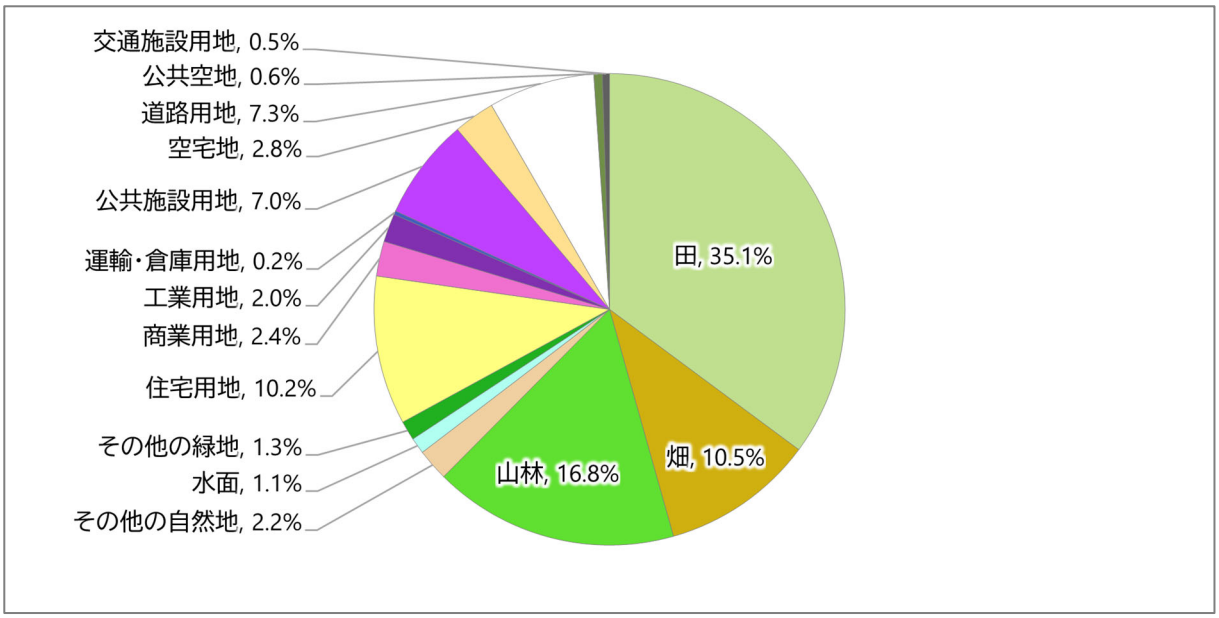


出典：国土数値情報（土地利用状況は平成28（2016）年時点、土地利用以外（鉄道・道路など）は令和4（2022）年時点）

都市計画区域

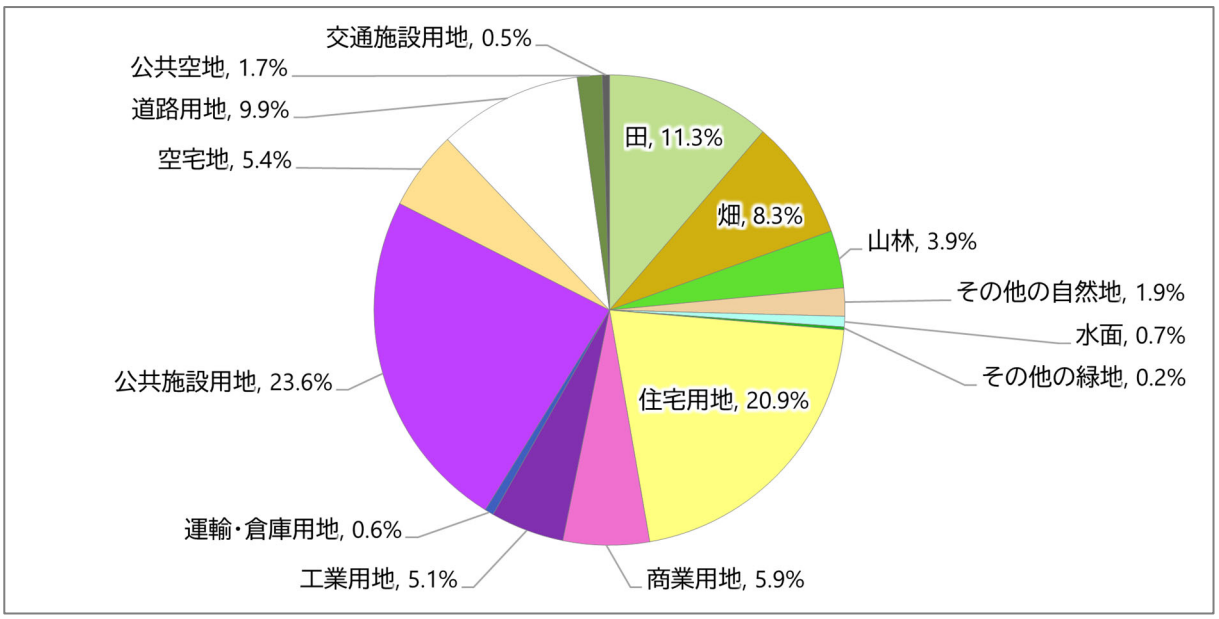
- 都市計画区域内では、「田」が全体の35.1%を占めて最も多く、次いで「山林」の16.8%、「畑」の10.5%、「住宅用地」の10.2%となっています。また、「田」「畑」「山林」などの自然的土地利用が67.0%を占めています。
- 用途地域指定区域内では、「公共施設用地」が全体の23.6%を占めて最も多く、「住宅用地」の20.9%、「田」の11.3%と続きます。また、「田」「畑」「山林」などの自然的土地利用が26.3%を占めています。

■土地利用状況（都市計画区域内/平成29年）



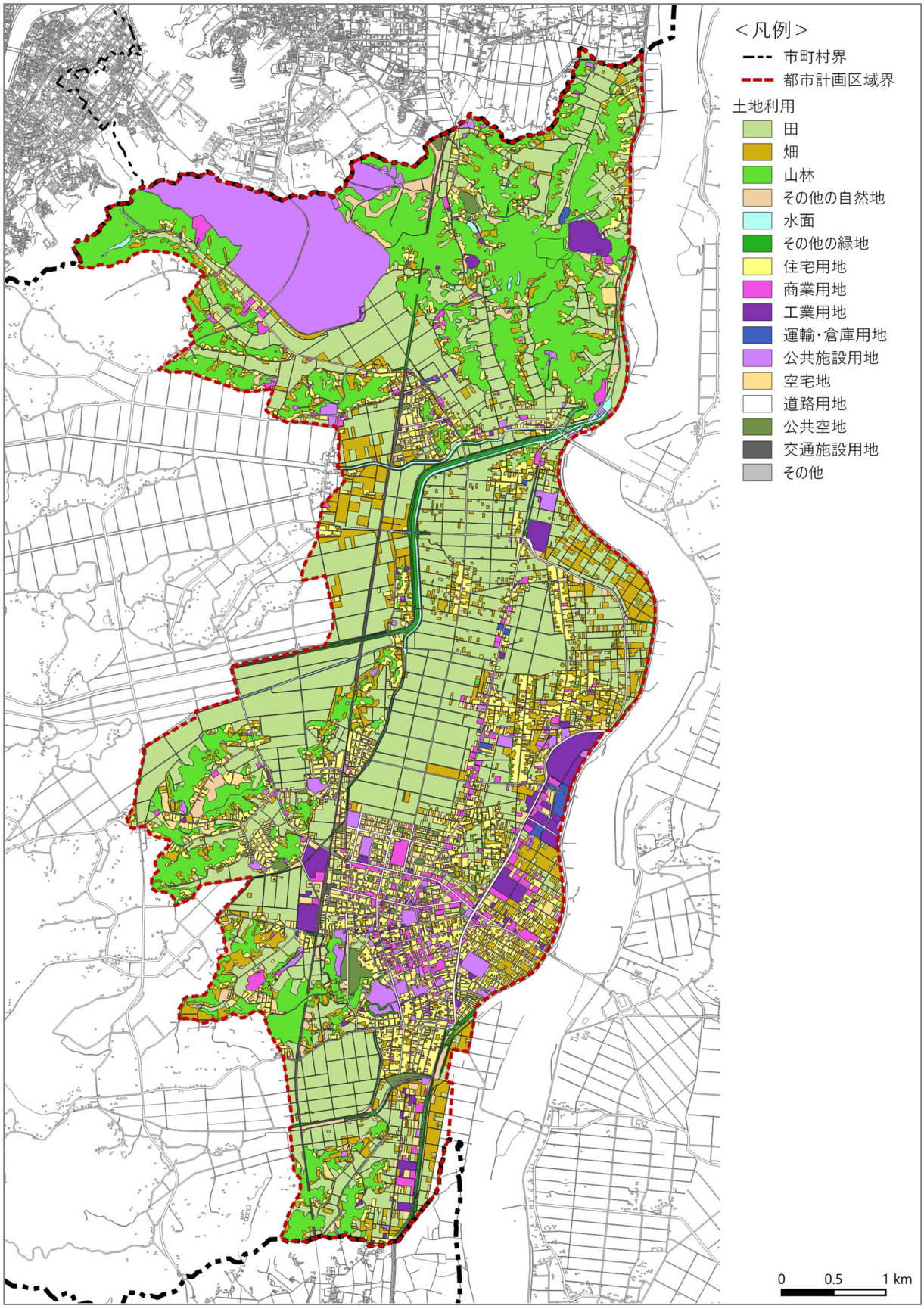
出典：都市計画基礎調査

■土地利用状況（用途地域指定区域内/平成29年）



出典：都市計画基礎調査

■土地利用状況（平成29年）



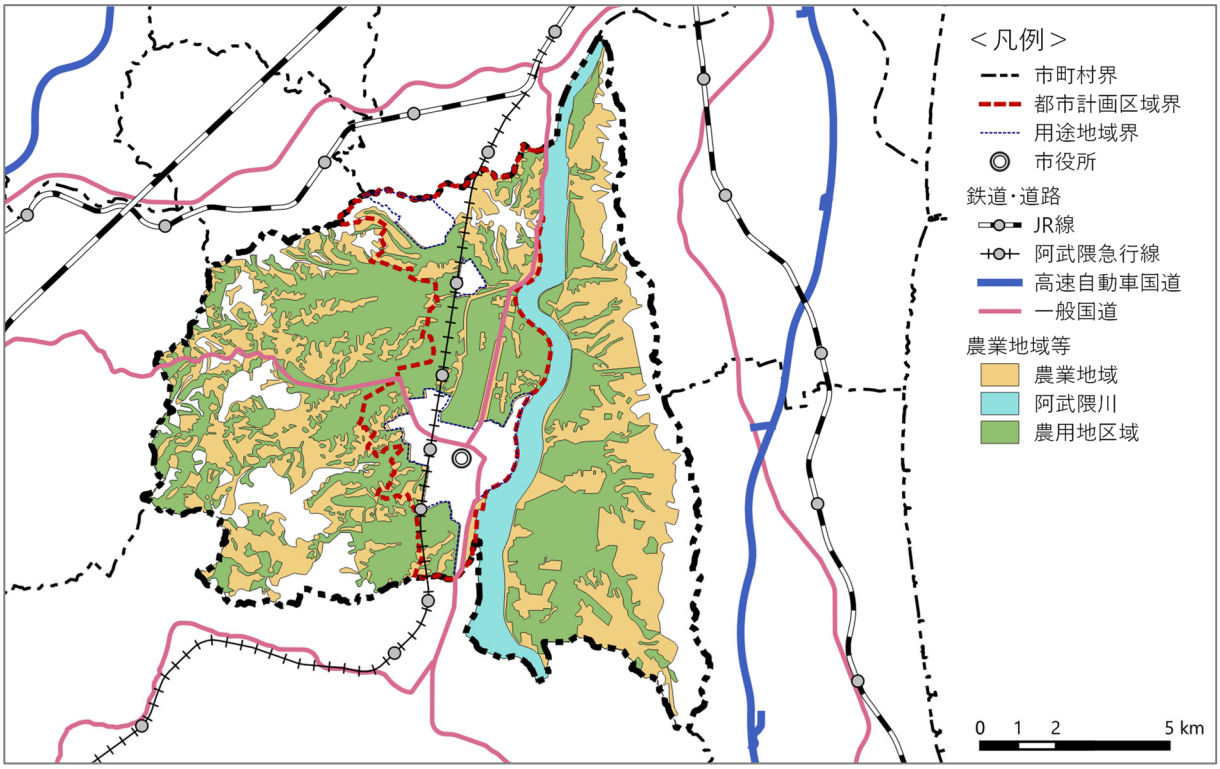
出典：都市計画基礎調査

② 土地利用規制

農業地域※

- 市面積14,753haのうち、77.3%にあたる11,404haが農業地域に指定されています。また、このうち5,376haが農用地区域※に指定されています。
- 都市計画区域内では、区域面積3,612haのうち、62.3%にあたる2,249haが農業地域に指定されています。このうち1,394haが農用地区域に指定されています。

■農業地域（平成27年）

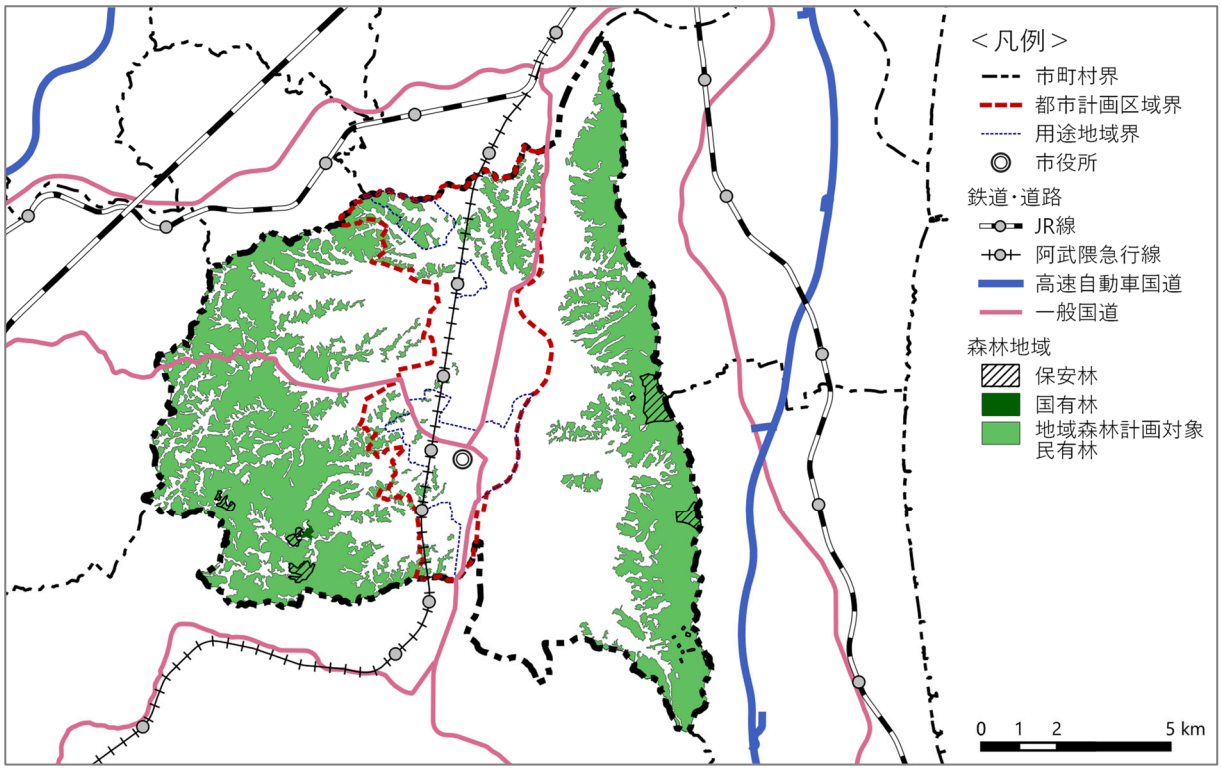


出典：都市計画基礎調査、国土数値情報

森林地域

- 市面積14,753haのうち、39.5%にあたる5,829haが森林地域に指定されています。このうち146haが保安林、7haが国有林、5,822haが地域森林計画対象民有林となっています（一部重複）。

■森林地域（平成27年）



出典：都市計画基礎調査、国土数値情報

用途地域

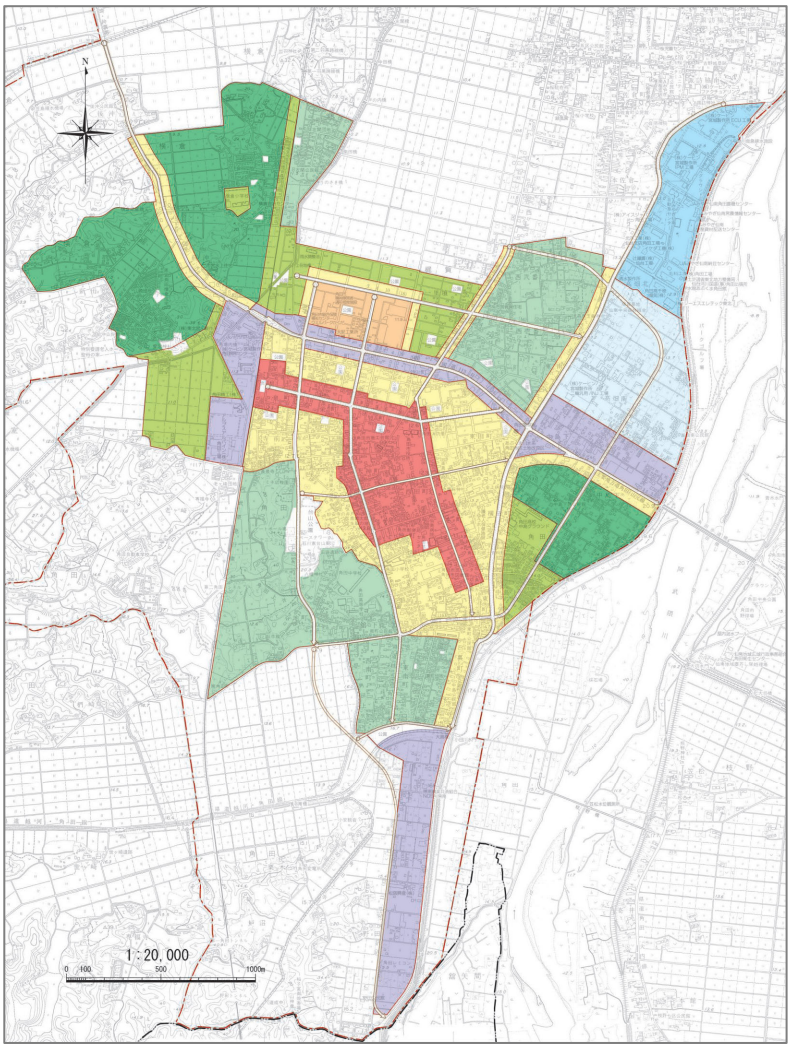
- 用途地域は角田市内では911.4haで指定されています。市役所や角田駅の周辺では商業系、阿武隈川沿いや宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」という。）角田宇宙センター周辺などでは工業系、それ以外の地域では住宅系の用途地域が中心となっています。

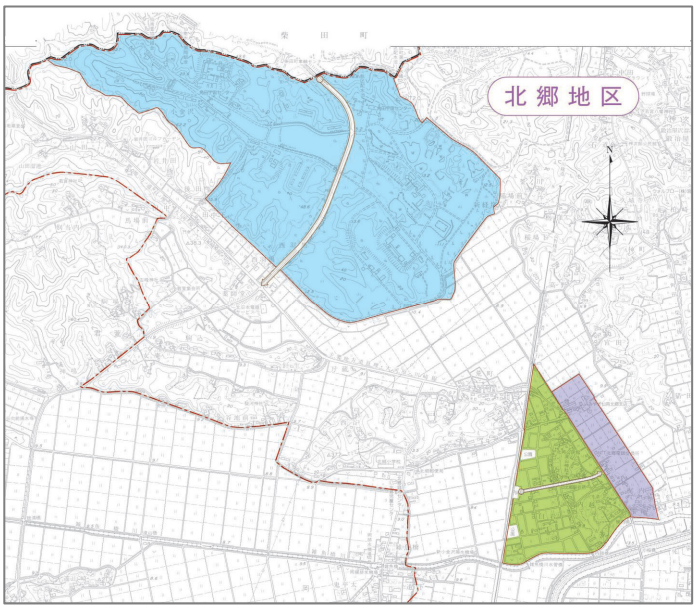
■用途地域の指定状況

用途地域	面積（ha）	用途地域	面積（ha）
住居系	509.8	商業系	51.6
第一種低層住居専用地域	115.7	商業地域	51.6
第一種中高層住居専用地域	104.9	工業系	350.0
第二種中高層住居専用地域	143.5	準工業地域	96.3
第一種住居地域	132.8	工業地域	43.3
第二種住居地域	12.9	工業専用地域	210.4
		合計	911.4

出典：都市計画基礎調査

■用途地域の指定区域





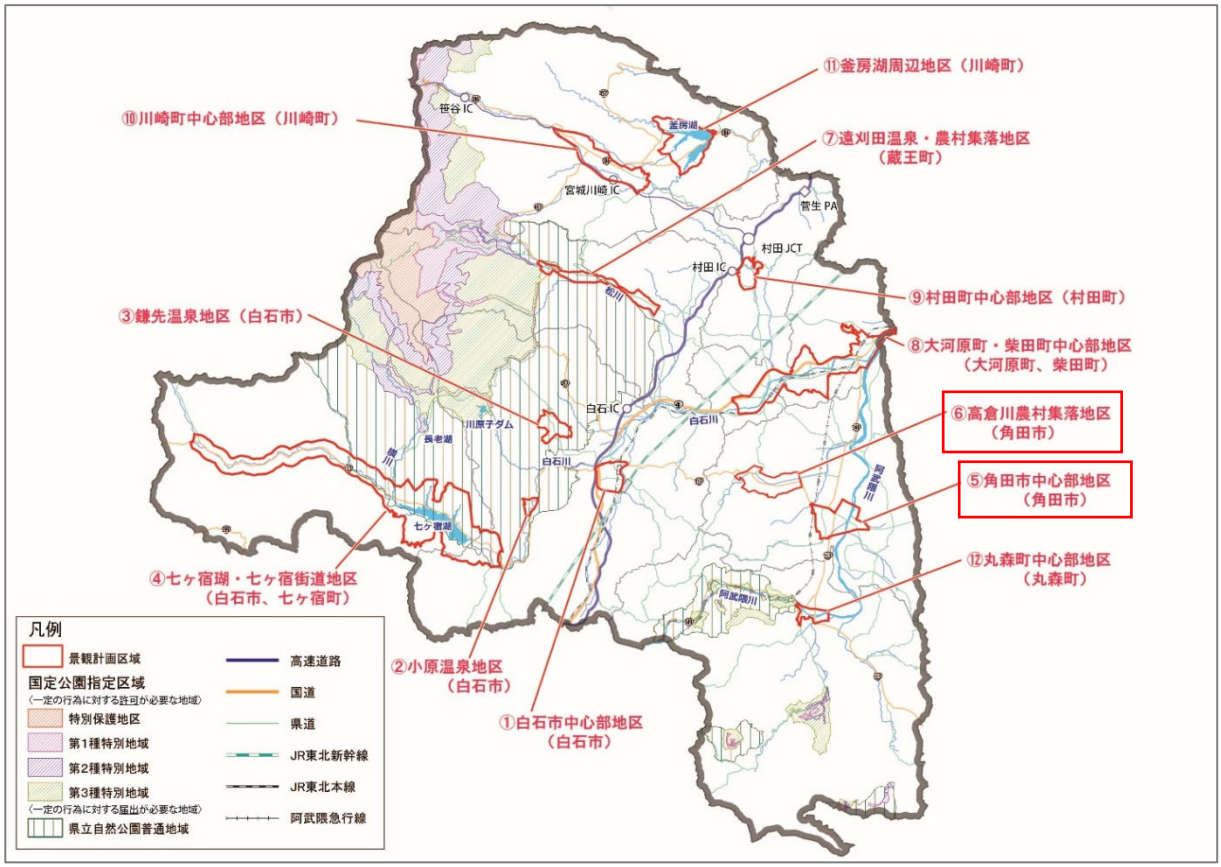
凡	例		
	容積率 80%	建蔽率 50%	第一種低層住居専用地域
	200	60	第一種中高層住居専用地域
	200	60	第二種中高層住居専用地域
	200	60	第一種住居地域
	200	60	第二種住居地域
	400	80	商業地域
	200	60	準工業地域
	200	60	工業地域
	200	60	工業専用地域
	200	70	都市計画区域内で用途地域の指定のない区域
	都市計画道路		
	都市計画区域		

出典：仙南広域都市計画（角田市）用途地域図より抜粋

景観計画

- 仙南地域では宮城県により「仙南地域広域景観計画」が策定されており、角田市では「角田市中心部地区」と「高倉川農村集落地区」の2か所が景観計画区域として指定されています。

■景観計画区域の位置



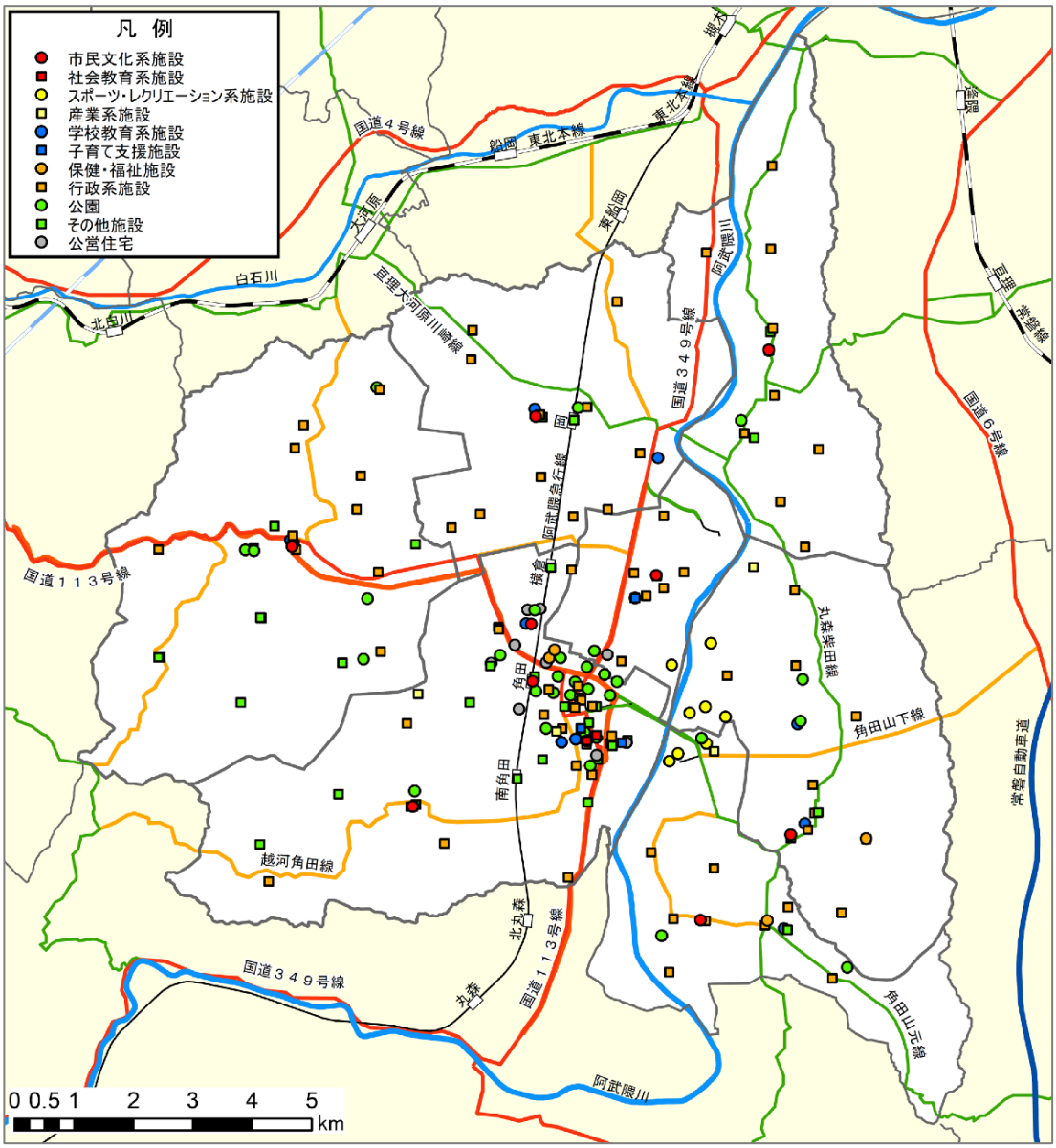
出典：仙南地域広域景観計画

（４）都市機能※

① 公共施設

- 公共施設は、中心市街地や各地域の国道・県道沿いに整備されています。特に、人口が集中している市役所周辺に多くの施設が集積しています。
- 令和５（2023）年に「角田市公共施設等総合管理計画」を改定しているほか、学校施設や公営住宅などの個別計画を改定しており、計画に沿った施設の管理を行っています。

■公共施設の分布（令和5年）



出典：角田市公共施設等総合管理計画

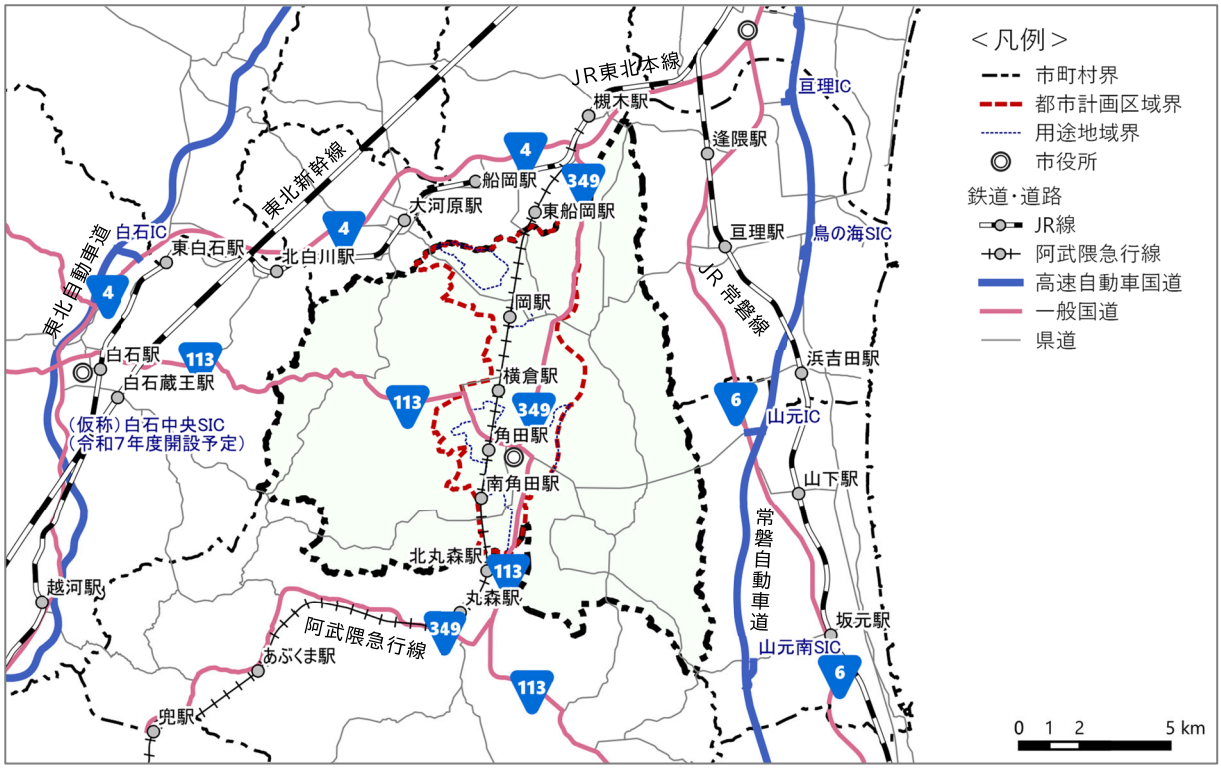
② 商業施設、医療施設

- 商業施設（店舗面積が1,000㎡以上）は市内に8件ありますが、その全てが中心市街地に立地しています。
- 医療施設は市内に28件ありますが、そのほとんどが中心市街地に立地しています。

③ 交通体系

- 鉄道は、柴田町・槻木駅と福島市・福島駅を結ぶ阿武隈急行線が整備されています。仙台市や福島市方面へのアクセスが可能です。
- バスは、民間事業者が運行する丸森・角田・山元・仙台線（令和6年度は休止予定）と、丸森町が運行する丸森町民バス大内線が市内に乗り入れていますが、市内の各地域を移動できるような路線バス等の運行はありません。平成19（2007）年度からは、市民バスに替わる公共交通サービスとして、市内全域で利用が可能なデマンド型乗合タクシー「ラビットくん」が運行されています。
- 道路網については国道113号・国道349号や各県道が整備されており、市内の移動や隣接する市町村への移動が可能となっています。また、山元ICや白石ICなどから常磐自動車道や東北自動車道を利用することで、東北地方や関東地方などへの広域移動が可能です。

■鉄道・道路網（令和4年）

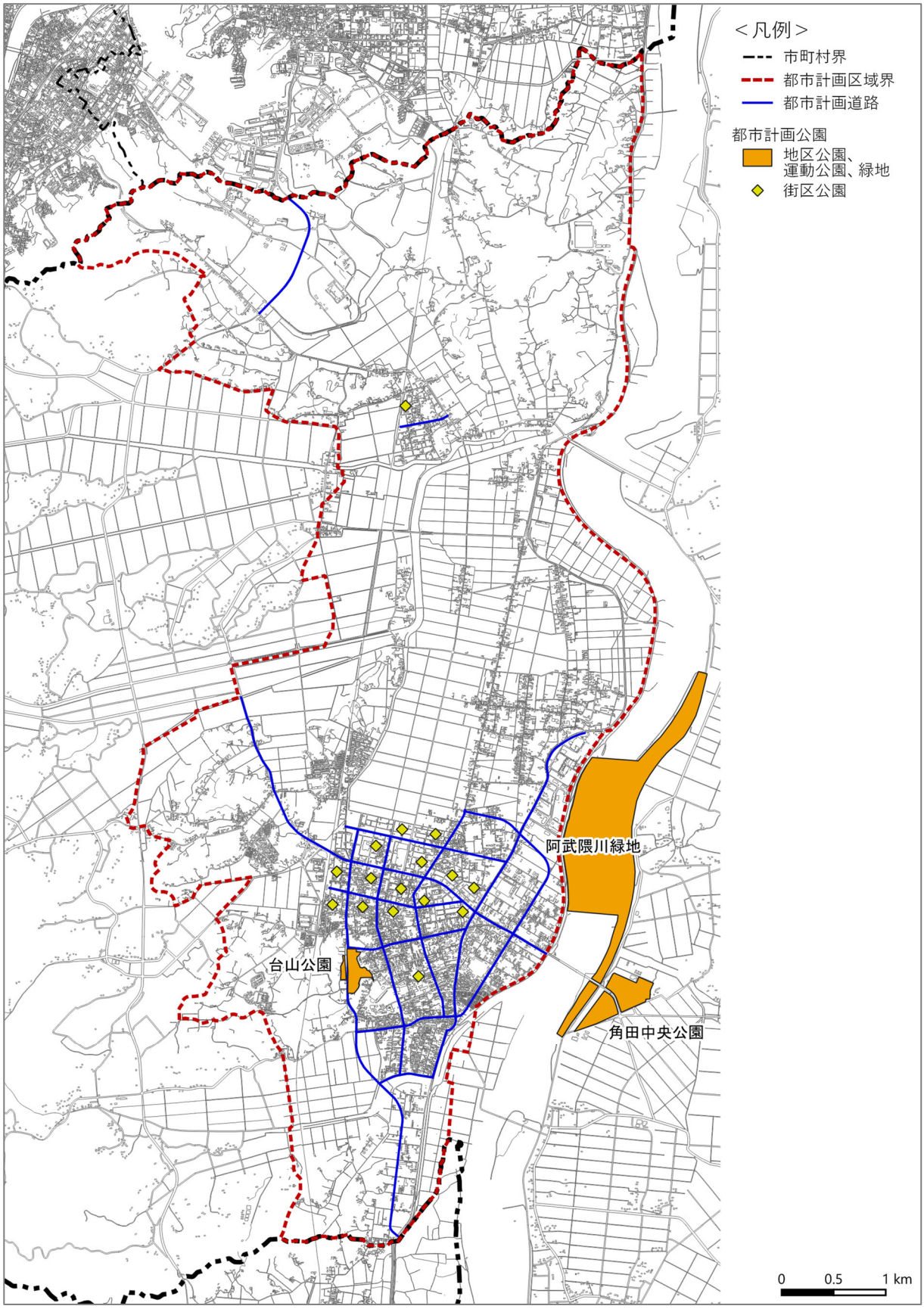


出典：国土数値情報

④ 都市計画道路、駅前広場、都市計画公園※

- 都市計画道路は13路線、計画延長は26.62kmとなっています。このうち、改良済※延長は14.07km（52.8%）、概成済※延長は4.12km（15.5%）、未整備延長は8.43km（31.7%）となっています（令和4年3月時点）。
- 駅前広場は角田駅前と岡駅前にそれぞれ計画され、全て整備済みとなっています。
- 都市計画公園のうち、都市公園（街区公園、地区公園、運動公園）は18か所27.32haが整備済みとなっています。また、緑地は1か所35.22haが整備済みとなっています。

■都市計画道路及び都市計画公園の整備状況（令和4年）

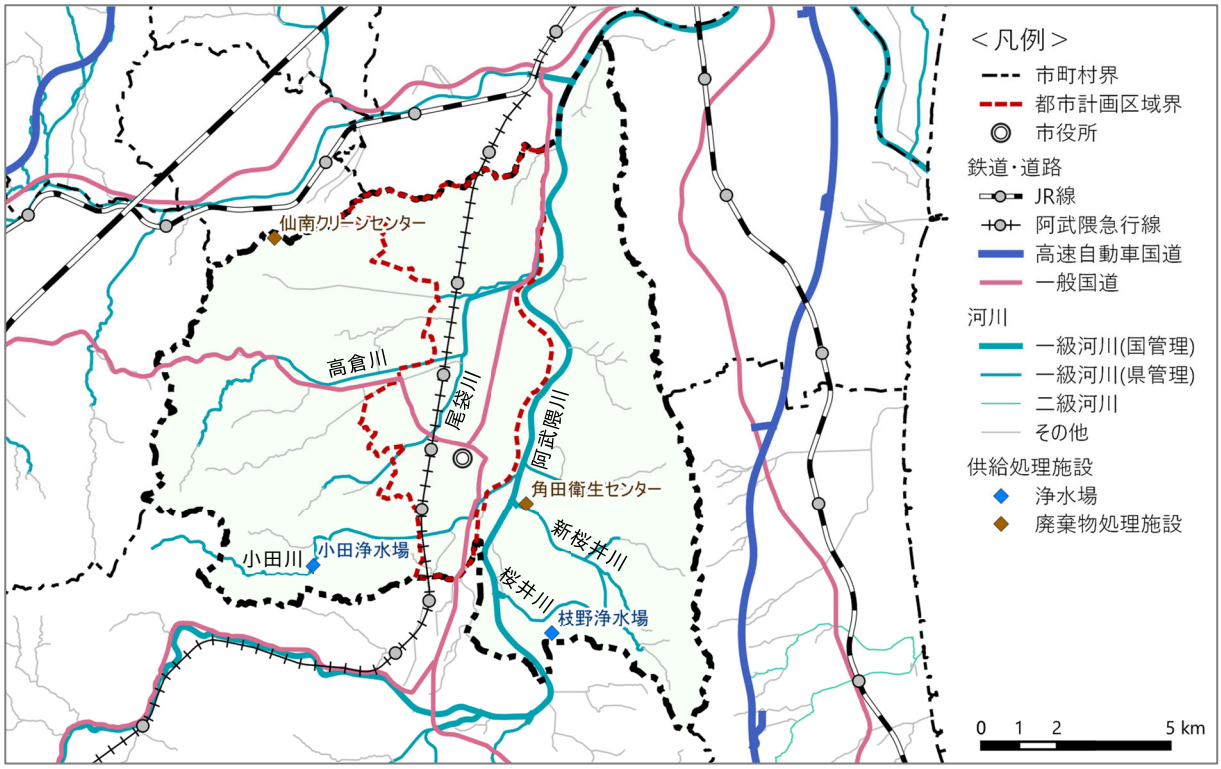


出典：都市計画基礎調査

⑤ 河川、供給処理施設

- 市内を流れる一級河川には、国の直轄管理である阿武隈川のほかに、宮城県の管理である小田川や高倉川、尾袋川などがあります。
- 上水道には、枝野・江尻・高倉の3系統があり、枝野は阿武隈川を水源とする自己水源系、江尻・高倉は仙南・仙塩広域水道用水供給事業からの受水系となっています。
- 下水道（汚水）は、事業計画区域822.4haのうち供用区域が665.0haであり、整備率は80.9%となっています。また、下水道（雨水）は、事業計画区域203.3haのうち供用区域が147.0haであり、整備率は72.3%となっています。
- 平成29（2017）年に整備された仙南クリーンセンターは、仙南地域2市7町のごみ処理を担っています。仙南クリーンセンターの整備前にごみ処理を担ってきた角田衛生センターでは、現在、し尿処理や動物死体の焼却を行っています。

■河川・浄水場・ごみ処理施設の分布



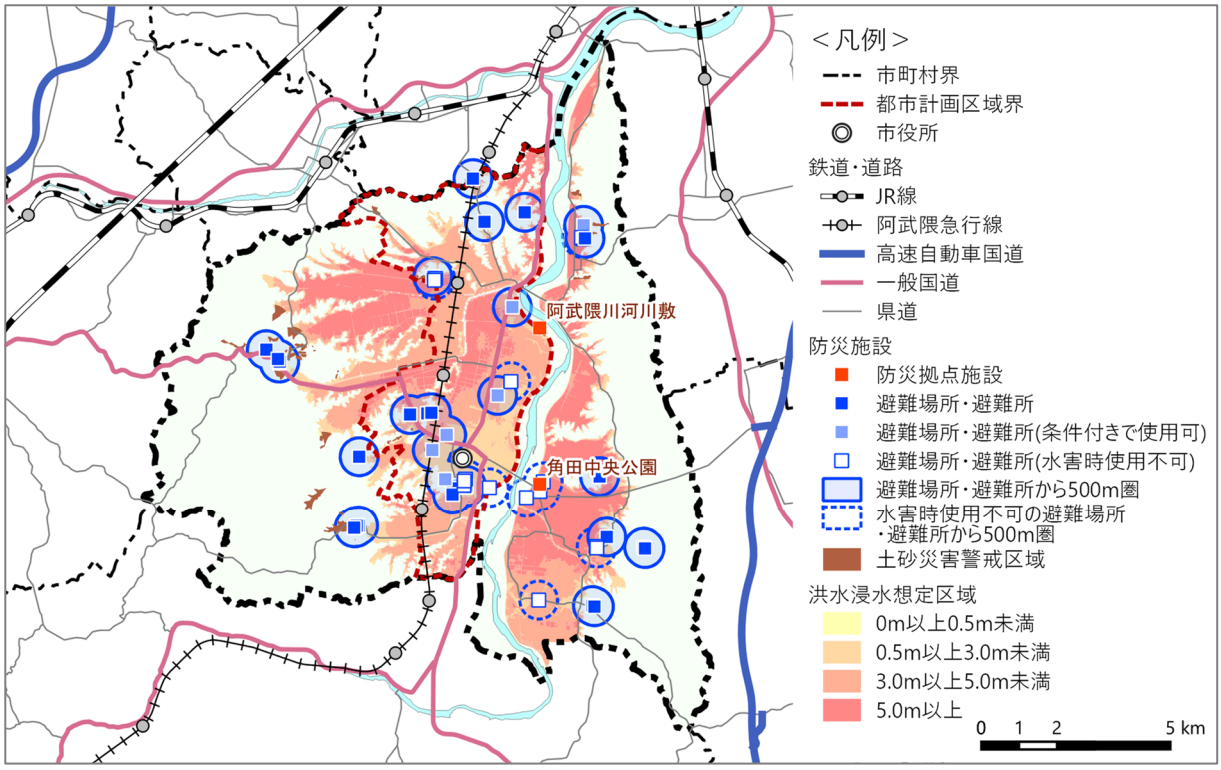
出典：国土数値情報，角田市HP

（５）安全・安心

① 防災

- 市中央部を一級河川である阿武隈川が流れているため、洪水による浸水想定区域が面的に広がっています。令和元年東日本台風では、大雨の影響で大規模な洪水が発生し、死者1名、床上浸水736件、床下浸水806件などの被害がありました。
- 市内では、49か所の指定緊急避難場所※・指定避難所※が指定されていますが、その一部は浸水想定区域内にあるなど、災害の種類によっては使用できないものがあります。水害の場合は、15か所で使用できず、10か所は「2階以上」などの条件付きで使用することになっています。
- 令和3（2021）年に「角田市国土強靭化地域計画」を策定し、また、令和4（2022）年に「角田市地域防災計画」の修正を行ったほか、令和元年東日本台風による被害を受けて令和3（2021）年には「角田市防災・減災構想」を策定しており、これらの計画・構想に沿って災害対策を進めています。

■災害想定と防災施設の分布



出典：角田市HP、都市計画基礎調査、国土数値情報

② 空き家・空き地

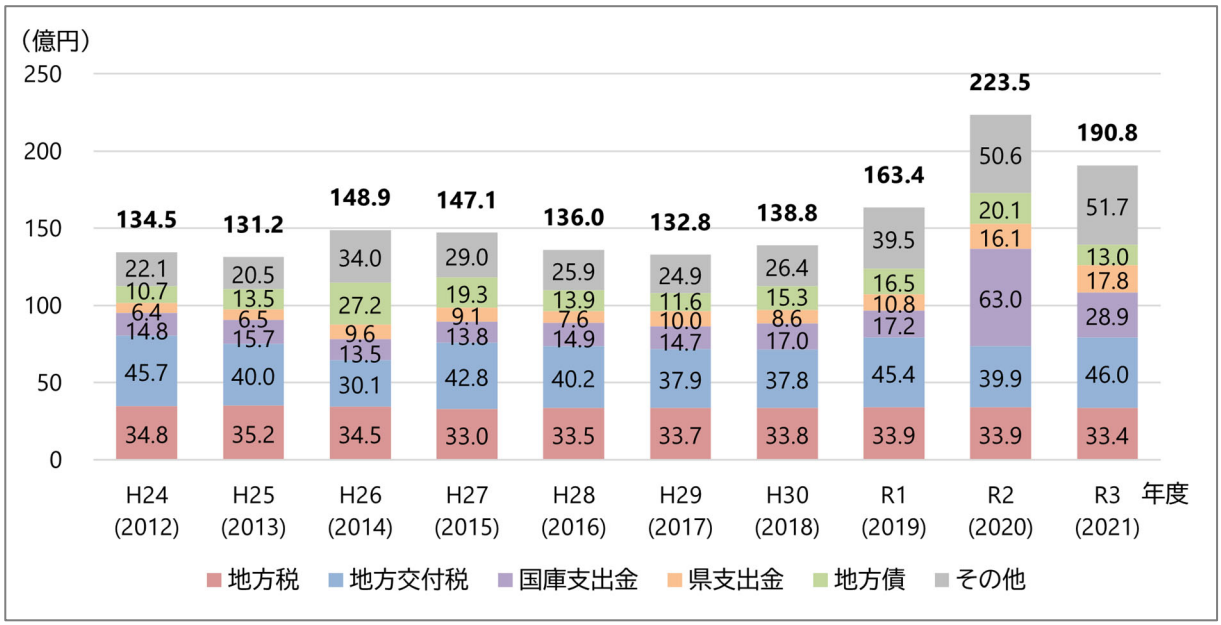
- 角田市の空き家率は、13.1%となっています。これは、宮城県下14市の平均12.4%を上回っています。
- 用途地域指定区域内の空き宅地率は、10%前後の地域が多くなっていますが、区域内の一部においても20%を超える地域も存在します。

（６）行政経営

① 歳入・歳出

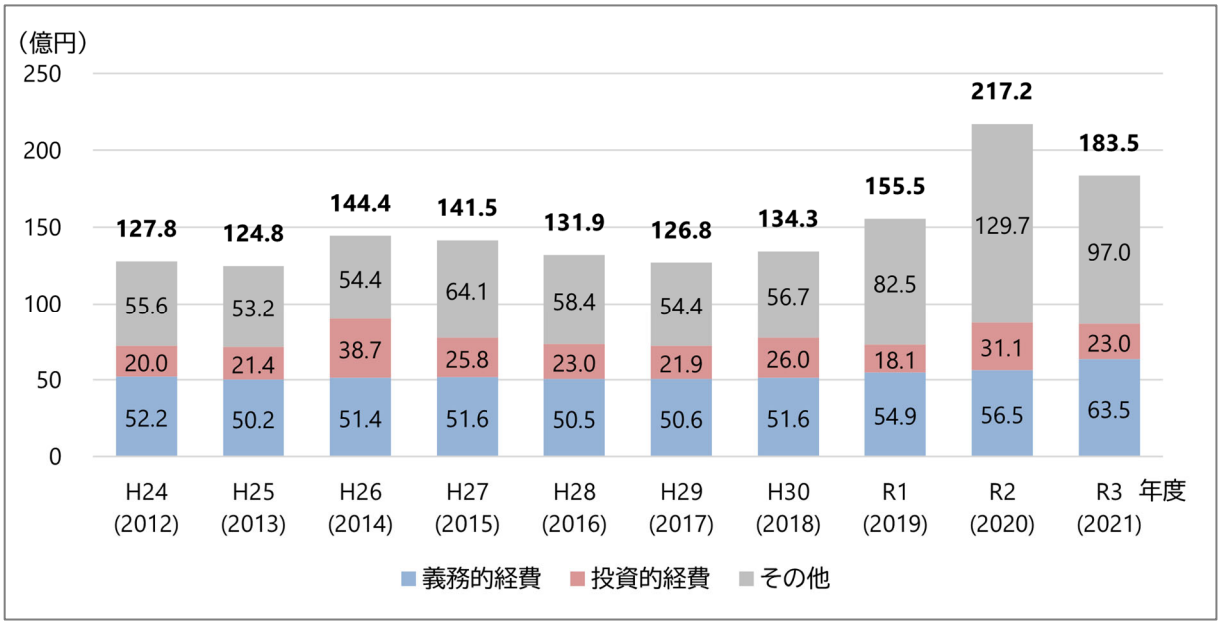
- 角田市の歳入は、140億円程度で推移していましたが、令和元年東日本台風の被害や新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、令和2（2020）年度に大きく増加しました。
- 歳入のうち地方税は33～35億円で推移しており、この10年間で大きな変化はありません。
- 角田市の歳出は、130億円前後で推移していましたが、歳入と同様に令和元年東日本台風の被害や新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、令和2（2020）年度に大きく増加し、210億円を超えました。

■歳入の推移



出典：総務省市町村決算カード

■歳出の推移

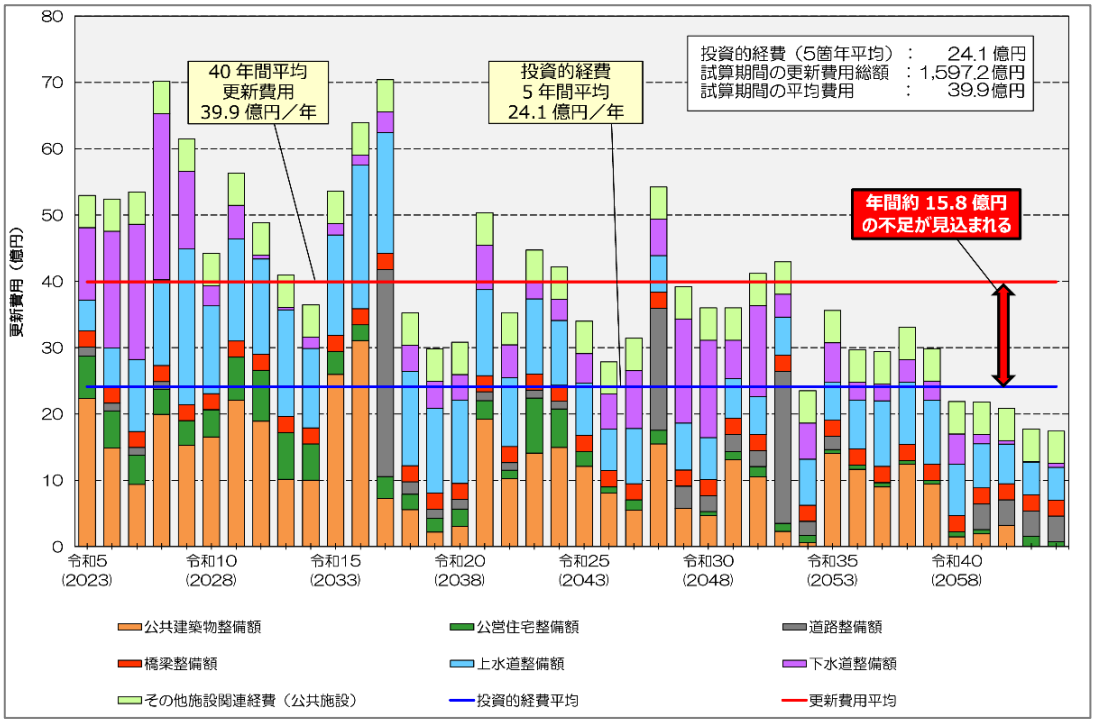


出典：総務省市町村決算カード

② 公共施設等管理

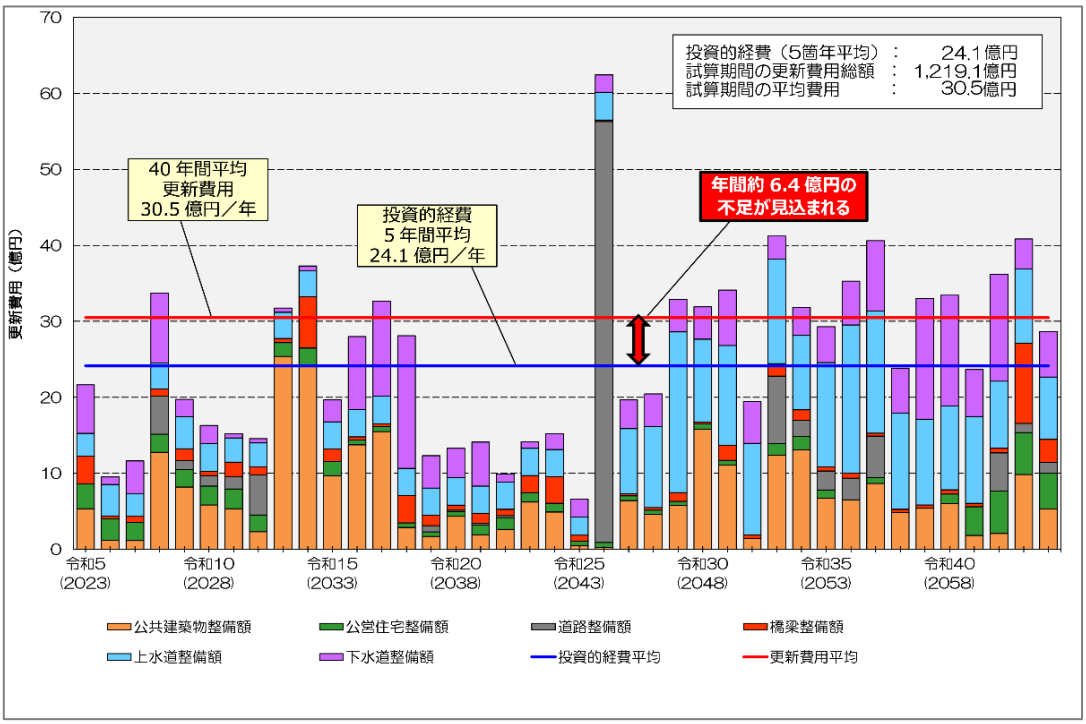
- 令和5（2023）年3月改定の『角田市公共施設等総合管理計画』では、公共建築物やインフラ施設の維持に当たって、改修や建替え、補修や更新にかかる費用の負担増加が想定されており、長寿命化などによる更新費用の平準化や保有施設の削減などを検討する必要性が示されています。

■公共施設等の維持・管理コスト（耐用年数で単純更新する場合）



出典：角田市公共施設等総合管理計画

■公共施設等の維持・管理コスト（長寿命化等対策を実施する場合）



出典：角田市公共施設等総合管理計画

③ 環境対策

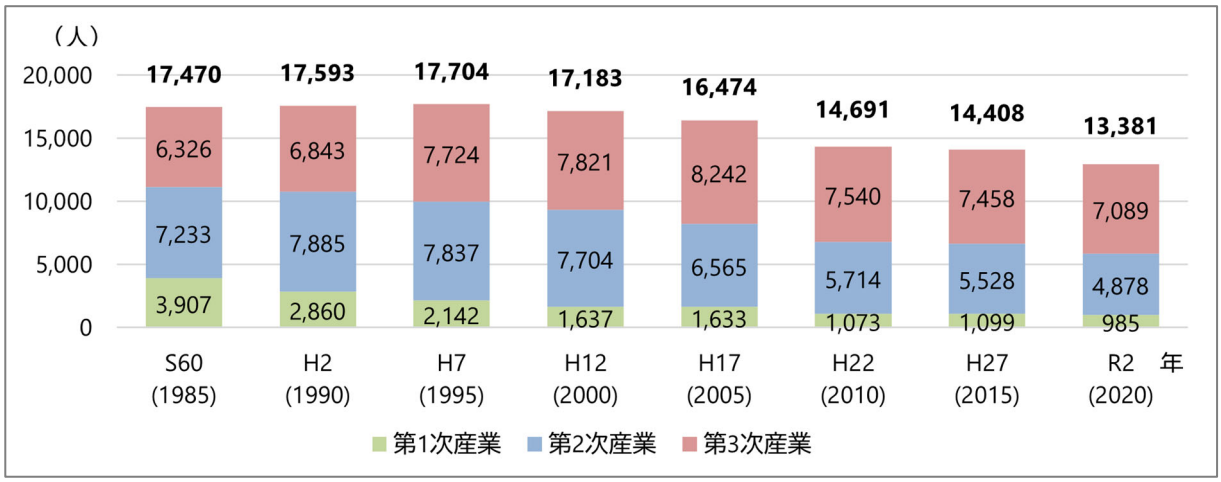
- 持続可能な開発目標（SDGs）は、持続可能な社会の実現に向けた世界共通の目標として、平成27（2015）年に国際連合で採択されました。角田市では、令和4（2022）年に策定した角田市第6次長期総合計画の重点プロジェクトや各施策に、SDGsで示されている17のゴールを関連付けて取り組むなど、持続可能なまちづくりを進めています。
- 角田市は、令和4（2022）年6月に、令和32（2050）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ※」を目指すことを宣言しました。また、令和5（2023）年には、「角田市第3次環境基本計画」を策定し、「脱炭素社会」の実現を目指すべき環境像に加え、本市の目指すべき環境像を「『緑・水・人』調和のとれた環境都市　－次世代につなぐゼロカーボンシティを目指して－」と設定しました。

（7）産業

① 産業全体

- 人口減少と同様に、市内の従業者数も減少傾向が続いています。中でも第1次産業の従業者数は、平成2（1990）年から令和2（2020）年までの30年間でおよそ3分の1にまで減少しています。

■産業分類別従業者数の推移



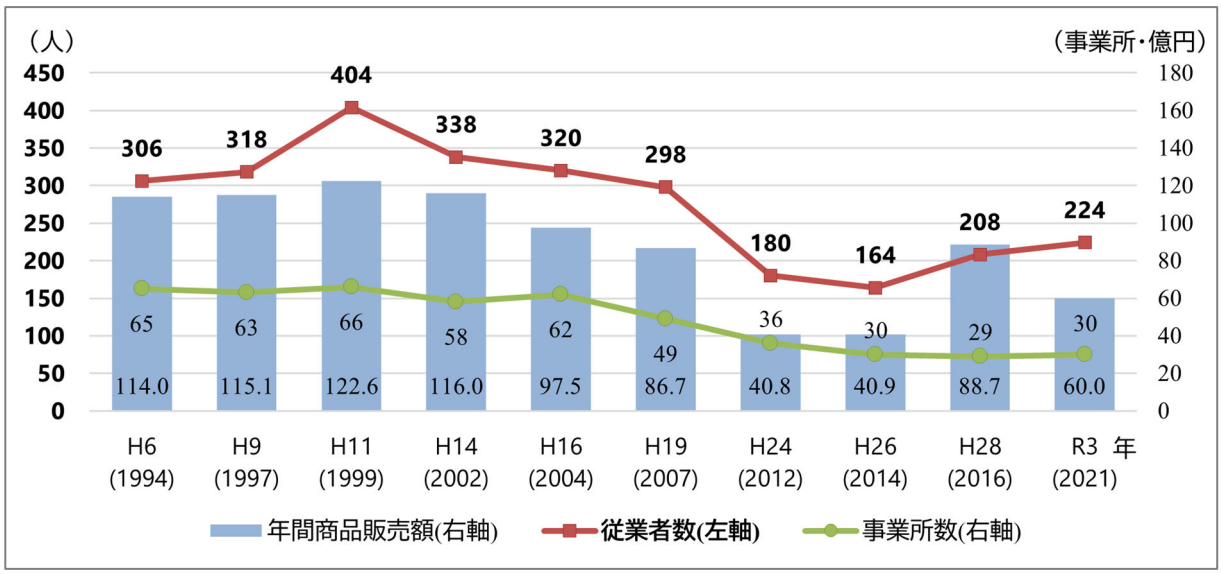
出典：国勢調査

② 商業

卸売業・小売業

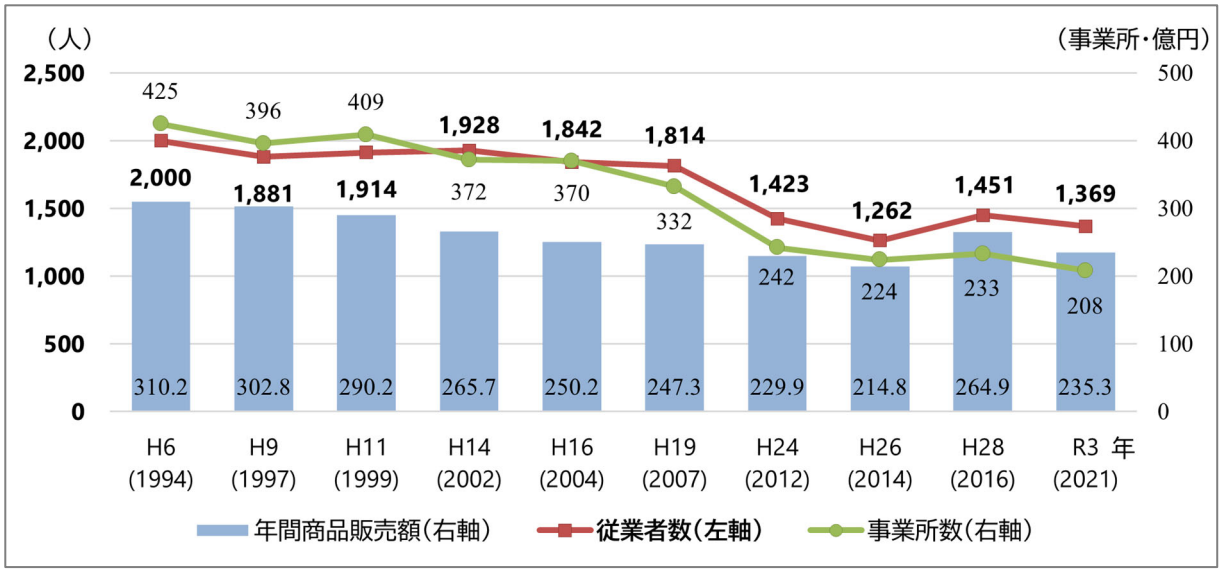
- 卸売業の事業所数は、年々減少傾向にあります。平成20（2008）年のリーマン・ショックや平成23（2011）年の東日本大震災以降、従業者数・年間商品販売額は、半分近くにまで減少しましたが、平成28（2016）年調査時には回復傾向にあります。
- 卸売業と同様に、小売業の従業者数・事業所数・年間商品販売額は緩やかな減少傾向にありますが、平成28（2016）年に増加傾向に転じています。また、事業所1件当たりの売場面積は増加しており、店舗等の大規模化が進んだためとみられますが、平成24（2012）年以降は縮小傾向にあります。

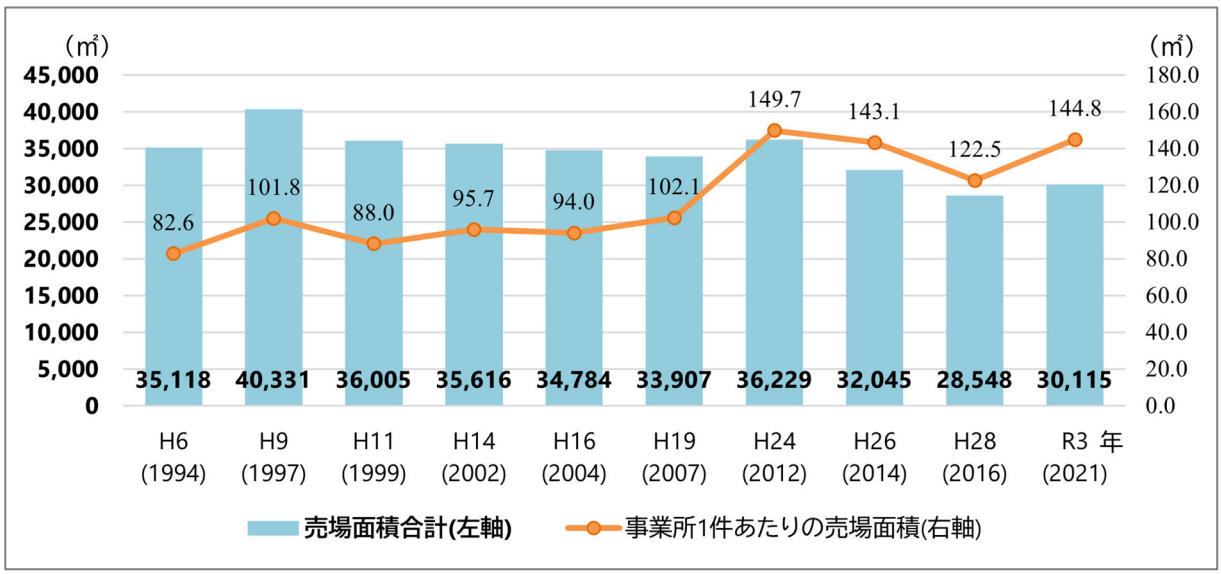
■卸売業の推移



出典：商業統計調査、経済センサス

■小売業の推移



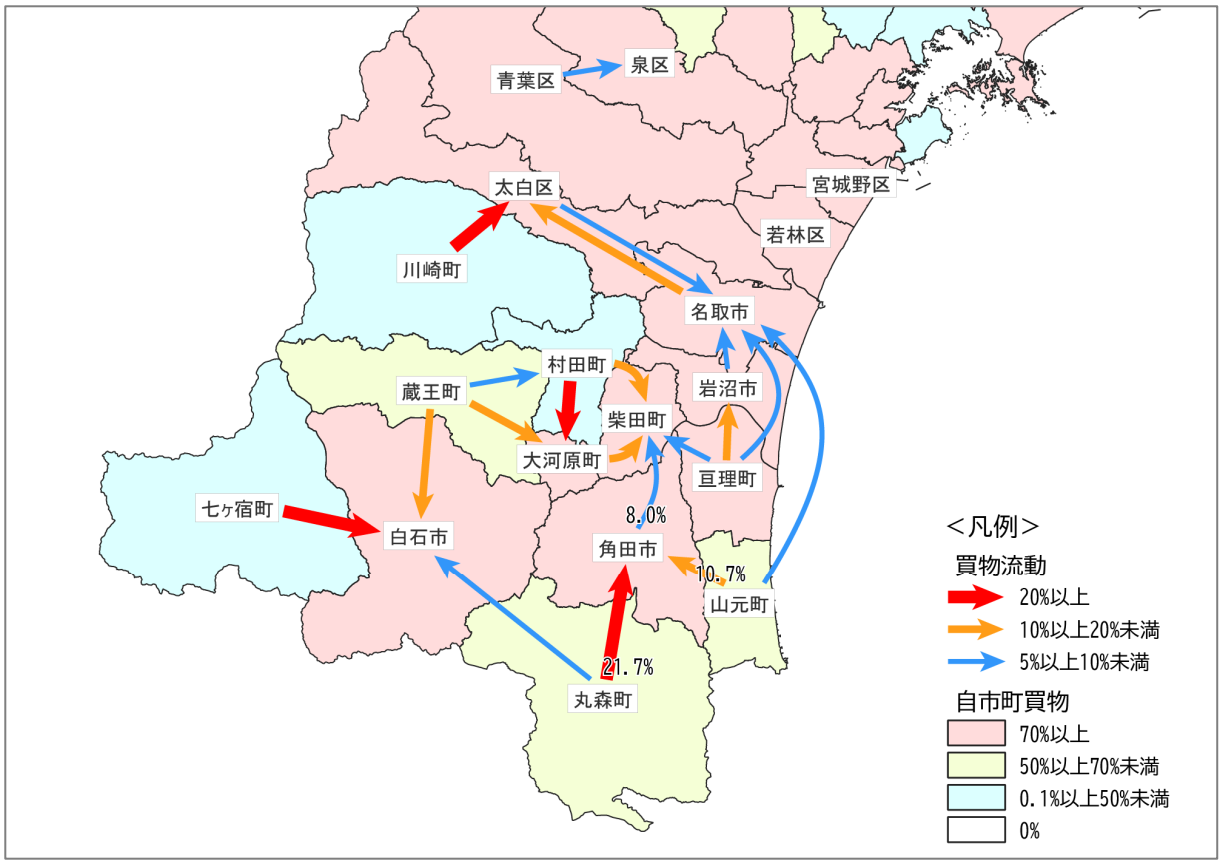


出典：商業統計調査、経済センサス

買物流動

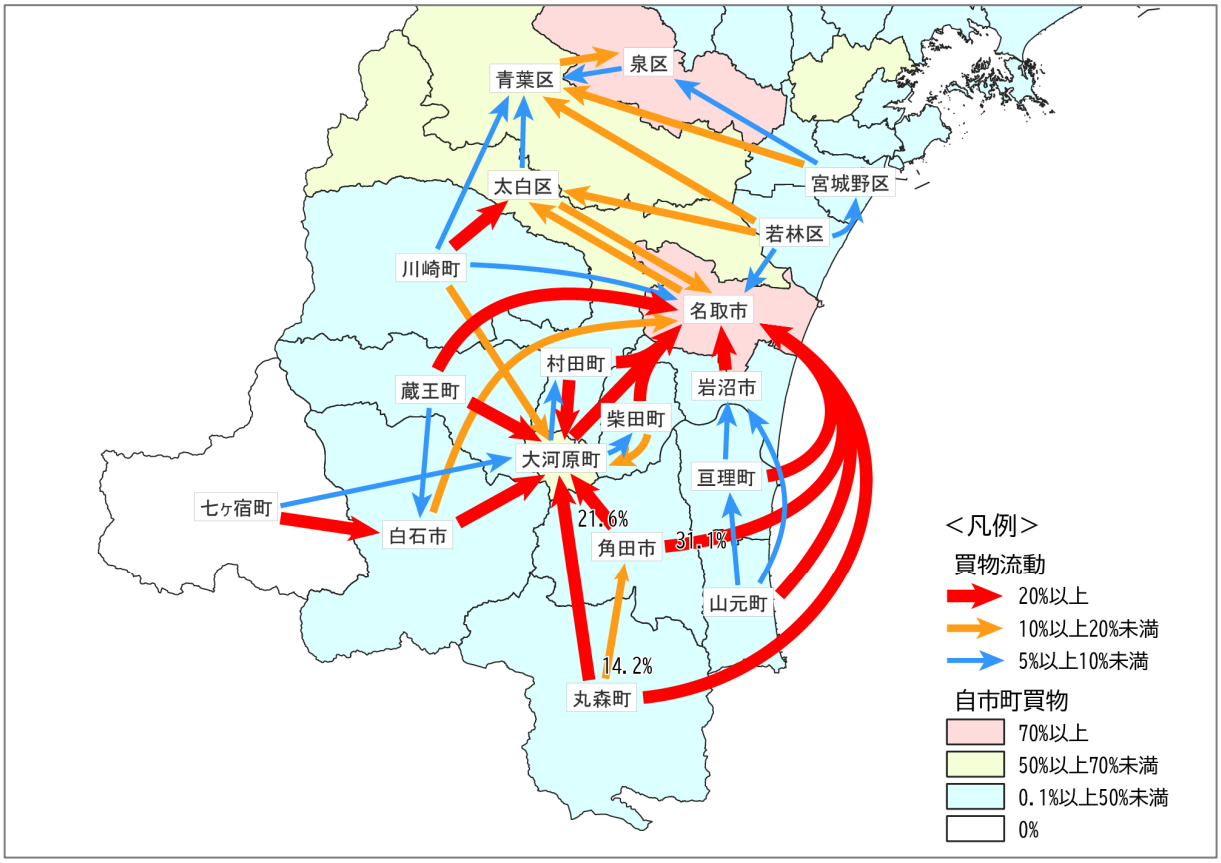
- 最寄品（食料品、酒類、米穀、日用雑貨品、衣料品・化粧品）の買い物の行き先は、角田市内が85.9%となっています。また、丸森町からは21.7%が角田市に流入しています。
- 買回品（衣料品、文化品）の買い物の行き先は、名取市が31.1%と最も多く、角田市内が25.1%と続きます。また、丸森町からは14.2%が角田市に流入しています。
- サービス（家族連れの外食）の行き先は、角田市内が28.5%と最も多く、大河原町が27.7%と続きます。また、丸森町からは13.1%が角田市に流入しています。

■最寄品（食料品、酒類、米穀、日用雑貨品、衣料品・化粧品）の買物流動（令和3年）



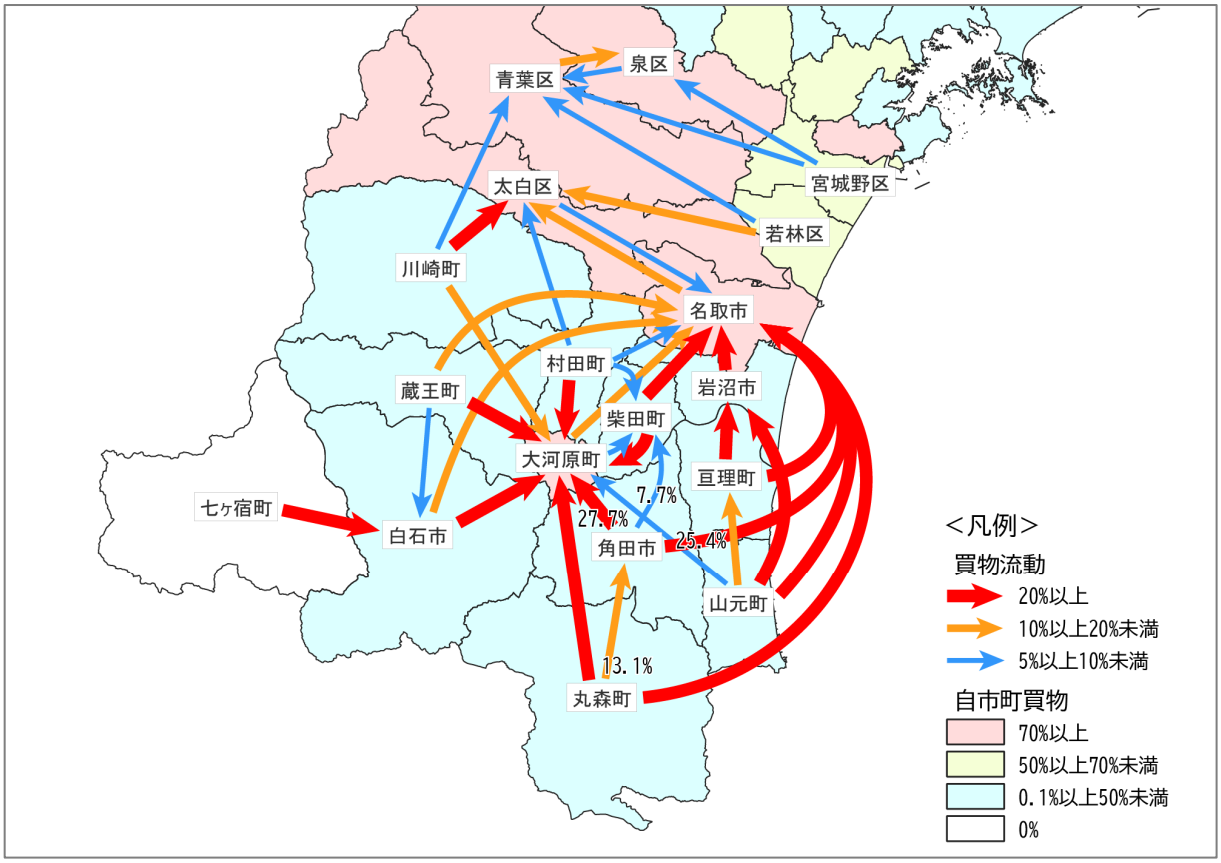
出典：宮城県の商圏 消費購買動向調査報告書

■買回品（衣料品、文化品）の買物流動（令和3年）



出典：宮城県の商圏 消費購買動向調査報告書

■サービス（家族連れの外食）の買物流動（令和3年）

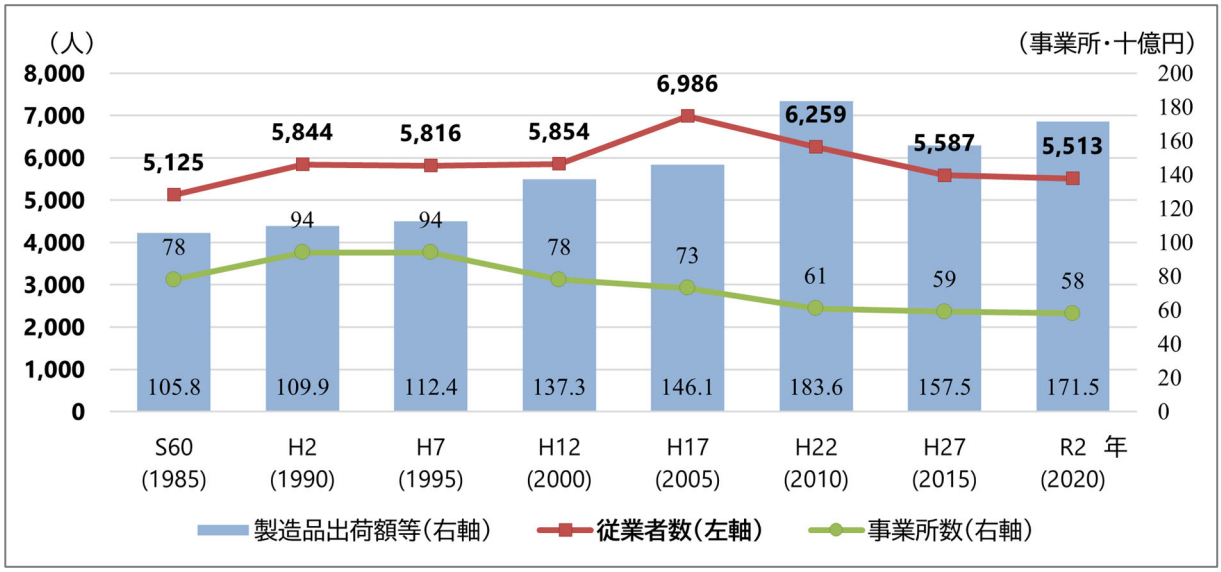


出典：宮城県の商圏 消費購買動向調査報告書

③ 工業

- 事業所数は減少傾向にありますが、従業者数は横ばいの状態が続いています。一方で製造品出荷額等は増加傾向にあり、事業所1件当たりの出荷額等が増加しています。

■製造業の推移

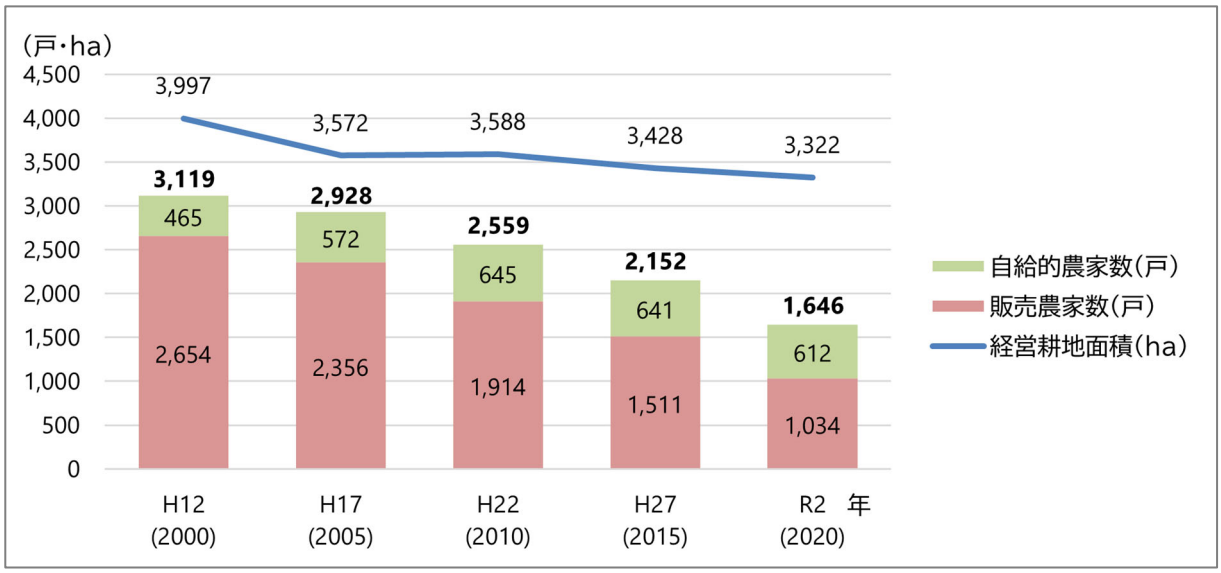


出典：工業統計調査、経済センサス

④ 農業

- 総農家数は減少が続き、特に販売農家数は平成12（2000）年以降の20年間で半数以下にまで減少しています。また、自給的農家数は平成22（2010）年まで増加傾向にありましたが、現在では減少傾向に転じています。
- 経営耕地面積については、比較的緩やかな減少傾向にありますが、平成12（2000）年以降の20年間で1割以上減少しています。

■農業の推移

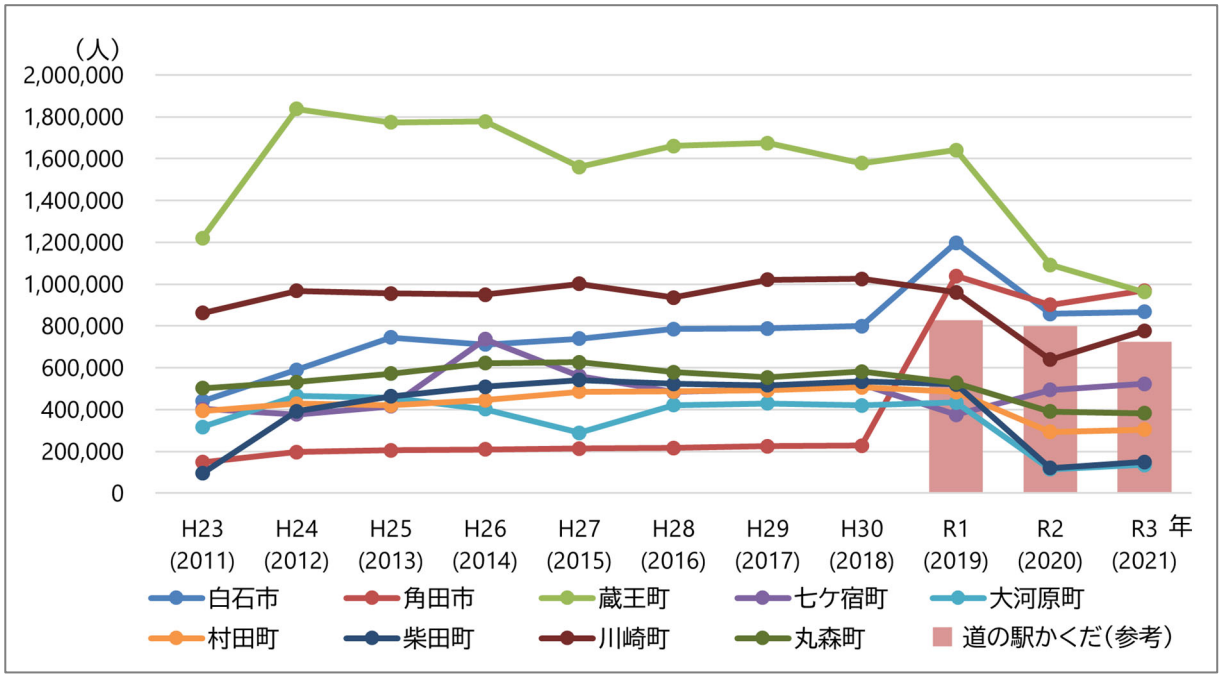


出典：農林業センサス

⑤ 観光

- 平成30（2018）年まで角田市を訪れる観光客は仙南地域で最も少なかったものの、道の駅かくだが平成31（2019）年4月に開業したことで大きく増加しました。

■観光客入込数の推移



出典：宮城県観光統計概要



［道の駅かくだ］

（８）市民アンケート調査

① 調査概要

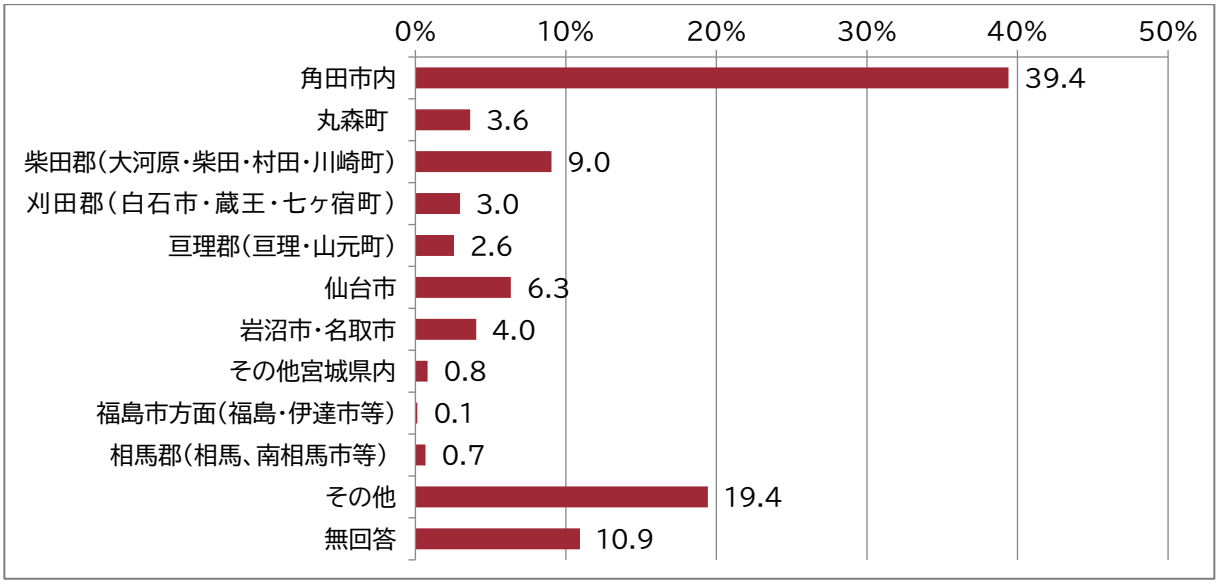
調査地域	角田市全域
調査対象	角田市在住の18歳以上の市民から2,000人を無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和4（2022）年11月11日　～　11月30日
回収結果	回収数　741件　　回収率　37.1%

② 主な調査結果

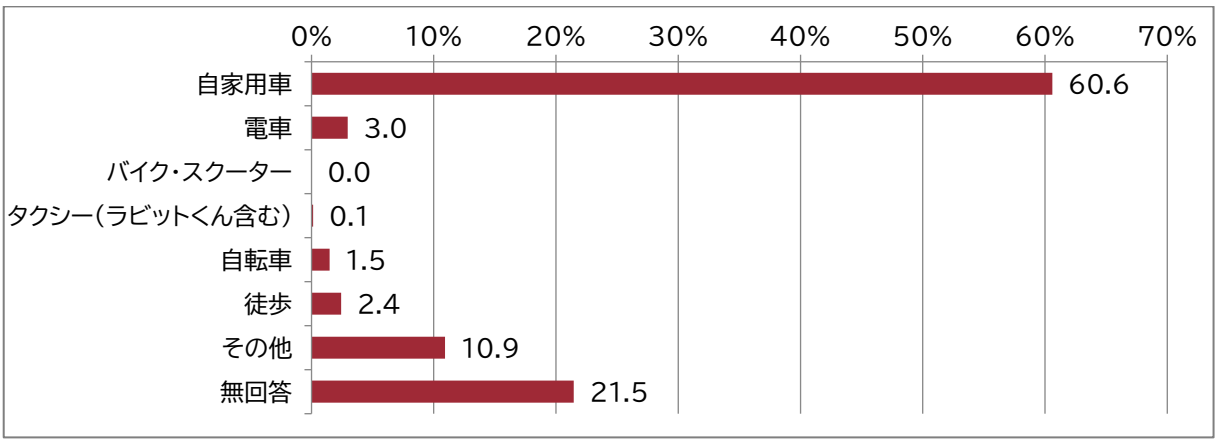
日常の生活圏（通勤・通学）

- 通勤・通学先は「角田市内」が39.4%と最も多く、移動手段は「自家用車」が60.6%であり、半数以上を占めています。市内には阿武隈急行線の4駅を有していますが、「電車」による通勤・通学は3.0%にとどまります。

■通勤・通学先



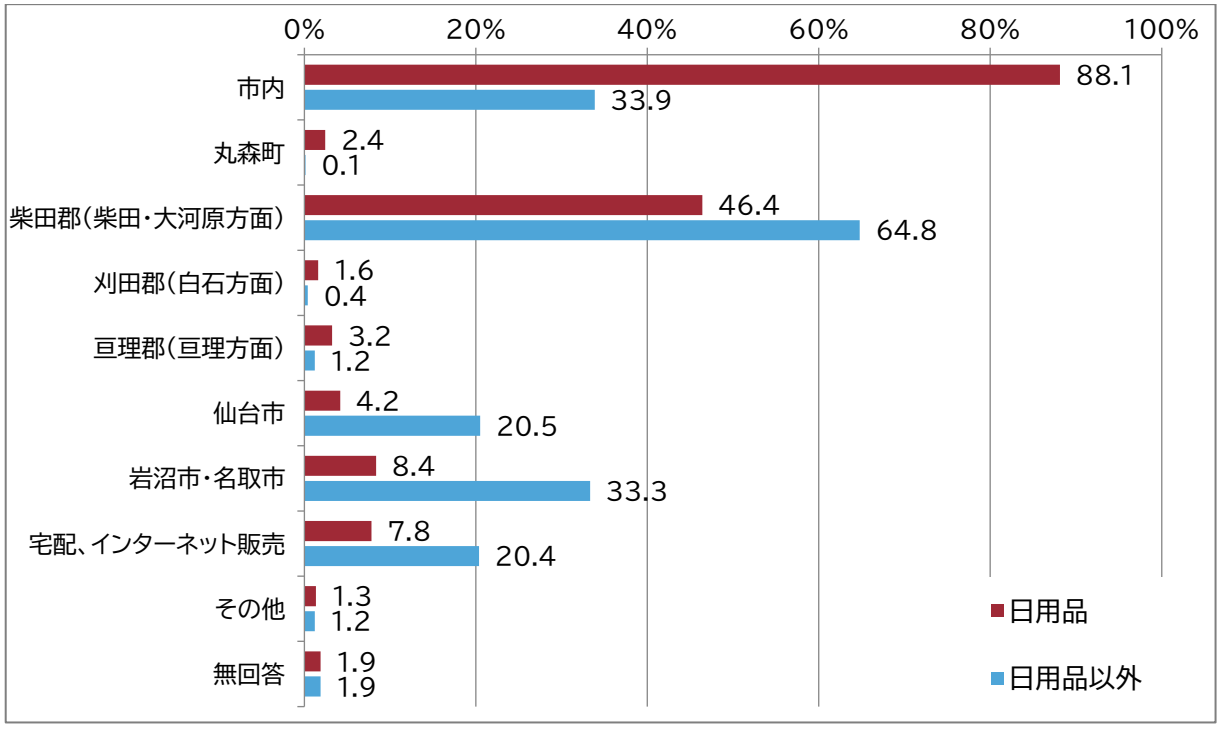
■通勤手段・通学手段



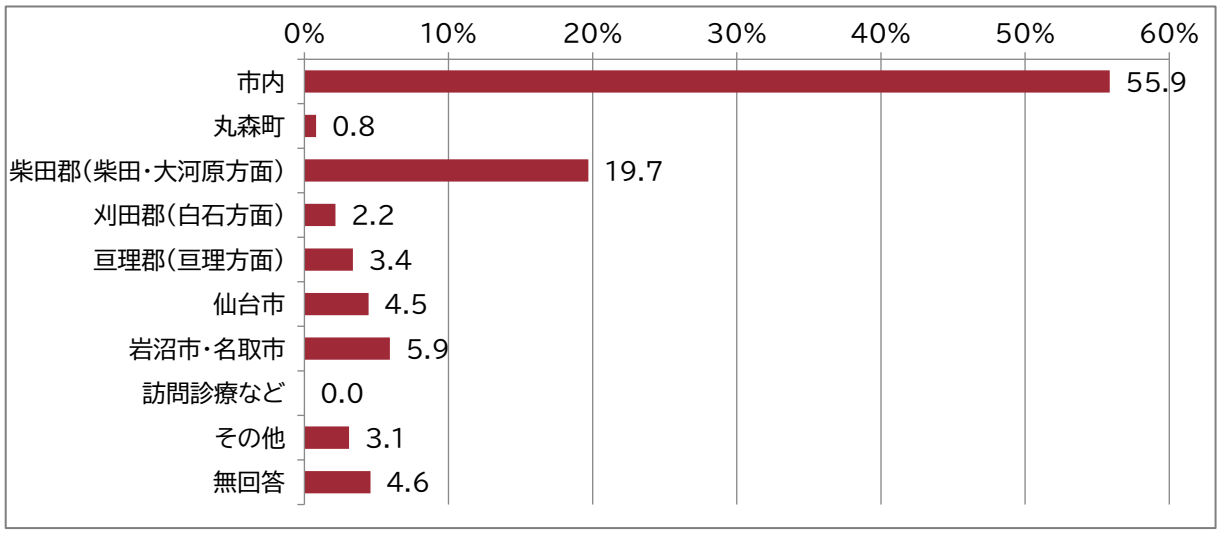
日常の生活圏（買い物・医療施設）

- 日用品の買い物先は「市内」が88.1%と最も多く、日用品以外については「柴田郡（柴田・大河原方面）」が64.8%と最も多くなっています。
- 主に利用する医療施設をみると、東根地区、北郷地区、西根地区では「柴田郡（柴田・大河原方面）」が上位となっています。
- 市民の日常生活圏は市内にとどまらず、市外の柴田町、大河原町等にも広がっていることがうかがえます。

■買い物先



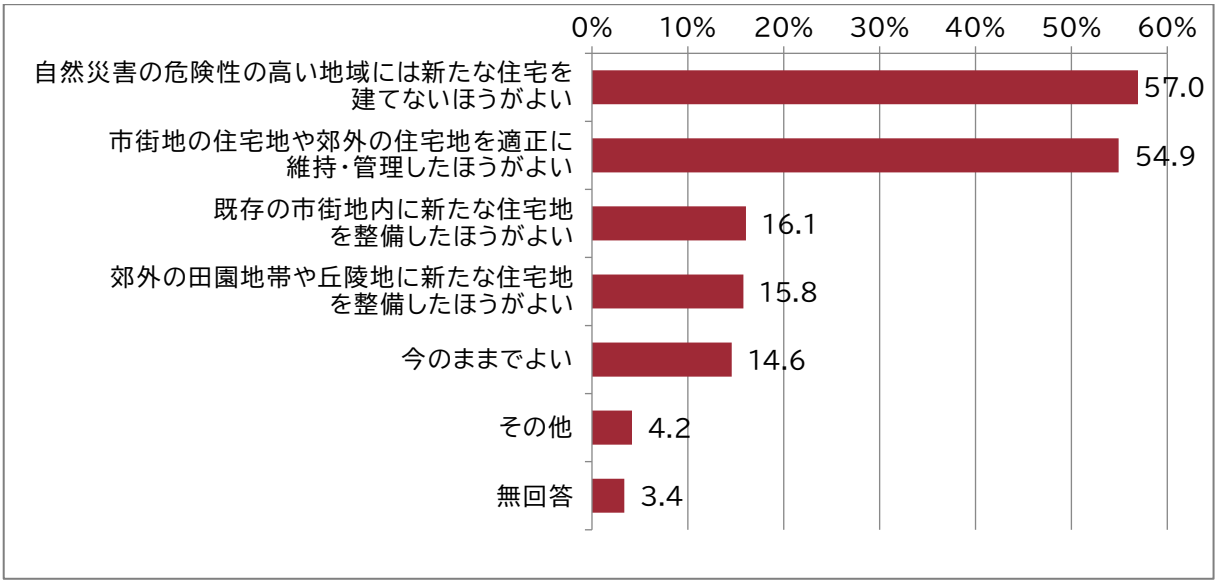
■医療施設の行先



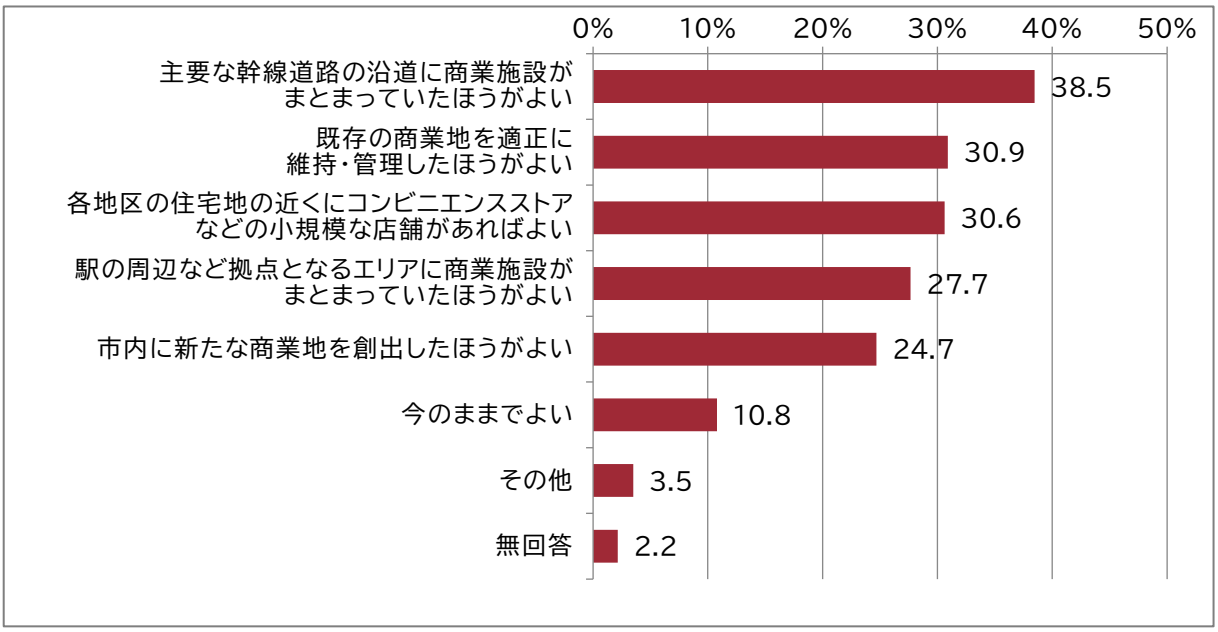
都市づくりの方向性（住宅地）

- 住宅地や商業地については、基本的には既存の土地利用を適正に維持・管理し、新たな住宅地や商業地の創出は望んでいない傾向が見られました。
- 産業地については、「交通利便性の高い地域に新たな産業地を創出したほうがよい」と「既存の産業地を適正に維持・管理したほうがよい」が、他と比べて高い回答率で上位2項目にあげられています。
- 市民意向からは、住宅地・商業地・産業地といった市街地は、基本的に現在の土地利用を適正に維持・管理するとともに、本市の持続的発展をけん引する工業のための産業地については、周辺環境との調和に配慮しながら交通利便性の高い地域などに、計画的に創出すべきという意向が伺えます。

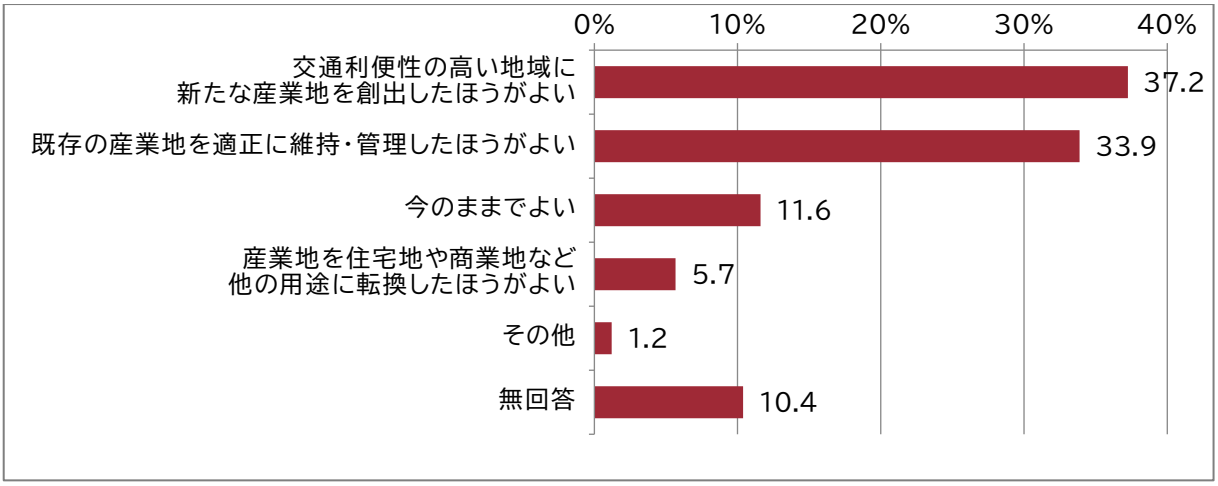
■これからの本市の住宅地のあり方



■これからの本市の商業地のあり方

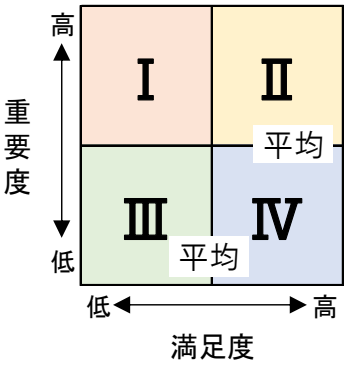


■これからの本市の産業地のあり方



生活環境の満足度・重要度

- 「利便性」や「都市基盤」の項目においては、「病院など医療・福祉施設の充実」や「買い物の便利さ」のほか、「生活道路の整備」や「広域幹線道路の整備」などについて、市全域において特に満足度が低く、重要度が高い項目（右図における「Ⅰ」に該当）となっています。
- 「安全性」の項目では、「交通安全対策」、「自然災害に対する防災対策」、「まちの防犯対策」、「空き家などの管理及び抑制対策」の全ての項目において、市全域において特に満足度が低く、重要度が高い項目となっています。



Ⅰ：満足度が平均より低く、重要度が平均より高い
Ⅱ：満足度が平均より高く、重要度も平均より高い
Ⅲ：満足度が平均より低く、重要度も平均より低い
Ⅳ：満足度が平均より高く、重要度が平均より低い

■生活環境の満足度・重要度

		主要施策	角田地区	横倉地区	小田地区	枝野地区	藤尾地区	東根地区	桜地区	北郷地区	西根地区	市全体
利便性	ア	通勤・通学の便利さ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ
	イ	鉄道の利用しやすさ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅲ	Ⅲ
	ウ	自動車の利用しやすさ	Ⅱ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅳ	Ⅱ
	エ	デマンド型タクシーの利用しやすさ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ
	オ	買い物の便利さ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ
	カ	役所など行政窓口の充実	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅱ
	キ	病院など医療・福祉施設の充実	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ
都市基盤	ク	生活道路の整備	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ
	ケ	広域幹線道路の整備	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ
	コ	雨水処理の施設の整備	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅲ	Ⅰ
	サ	上下水道（農業集落排水）の整備	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅳ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	Ⅱ
	シ	市営住宅の整備	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅲ
	ス	消防・防災拠点の整備	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅱ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅱ
	セ	学校など教育施設の整備	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅳ	Ⅰ	Ⅱ
	ソ	図書館など文化施設の整備	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅲ	Ⅳ
	タ	体育館などスポーツ施設の整備	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ
	チ	公園などの遊び場の整備	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ
快適性・魅力	ツ	自然環境の保全	Ⅳ	Ⅳ	Ⅱ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅱ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ
	テ	営農環境の保全・管理	Ⅳ	Ⅳ	Ⅱ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅱ	Ⅳ
	ト	河川の整備	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ
	ナ	景観の美しさ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ
	ニ	歴史・文化資源の保全・活用	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ
	ヌ	宅地の広さやゆとり	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ
	ネ	騒音、悪臭などの公害対策	Ⅰ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅳ	Ⅳ	Ⅱ
安全性	ノ	交通安全対策	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ
	ハ	自然災害に対する防災対策	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ
	ヒ	まちの防犯対策	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ
	フ	空き家などの管理及び抑制対策	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ

（9）市内勤務者アンケート調査

① 調査概要

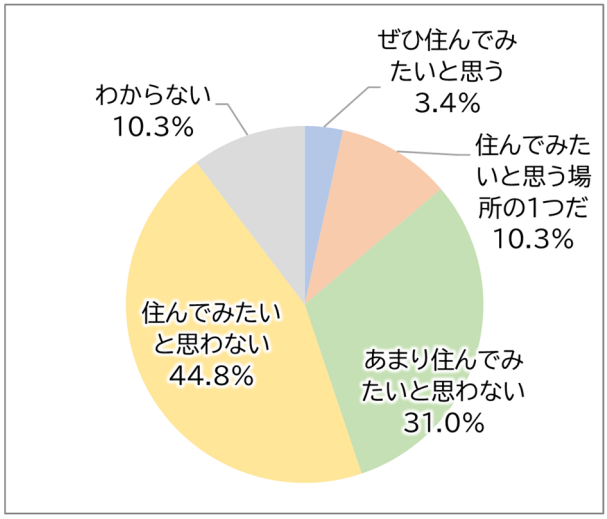
調査対象	角田市内立地企業35社の従業者
調査方法	Webアンケート
調査期間	令和4(2022)年11月29日 ～ 12月31日
回収結果	回収数 55件

② 主な調査結果

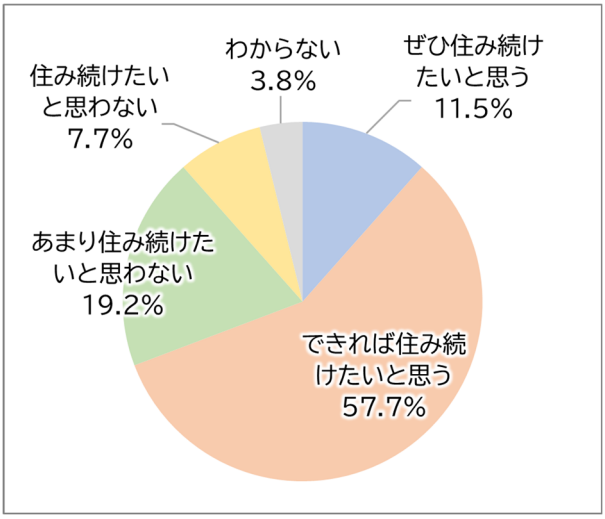
居住意向

- 市外居住者では「住んでみたいと思わない」44.8%、「あまり住んでみたいと思わない」31.0%の順に回答率が高く、「ぜひ住んでみたいと思う」と「住んでみたいと思う場所の1つだ」を合わせた回答率13.7%を大きく上回っています。
- 市内居住者では「できれば住み続けたいと思う」57.7%、「あまり住み続けたいと思わない」19.2%、「ぜひ住み続けたいと思う」11.5%の順に回答率が高く、「住み続けたい」意向の回答率69.2%は、「住み続けたいと思わない」意向の回答率26.9%を大きく上回っています。

■市外居住従業者



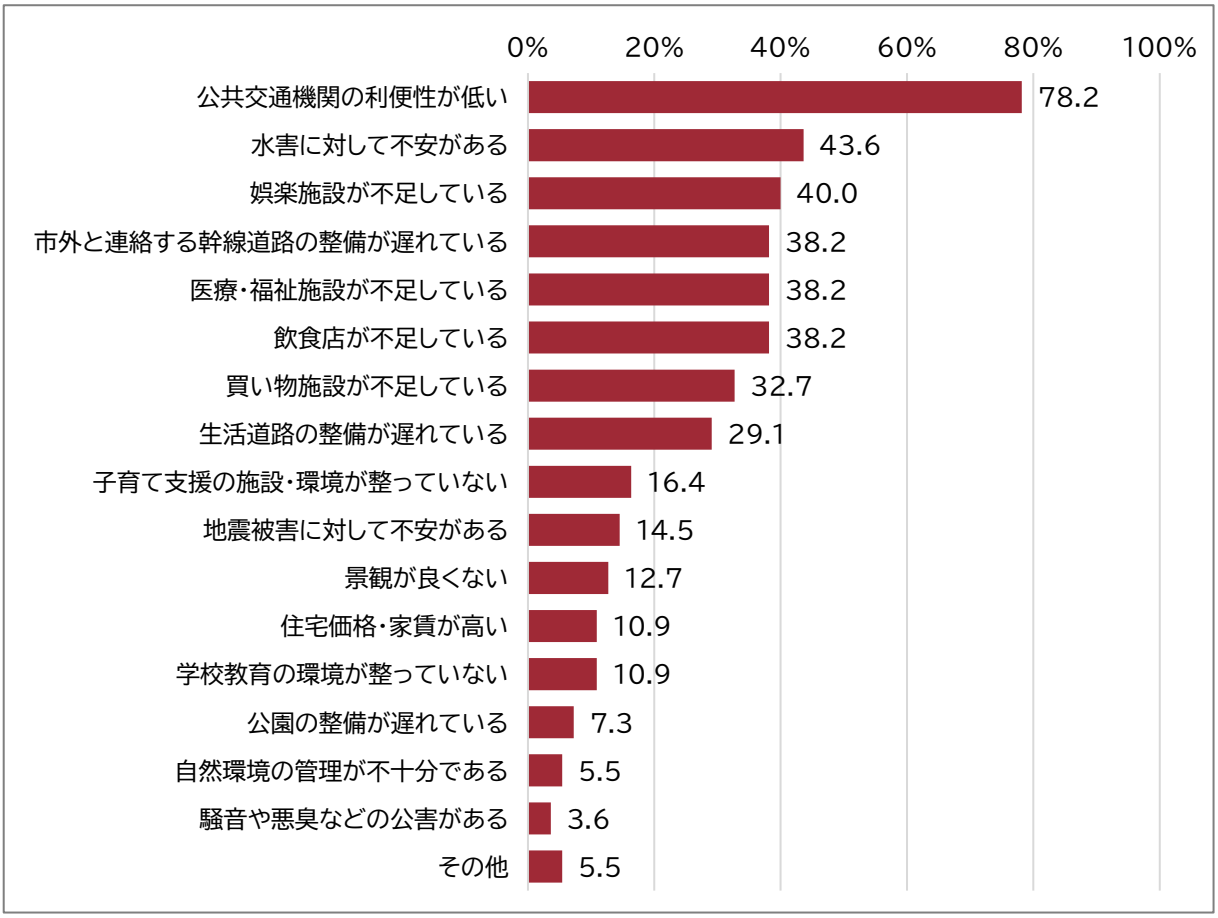
■市内居住従業者



角田市に不足している点・不安に感じる点、優先的に改善してほしい点

- 回答者の中で、角田市での居住意向を有する市外居住従業者は少ないものの、角田市について不足・不安に感じる点や優先的に改善してほしいと思う点の上位に挙げられたのは、「公共交通機関の利便性」、「水害に対する不安」、「市外と連絡する幹線道路の整備」、「医療・福祉施設の不足」などであり、利便性や都市基盤に対する不足・不安を感じている方が多くなっています。

■角田市に不足している点・不安に感じる点



（10）住民ワークショップ

① 第１回　角田市都市計画（都市づくり）ワークショップ

目的：市民が感じているニーズや角田市への想いを把握し、その中から都市づくりに係る意向やキーワードを今後のまちづくりに生かしていくため。

日時：令和5（2023）年5月13日（土）午後1時30分～午後4時

会場：角田市市民センター201会議室

参加：20名（角田高校生4名、市内立地企業関係者6名、市職員10名）

テーマ『角田市のこれからのまちづくりのキーワードを話し合おう！』

- 「居住」、「交通」、「にぎわい」、「安全・安心」の4つのテーマごとにテーブルに分かれて、改善したい点や重要だと思うキーワードについて意見交換を行いました。
- 各テーブルのメンバーは、別のテーブルに移動してすべてのテーマについて意見を出していただきました。
- 最後に、テーブルごとの成果を発表していただくことで、参加者全員で共有しました。



■分野別意見等の概要

分野	意見等の概要
土地利用・まちづくり	（1）駅、駅周辺 ☆角田駅や周辺で電車の待ち時間に利用できる場所や施設があると良い。 （2）まちなか ☆ショッピングモールのような施設や時間をつぶせるようなお店がほしい。 （3）住宅地・居住地 ☆居住地域の拡張。 ☆建物（宅地）は既存のものを大切にしたい。 （4）空き家・空き地 ☆空き家を、憩える場所などとして活用する。 ☆空き地対応が必要。 （5）農地 ☆若手の参画、デジタル活用などで農地を維持する。

分野	意見等の概要
土地利用・まちづくり	(6)工業地・産業用地 ☆雇用できる会社が少ないので大きい会社の誘致をすべき。 ☆工業地域の見直し。
交通体系	(1)鉄道 ☆阿武隈急行の便数、仙台直通電車の増加。 ☆Suica 対応。 (2)バス ☆駅と施設をつなぐバスや観光施設をめぐるバスなどがほしい。 (3)道路 ☆充実しており、舗装もきれい。 ☆縦横の幹線が少ない、まちなかに狭いところがあるなどの問題点あり。 (4)橋 ☆補強が必要。 ☆橋周辺の交通渋滞がひどい。 (5)その他 ☆自動車以外の交通手段が少なく、日常的な買い物が不便。
公園・緑地	(1)公園 ☆公園の遊具の種類を増やす。 (2)自然 ☆自然環境の維持や自然の活用。
安全・安心	(1)防災 ☆水害に強い道路。 ☆防災情報の周知徹底。 (2)防犯 ☆角田高校の防犯強化。 (3)医療 ☆産婦人科、小児科がない。 (4)交通安全 ☆交通マナーの徹底。 ☆通学路の自転車レーンや歩行者信号の設置。 (5)照明 ☆街灯が少ない。
その他	(1)イベント ☆若い人を呼び込むイベントの開催。 ☆梅、桜、豆、米等、自然を活用したイベント。 (2)外国人 ☆外国人への配慮(看板やパンフレット、生活マナー)

② 第２回　角田市都市計画（都市づくり）ワークショップ

目的：市民が感じているニーズや「地域が抱えている不安・課題」や「地域が持っている希望（他にはない強み、地域資源など）」を、今後の地域づくりに生かしていくため。
日時：令和5（2023）年7月8日（土）午後1時30分～午後4時
会場：角田市市民センター201会議室
参加：27名（角田高校生13名、市内立地企業関係者4名、市職員10名）

テーマ『地区ごとのまちづくりの強み・弱みを話し合おう！』

- 今回のワークショップ用に設定した「角田」、「角田西」、「角田北」、「岡・君萱」の4地区ごとにテーブルに分かれて、「地域が抱えている不安・課題」や「地域が持っている希望（他にはない強み、地域資源など）」について意見交換を行いました。
- 各テーブルのメンバーは、別のテーブルに移動してすべての地区について意見を出していただきました。
- 最後に、テーブルごとの成果を発表していただくことで、参加者全員で共有しました。



■分野別意見等の概要

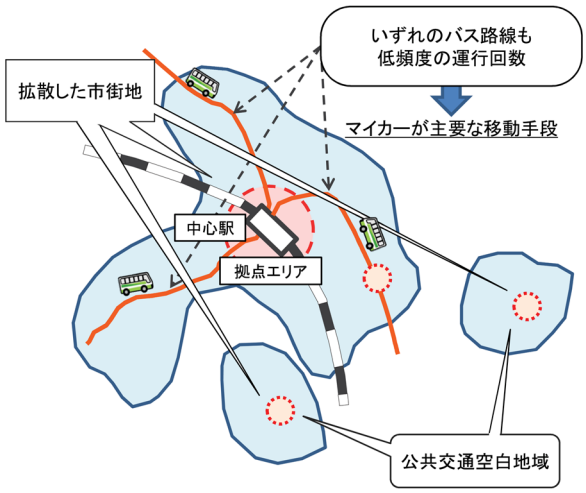
分野	意見等の概要
角田地区	☆駅が近くお店も多い　☆駅周辺に時間をつぶせる施設が欲しい ☆通学路などの交通安全の確保が必要 ☆小中高生が集まれるような場所が欲しい ☆商店街に若者が集まるように空き店舗等を活用してはどうか
角田西地区	☆駅が近くて便利だが商業施設や飲食店などが不足している ☆既存住宅団地の環境改善が必要　☆田園景観が美しい ☆駅や国道に近接した交通利便性を活かして企業誘致を進めてはどうか
角田北地区	☆買い物環境が充実していて良い　☆浸水対策や道路環境の充実が必要 ☆工場周辺に民家があるため工場の拡張・集積が進まない ☆まちなかの幹線道路にバスなどの公共交通を走らせてはどうか
岡・君萱地区	☆駅に近いが周辺に買い物できる場所がないため不便 ☆産業面や観光面で角田宇宙センターを活かしきれていない ☆角田宇宙センターと岡駅の間を公共交通でつなげば、お店や居住者も増えていくのではないか

2　都市づくりに係る社会潮流

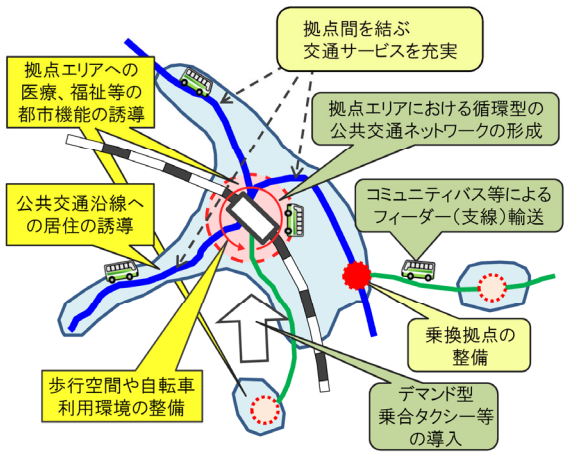
（1）コンパクト・プラス・ネットワーク

急速に進む人口減少や少子高齢化を背景に、都市機能や公共交通サービスの縮小が課題となっています。そこで、都市機能や居住機能を都市中心部へと集約・誘導し、それと連携した公共交通網を形成した「コンパクト・プラス・ネットワーク」による持続可能な都市づくりが推進されています。

＜現状＞



＜コンパクト・プラス・ネットワーク＞



出典：国土交通省

（2）空き家・空き地への対応

空き家・空き地の増加による都市の魅力や活力の低下が懸念されています。その対策として、平成27（2015）年5月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空き家・空き地の適正管理や活用などが求められています。

（3）公共施設・インフラの適正管理

公共施設やインフラの老朽化が急速に進む中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」へと考え方が移行しています。長期的な視点に立った施設の長寿命化・更新・統廃合など、公共施設などの計画的な管理が求められています。

（４）国土強靭化

地震や台風、集中豪雨などの自然災害に対して、これまでは甚大な被害を受けた後に、長期間にわたって復旧・復興を進める「事後対策」をとってきました。しかし近年では、人命を守り、いかなる事態に対しても機能不全に陥らない経済社会のシステムの確保に向けた事前の備えとして、被害を最小限にする「強さ」と迅速に回復する「しなやかさ」を備えた安全・安心な国土・地域・経済社会を構築していく「国土強靭化」の対策が求められています。

（５）SDGsの推進

持続可能な開発目標（SDGs）は、持続可能な社会の実現を目指す世界共通の目標であり、令和12（2030）年を年限とする17のゴールと169のターゲット（ゴールを達成するための具体的な考え方や施策）から構成されています。自治体や企業、そして市民一人ひとりがSDGsの達成に向けて取り組むことで、「誰一人取り残さない」持続可能な地域を作り出すことが求められています。

（６）脱炭素まちづくり・グリーンインフラの推進

日本は令和2（2020）年10月に、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言し、温室効果ガスの排出量から森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成することを目指しています。

都市計画の分野においては、脱炭素社会の実現に向けた「脱炭素まちづくり」や自然環境が有する多様な機能を活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとする「グリーンインフラストラクチャー※」の推進など、環境への負荷に配慮したまちづくりが求められています。

（７）Society5.0

あらゆるものがインターネットにつながる「IoT※」（Internet of Things）、人工知能（AI※）、ロボット、ビッグデータ等の先進技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、仮想（バーチャル）と現実（リアル）の空間を高度に融合し、生活空間が大きく変化していくことで、経済発展と社会的課題の解決を両立させたデジタル技術を活用したスマート社会（Society5.0）の到来が予想されています。

今後、各自治体においても、情報通信やAI等を活用してビッグデータを収集し、その分析を基に効率化を図るなどのイノベーション（技術革新）のもとで、多様化する行政への需要に対応する「スマート自治体」への転換が求められています。

3　都市づくりの主要課題

本項においては、角田市の現況整理や市民アンケート調査・住民ワークショップ等から得られた分析結果を踏まえ、これからの本市の都市づくりにおいて優先的な対応が求められる事項を分野別の課題として整理します。

なお、本市の将来を検討する際には、「人口減少」や「少子高齢化」等の大きな共通課題が挙げられます。これらの共通課題は、分野別の課題の多くに関連するものであり、以下のとおり「人口減少の進行」、「少子高齢化の進行」及び「居住地としての魅力づくり」として整理します。

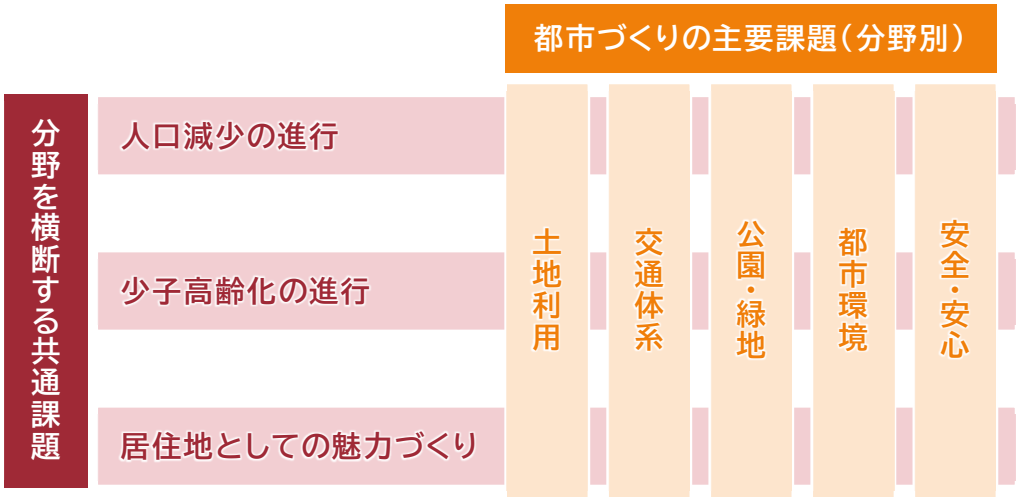
【都市づくりの共通課題】

「人口減少の進行」・・・全国的な人口減少が進み、本市においても人口減少が進行する中で、誰もが安心して暮らせるまちであるために、地域コミュニティをはじめ、既存の公共サービスや商工業施設等を将来にわたり維持していくことで、人口減少を少しでも鈍化させることが重要となります。

「少子高齢化の進行」・・・県内でも高齢化率が高い本市では、地域共生社会の確立等の高齢社会に対応したまちづくりが必要になるとともに、持続可能な都市として維持・発展していくために、生産活動を中心となって支える生産年齢人口（15歳から64歳まで）の確保が重要となります。

「居住地としての魅力づくり」・・・本市が周辺自治体の住民も含めた就業の場となっている一方で、居住地としては選ばれていない実態があるため、公共交通システムや道路環境等の利便性の確保に努めるとともに、地域資源や「道の駅かくだ」・「Kスポ」等の交流拠点の活用により、居住地や観光地としての魅力を高めることが重要となります。

これらの共通課題を踏まえつつ、各分野における都市づくりの主要課題を次のとおり設定します。



（１）土地利用

① 定住人口の確保

- 角田地区を中心に日常的な買い物環境や医療施設は整備されている一方で、他の地区からは自動車がなければ利用が困難な状況にあります。既存の都市機能の維持を図りつつ、市民の高齢化が進む中で、自動車に頼らなくても多様なサービスが享受できる環境づくりが必要です。
- 定住先として選ばれるためには、買い物や飲食店、娯楽施設など、暮らしを彩る魅力ある店舗の立地が求められています。

②「コンパクト・プラス・ネットワーク」による持続可能な都市づくり

- 用途地域外に市民の約半数が居住しており居住地が分散しています。行政経営の適正化が求められる中で、道路や上下水道、公共施設等の維持・管理に係る都市経営コストの効率化を図るため、「コンパクト・プラス・ネットワーク」による持続可能な都市づくりを検討していく必要があります。

③ 用途地域内の土地の利活用

- 角田駅西口の土地をはじめ、利便性の高いエリアに広がる土地については、その利便性を活かした新たな商工業用地等としての利活用を図るのか、農業生産の場として引き続き保全を図るのか検討が必要です。

④ 新たな産業用地の創出

- 交通利便性の高い地域への産業用地の創出が求められており、企業誘致の受け皿となる利便性の高い産業用地の創出が必要です。
- 本市の産業を支える既存工業地においては、引き続き周辺環境と調和した操業環境の維持・拡充が必要です。

⑤自然的土地利用の保全・管理・活用

- 本市の農林業生産の場となる農地・森林については、防災機能や生態系の保全機能など、それらが持つ多面的機能が発揮されるよう、引き続き適正な保全・管理が必要です。

（２）交通体系

① 円滑な移動を支える道路網の確保と更なる充実

- 居住地が市域に広く分布しており、都市機能も主要幹線道路の沿道に集積しているため、自動車での移動を前提とした生活行動様式となっており、既存道路の維持・管理及び安全性の向上や混雑解消に資する道路改良など、既存道路の適正な維持・管理が必要です。
- 周辺自治体とのアクセスを担う道路が限定されているため、渋滞箇所が発生しています。国県道については、関係機関との連携・協働※を図りながら、適正な維持・管理と更なる機能強化に取り組んでいく必要があります。

② 都市計画道路の計画的な整備

- 引き続き計画的な整備を推進しつつ、長期未着手となっている路線については、将来的な交通量の見込みを踏まえながら、必要に応じて廃止も含めた見直しを行っていく必要があります。

③ 公共交通システムの利便性向上

- 本市は、道路状況や公共交通システムにおいて、他団体と比較して優位性が高い状況には無いことから、本市での暮らしやすさを向上させるためには、既存の公共交通システムの利便性を高めることが必要です。
- バスやタクシー等の地域交通については、デマンド型乗合タクシーの更なる利便性向上と利用促進に取り組むとともに、周遊バスの導入など公共交通システムの利便性を高めることが必要です。

④ 高齢化に対応した歩いて暮らせる道路環境づくり

- 高齢化が進む中で、自家用車に頼らずとも多様なサービスが享受できるように、角田駅や市役所周辺など中心となる拠点（以下「角田中心拠点」という。）について、徒歩でも安全・安心に市街地内を回遊できる環境づくりが必要です。
- 道路環境の整備のみならず、角田中心拠点と集落エリアを繋ぐ公共交通システムの整備と都市機能の維持・充実など、土地利用施策と一体となった取組が必要です。

（３）公園・緑地

① 公園の適切な維持管理と利活用

- 最も古い公園は開設から47年が経過しており、公園施設の老朽化に伴う維持管理コストの増加が懸念されるため、公園施設の適切な維持管理が必要です。
- 公園の整備状況に対する満足度の高さを維持するため、環境や時代の変化に応じた施設の見直しや再編を検討していく必要があります。

② 阿武隈川緑地の有効活用

- 市民の憩いや交流の場として水辺に親しむ機会を提供し、景観を守るため、阿武隈川の広大な河川空間を利用した桜づつみや菜の花などの植栽や市民ゴルフ場、パークゴルフ場等の阿武隈川緑地の保全と利活用を図る必要があります。



［阿武隈川緑地］

（４）都市環境

① 持続可能な行政運営に資する都市施設※の最適化

- 人口減少による市税収入の停滞や、災害対応や新型コロナウイルス感染症対策、扶助費の増加など、行政経営を取り巻く環境は厳しい状況であることから、将来にわたり質の高い市民サービスを展開していくため、上下水道や公共施設などの都市施設の適切な維持管理や最適化を図り、都市経営コストの効率化に取り組む必要があります。

② 誰もが安心して暮らせる都市環境の形成

- 広い市域の中で医療施設が角田地区の市街地に集積しているため、医療・福祉機能の維持・確保や、通院のための交通手段の確保等に資する取組が必要です。
- 少子高齢化が進む中で、本市の将来を担う子どもや高齢者、障害者まで、誰もが安心して暮らすことが出来るよう、都市のバリアフリー化※・ユニバーサルデザイン化※や、必要な都市機能の維持・充実など、誰にとっても暮らしやすい都市環境づくりに向けた取組が必要です。
- 既存市街地や既存集落においては、市民の高齢化に伴う空き家・空き地の増加も見込まれることから、空き家の適正管理や流通促進など、定住の受け皿としての利活用も必要となります。

③ 地球環境に配慮したまちづくりの推進

- 本市が宣言した「ゼロカーボンシティ」をはじめ、世界共通の開発目標となるSDGsの推進など、地球全体の持続可能性に配慮したまちづくりが求められています。
- 環境に配慮した取組を進めていくうえでは、土地利用や交通など、他分野とも連携した一体的な取組が必要です。

④ 角田の風土を活かした景観形成

- 本市は、歴史を感じることのできる建築物や歴史文化資源をはじめ、豊かな自然環境など、多様な地域資源を有しているため、それらを活かしながら、市民プライド（地域への誇り・愛着）の醸成や観光客の獲得にも資する、角田の風土を活かした景観の保全・育成に向けた取組が必要です。

（５）安全・安心

① 水害・土砂災害対策の推進

- 頻発化･激甚化する自然災害に対し、その被害を防止･低減させる対策が重要であることから、令和元（2019）年に発生した東日本台風による被災経験をもとに策定した「角田市防災･減災構想」に基づき、今後の大雨に対する家屋浸水被害を防止･低減するためのハード対策を推進するとともに、関係機関との連携･協力のもとで阿武隈川の流域治水対策を推進する必要があります。

② 災害に強い都市構造の形成

- 水害等の被災時において、応急対策活動等の拠点となる市役所庁舎や多くの人々を受け入れる避難場所となる大規模公園等のそれぞれの役割を踏まえた機能強化が必要です。
- 人々の避難生活等を支える避難場所の確保･充実やライフラインの強化などが必要です。

③ 市街地・建築物の安全・安心対策の促進

- 多くの市民が日常生活を送る市街地や住宅などの建築物において、災害時の被害を可能な限り防止･軽減する対策が必要です。
- 日常で発生する可能性がある火災や交通事故、犯罪などの防止策も重要となります。

④ 安全・安心な地域づくりの推進

- 想定を超える自然災害の発生などを考慮して、自らの命は自ら守るという市民の意識啓発と、地域における住民が主体となった防災･減災に向けた活動の促進が必要です。

第3章

都市づくりの基本理念

1　都市づくりの目標

第 3 章　都市づくりの基本理念

1　都市づくりの目標

（1）将来都市像

将来都市像は、本市が目指す概ね10年後の姿を示すものであり、これからの都市づくりを進めていくに当たって、市民・事業者・行政などの各主体で共有すべき目標として位置付けられるものです。

本市の最上位計画である「角田市第6次長期総合計画」（以下「長期総合計画」という。）では、『市民力咲き誇る。角田市✿～安心して、いきいきと、誇らしく暮らせるまち～』を10年後の角田市の都市像として設定しています。この都市像は、「今後、人口減少が加速し、仮に角田市が時間の経過とともに縮小していく中でも、市民が安心して、いきいきと、誇らしく暮らせるまちを目指すことが重要であり、今後10年間の取組の中では、市民の力、民間の活力、地域資源を活かしたまちづくりを行うことが重要である」という趣旨のもとで設定されています。

これを踏まえ、本計画の将来都市像についても、長期総合計画で掲げられている角田市の都市像を共有するものとします。長期総合計画の将来都市像を共有することにより、都市づくりに係る他分野との連携や整合性を確保しながら、都市計画の分野からその実現に向けた取組を展開し、市全体で一貫性を持った都市づくりを推進します。

この将来都市像のもと、長期総合計画において「まちづくりの基本理念」及び「重点プロジェクト」として掲げている『市民力』、『地域共生』、『地域資源フル活用』の3つの施策の方向性を踏まえながら、具体的な方針・施策等について検討していきます。

■将来都市像



（２）都市づくりのテーマ

将来都市像の実現を都市計画の分野から支えていくために、都市づくりの主要課題や上位関連計画での位置付け等を踏まえ、本計画を横断する基本的な考え方として、これからの本市が目指すべき方向性を「都市づくりのテーマ」として設定します。

テーマ1　誰もが安全・安心・快適に住み続けることができる都市づくり

人口減少・少子高齢化の進行が予想される本市においては、市の活力を維持し、発展させていくために、必要最低限の機能を将来にわたり維持していくことが極めて重要となります。

年齢や性別、障害の有無などに関係なく、多くの人々が住みたい、住み続けたいと感じられるよう、生活利便性が高く、自然災害への備えも充実した、安全・安心で快適な都市づくりを目指します。

テーマ2　拠点を核とした持続可能な都市づくり

社会経済情勢の変化に伴う諸課題の解決に向けて行財政改革を進める本市においては、市民サービスの質を確保しながら、都市経営に係るコストの効率化を実現していくことが求められます。

本市の中心市街地や、各自治センター等を中心とした交流の拠点など、市の核となる各拠点の役割に応じた都市機能の誘導・再編について検討しながら、持続可能な都市づくりを目指します。

テーマ3　多様な地域資源を活かした魅力的な都市づくり

本市が将来にわたって維持・発展していくためには、居住地としてだけではなく、通勤・通学、買い物、スポーツ・レジャー、観光や交流など、市内外から多様な形で本市に関われる場を提供し、交流人口や関係人口の創出・拡大を図っていくことが重要となります。

本市が有する多様な地域資源や都市機能を活かしながら、市のにぎわいや活力の維持・創出に寄与する、魅力的な都市づくりを目指します。

（３）将来人口

本市の将来人口は、これからの都市づくりを進めていくうえで確保すべき市街地の規模など、これからの本市の土地利用のあり方について大きく影響する目標となります。

そのため、本計画の将来人口についても、将来都市像と同様に「長期総合計画」で示されている将来推計人口目標との整合を図り、令和15（2033）年（10年後）時点で約24,000人、令和25（2043）年（20年後）時点で約21,000人を目標として設定します。

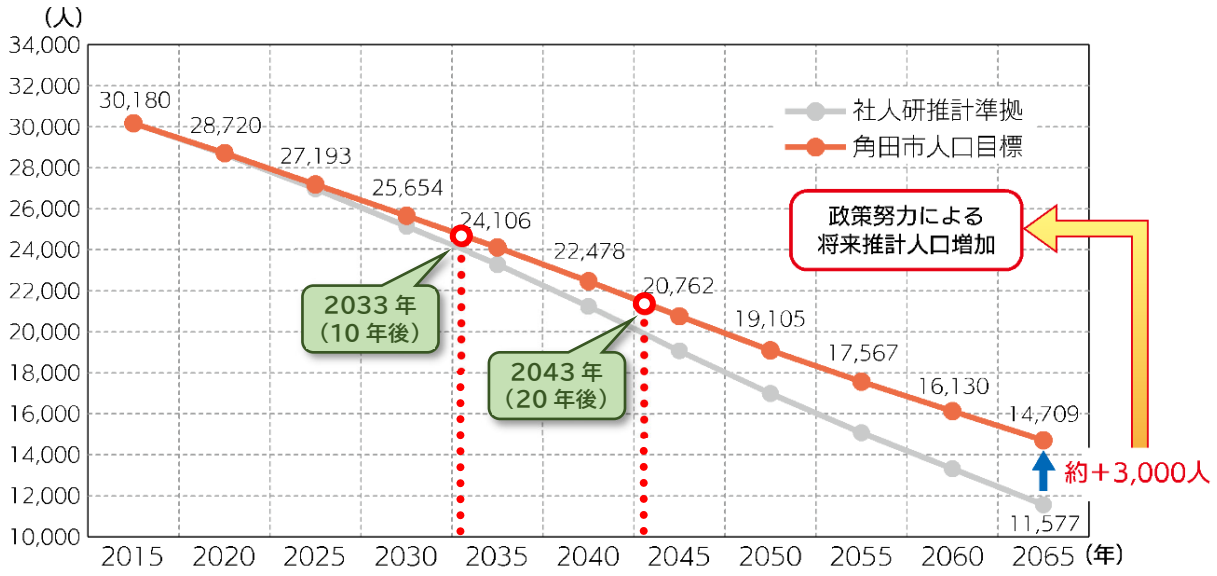
また、市街地規模については、大規模な土地利用転換を伴う計画やプロジェクトなどが動き出した場合に、その時点での社会情勢などを踏まえ適宜検討します。

■将来人口

令和15（2033）年（10年後） **約24,000人**
令和25（2043）年（20年後） **約21,000人**

※人口目標における令和15（2033）年・令和25（2043）年前後の推移から推計値を算出し、千人未満切り捨てにより設定しています。

［参考］角田市第6次長期総合計画　将来推計人口目標



第4章

全体構想（分野別方針）

1　土地利用の基本方針

2　交通体系の基本方針

3　公園・緑地の基本方針

4　都市環境の基本方針

5　安全・安心の基本方針

第 4 章　全体構想（分野別方針）

本章では、第2章において整理した「都市づくりの主要課題」を踏まえつつ、前章で掲げた都市づくりの目標及びテーマの実現に向けて、都市づくりの主要部門である以下の5分野について、これからの本市が目指す都市づくりの方向性を示します。

1. 土地利用
2. 交通体系
3. 公園・緑地
4. 都市環境
5. 安全・安心

1　土地利用の基本方針

土地利用の基本方針では、それぞれのエリア（※56ページ図）が有する特性を踏まえながら、本市の将来都市像の実現に資する土地利用の誘導や保全・管理等に関する方針を定めます。

（1）定住人口の確保

①　暮らしやすい居住環境の形成

【複合市街地エリア／中高層居住エリア／低層居住エリア】

- 中心市街地内の住宅地においては、生活利便性の高い中心的な居住地として、用途地域に基づいた適切な土地利用の誘導を図ります。
- 第一種住居地域に指定しているエリア（東田町や横田町、寺前）については、商業地の機能を補完しつつ、住宅と商業・業務施設が共存した、利便性の高い複合型住宅地の形成を目指します。
- 第一種中高層住居専用地域や第二種中高層住居専用地域に指定しているエリア（舘下や西南町、東南町、西一番、西二番）については、整備された都市基盤の適切な維持・管理を図りながら、引き続き、ゆとりある緑豊かな住宅地の形成を目指します。
- 第一種低層住居専用地域に指定しているエリア（横倉地区や中島上、中島下）については、低層の戸建住宅を中心としたゆとりある住宅地の形成を目指します。

② 既存サービス機能の維持・拡充と新たな魅力の創出

【複合市街地エリア／商業エリア】

- 商業地域に指定しているエリア（本町や仲町、天神町）の既存商店街においては、歩道やオープンスペースの整備の推進など、市民や来訪者が歩いて楽しめる商業地空間の創出を推進し、観光イベントの実施などに活用します。
- 空き家・空き店舗の有効活用や美しい街並み景観づくりを推進しながら、魅力ある市街地の形成を図るとともに、商店街の活性化支援策を検討します。



［角田地区の商店街］

- 角田駅や市役所の周辺エリアにおいては、若者から高齢者まで、多様な世代のニーズに応じたサービスを提供できるよう、拠点機能の維持と更なる拡充を目指します。

【国道沿道エリア／商業エリア】

- 国道113号及び国道349号沿道エリアについては、引き続き、交通利便性を活かした土地の利活用について検討します。また、必要に応じて周辺住民や道路利用者の利便性の確保に向けた用途地域の見直しを検討します。

（２）「コンパクト・プラス・ネットワーク」による持続可能な都市づくり

【郊外集落エリア／複合市街地エリア／国道沿道エリア／商業エリア】

- 人口減少が進行する中でも市民サービスの提供を持続可能にするためには、道路や上下水道、公共施設等の維持・管理・更新等に係るコストの効率化が重要になります。そのためには、生活に必要な機能が用途地域指定区域内をはじめとする既存市街地に集約され、効果的・効率的な行政経営を進めていくことが求められます。



［国道113号沿道］

- 用途地域指定区域外にも多くの市民が居住する本市の特性を踏まえつつ、角田中心拠点の都市機能の維持及び強化を図るだけでなく、角田中心拠点と集落エリアをつなぐ公共交通サービスの充実による持続可能な都市づくりを目指します。

（３）用途地域内の土地の利活用

【利用促進エリア】



［角田駅西側エリア］

- 角田駅西側の第一種中高層住居専用地域については、駅に近接する好立地にありながら、にぎわいや活力を生み出すような土地利用の展開が停滞していることから、本市の新たな活力創出に資する土地利用の誘導に向けて、用途地域の見直しを検討します。
- 横倉地区の第一種低層住居専用地域に広がるまとまった農地についても、周辺の居住環境への影響や生活利便性の増進などを勘案しながら、必要に応じて更なる住宅や店舗等の立地促進に資する用途地域の見直しを検討します。
- 整備を進めている都市計画道路南町野田線の沿道については、道路整備の進捗を踏まえながら、将来的には用途地域の変更等を含め、周辺土地の利活用について検討を行います。

（４）新たな産業用地の創出

【工業エリア】

- インターチェンジへのアクセス性が高い幹線道路沿道エリアにおいては、新たな産業用地の確保に向けた調査・検討を行いながら、必要に応じて用途地域や地区計画※の指定・見直しなど、都市計画施策の展開を検討します。
- 本市の産業用地については、既存の立地企業による雇用・生産規模の拡大に即時対応ができるよう、土地利用のニーズを把握しながら産業用地の拡張を支援します。

（５）自然的土地利用の保全・管理・活用

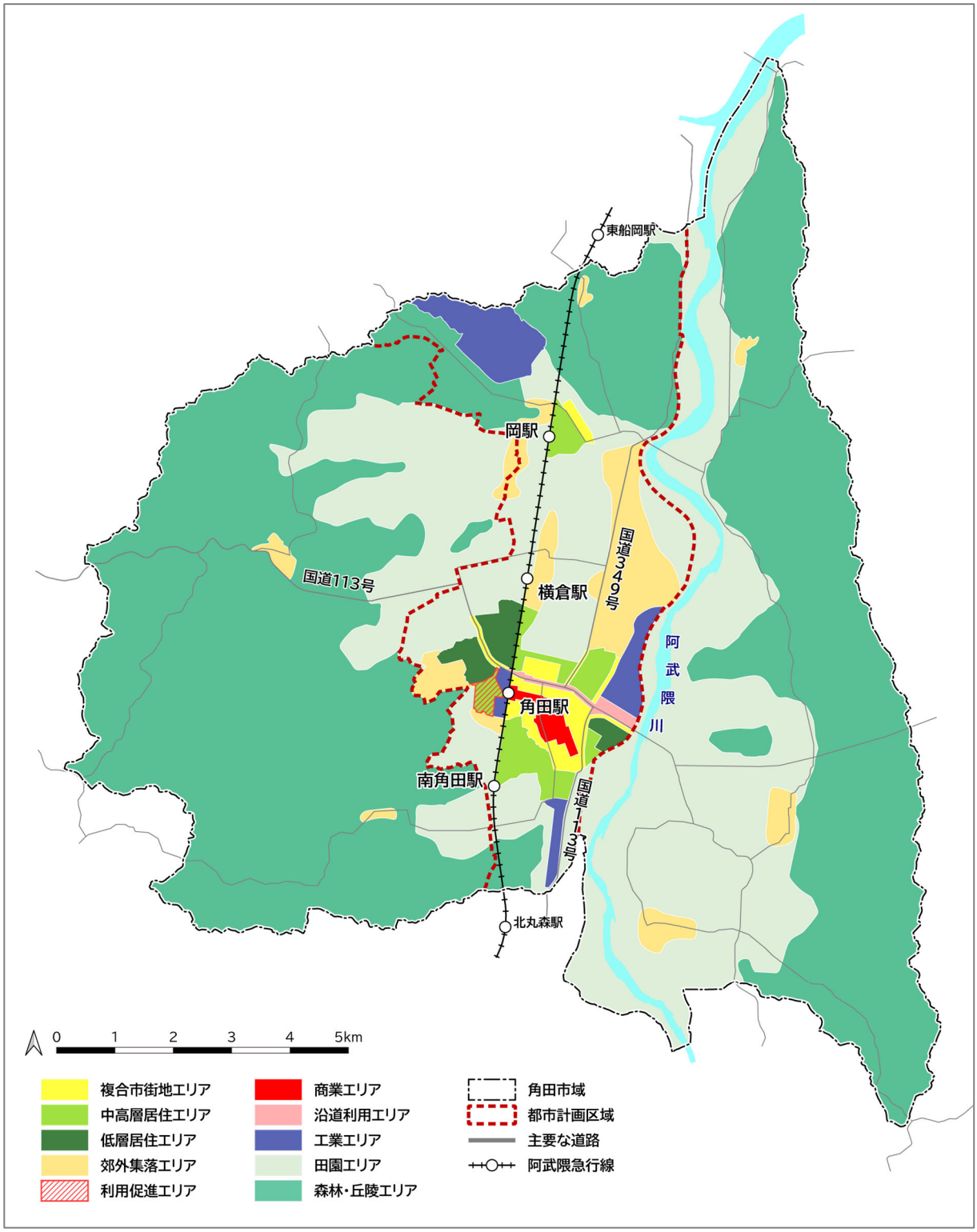
【田園エリア／森林・丘陵エリア】

- 農業振興地域に広がる農地については、本市の農業生産や豊かな自然生態系を支える場として、積極的な農地利用に基づく管理・保全を図るとともに、生産基盤の整備や農業後継者の育成、先進技術の活用など、多様な農業振興施策と連携して遊休農地の発生抑制を図ります。
- 森林については、所有者や民間事業者と連携しながら、森林法などの関係法令に基づく適正な管理・保全を図るとともに、森林が持つ災害防止や地球温暖化防止、レジャー・観光などの多面的機能の維持・増進を図ります。

■エリア区分の考え方

凡　例	名　称	役　割
	複合市街地エリア	主に第一・二種住居地域と準工業地域（一部）が指定された市街地で、住宅と生活利便施設が調和した複合的な土地利用誘導を図るエリア
	中高層居住エリア	主に第一・二種中高層住居専用地域が指定された市街地で、戸建住宅や中高層共同住宅による良好な居住環境を形成するエリア
	低層居住エリア	主に第一種低層住居専用地域が指定された市街地で、戸建住宅や低層共同住宅による良好な居住環境を形成するエリア
	郊外集落エリア	用途地域が指定されていない郊外地域において、周辺の田園環境と調和した居住環境の維持・改善を図るエリア
	利用促進エリア	用途地域内の農地・低未利用地等において、住宅や店舗等の新たな都市的土地利用の展開を促進するエリア
	商業エリア	商業地域に指定された市街地で、本市の中心的な商業・業務機能の維持・充実を図るエリア
	沿道利用エリア	主に国道113号及び県道角田山元線沿道の準工業地域が指定された沿道市街地で、沿道サービス機能の維持・充実を図るエリア
	工業エリア	主に準工業地域（一部）・工業地域・工業専用地域が指定された工業地で、本市の雇用と産業振興を支えるエリア
	田園エリア	農地などの良好な田園環境の保全・管理・活用を図るエリア
	森林・丘陵エリア	森林・丘陵地などの豊かな自然環境の保全・管理と、地域交流や産業振興に向けた適切な活用を検討するエリア

■土地利用の方針図


東船岡駅
岡駅
横倉駅
角田駅
南角田駅
北丸森駅
国道113号
国道349号
国道一三三号
阿武隈川
0 1 2 3 4 5km
複合市街地エリア
中高層居住エリア
低層居住エリア
郊外集落エリア
利用促進エリア
商業エリア
沿道利用エリア
工業エリア
田園エリア
森林・丘陵エリア
角田市域
都市計画区域
主要な道路
阿武隈急行線

2　交通体系の基本方針

交通体系の基本方針では、円滑な都市間・地域間の移動を支える道路網の整備方針とともに、これからの公共交通のあり方に関する方針を定めます。

（1）円滑な移動を支える道路網の確保と更なる充実

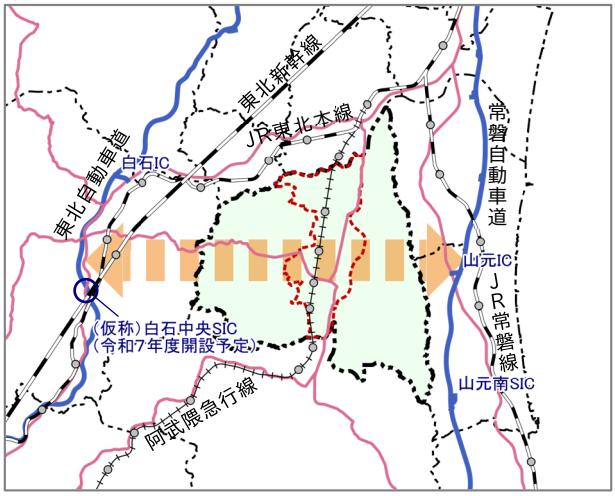
①　既存道路の適正な維持・管理

- 市街地内の円滑な交通網を確保するため、既存道路については、関係機関と連携・協働を図りながら、道路の拡幅や狭あい箇所の解消などの計画的な整備・改良を推進し、適正な維持・管理に努めます。
- 市街地内の交通量の集中や慢性的に渋滞が発生している角田橋、東根橋周辺については、国や県などの関係機関や事業者と連携し、課題の解決に努めます。

②　広域幹線道路網の整備・充実

- 本市の南北・東西方向の骨格を成し、広域的な交流機能を担う広域幹線道路（国道113号、国道349号、主要地方道亘理大河原川崎線、一般県道角田山下線、市道君萱毛萱線）については、国や県などの関係機関との連携・協働を図りながら、引き続き適切な維持・管理に努めるとともに、拡幅などの道路整備・改良を要請します。
- 本市と周辺自治体をつなぎ、主要なアクセス道路となる都市間幹線道路（主要地方道丸森柴田線、角田山元線、一般県道越河角田線、角田柴田線、市道君萱小田線）については、国や県などの関係機関との連携・協働を図りながら、概成済区間の適切な維持・管理と、未整備区間の早期完成に向けた計画的な整備促進を要請します。
- 広域幹線道路や都市間幹線道路は、災害時の緊急輸送道路※としての役割も担うことから、冠水対策などの対応を関係機関に要請し、安全性や利便性の向上に資する取組を促進します。
- 東北縦貫自動車道における（仮称）白石中央スマートICの開設など、周辺自治体における交通利便性の向上を本市の地域振興に波及させていくため、白石・角田・山元間広域幹線道路の整備促進について要請します。

■白石・角田・山元間広域幹線道路整備構想の範囲



（２）都市計画道路の計画的な整備

- 市街地内の円滑な道路交通網を確保するため、概成済路線の適切な維持・管理を図るとともに、都市計画道路南町野田線などの計画的な整備を推進します。
- 道路網の効果的・効率的な整備を推進するため、都市計画道路の見直しを行っていきます。本市や周辺自治体における道路整備の進捗や将来的な交通量の変化を見据え、計画幅員の変更や廃止を含めて検討します。

（３）公共交通システムの利便性向上

① 鉄道の利用促進

- 多くの市民や来訪者の広域的な移動を支える阿武隈急行線については、引き続き積極的な利用促進による機能の維持に取り組みます。また、関係機関との連携・協働を図りながら、利用者のニーズを踏まえ、交通結節拠点※としての機能拡充や将来的な鉄道の利便性向上を見据えた方策を検討します。
- 長期的な公共交通網の維持・確保に向けて、鉄道事業者と連携しながら、運賃助成事業やICカードの導入など、多様な利用促進策を検討しながら、モビリティ・マネジメント※による阿武隈急行線の利用促進に取り組みます。



［阿武隈急行線］

② 公共交通システムの最適化

- デマンド型乗合タクシー「ラビットくん」については、引き続き事業者などの関係機関との協議を図りながらサービスの維持を目指します。また、利用状況などの調査や事業の検証を継続して実施し、住民ニーズを踏まえた更なる利便性の向上とモビリティ・マネジメントによる利用促進に取り組みます。
- 通院時のタクシー料金を助成する「みやぎ県南中核病院通院等タクシー利用助成事業」などを活用し、市外の主要な医療機関の利用などのニーズに応じた移動手段の提供に努めるとともに、広域的な公共交通システムのあり方を検討します。
- 人口減少や高齢化社会における地域の移動ニーズにきめ細やかに対応するため、「地域公共交通計画」の策定を検討します。
- 誰もが移動しやすい環境づくりの実現に向けて、ICTやIoTなどの先進技術を活用した新たな公共交通システムの導入を検討します。

（４）高齢化に対応した歩いて暮らせる道路環境づくり

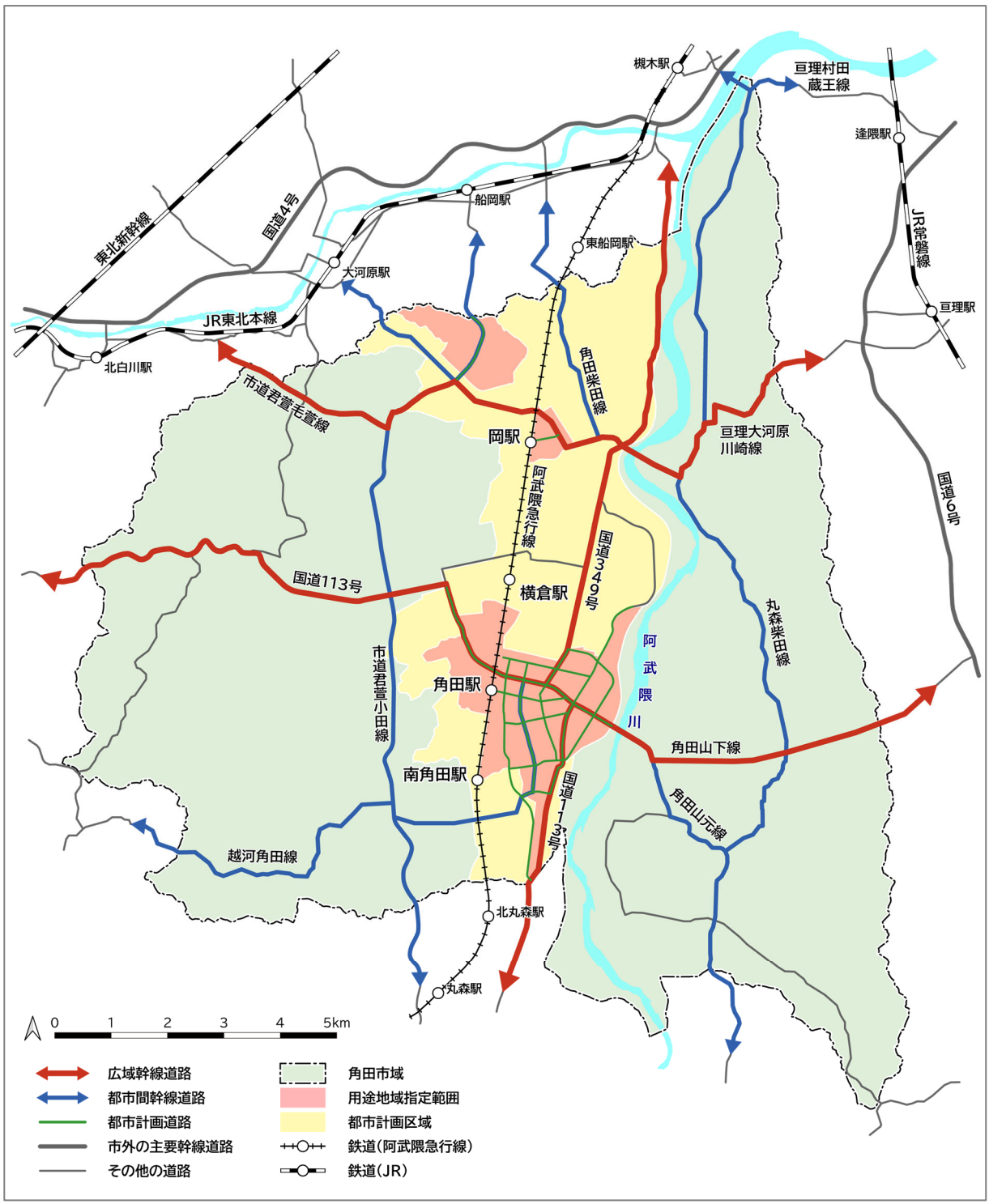
① まちなかの回遊に資する道路空間の創出

- 観光イベントなどの実施による、まちなかのにぎわい創出に向け、市民や来訪者が回遊できる環境づくりを推進します。また、本町、仲町、天神町などの既存の商店街では、ゆとりある歩行者空間や休憩スペースの確保などにより市民や来訪者が歩いて楽しめる商業地空間の創出を推進します。
- 中心市街地の主要道路においては、道路舗装の整備などのハード施策に加えて、街並み景観の整備など、まちなかの回遊性の向上に資するソフト施策の展開を検討します。

② 誰もが安全・快適に利用できる道路環境の形成

- 誰もが安全で快適に道路空間を利用することができるよう、歩道の整備や段差、狭あい道路※の解消によるバリアフリー化などの歩行者に配慮した道路空間の整備に取り組んでいきます。
- 自動車交通量が多い道路で、歩車分離が行われていない交通安全上危険な区間については、通学路を中心に歩道やガードレールの設置などの安全施設の整備を推進します。また、歩道の設置などが困難な場合には、カラー舗装などにより、歩行者と自動車の通行帯の明確化を図ります。

■交通体系の方針図


槻木駅
亘理村田
蔵王線
逢隈駅
船岡駅
東船岡駅
JR常磐線
東北新幹線
国道4号
大河原駅
JR東北本線
亘理駅
北白川駅
市道君萱毛萱線
角田柴田線
岡駅
亘理大河原
川崎線
国道6号
阿武隈急行線
国道349号
国道113号
横倉駅
丸森柴田線
市道君萱小田線
阿
武
隈
川
角田駅
角田山下線
南角田駅
国道113号
角田山元線
越河角田線
北丸森駅
丸森駅
0 1 2 3 4 5km
広域幹線道路
都市間幹線道路
都市計画道路
市外の主要幹線道路
その他の道路
角田市域
用途地域指定範囲
都市計画区域
鉄道(阿武隈急行線)
鉄道(JR)

3　公園・緑地の基本方針

公園･緑地の基本方針では、本市が有する公園の整備･管理に関する方針とともに、本市を流れる阿武隈川の河川空間の有効活用に向けた方針を定めます。

（1）公園の適切な維持・管理と利活用

①　公園の適切な維持管理

- 都市計画区域内に計画されている都市計画公園のうち、未供用のものについては早期整備を推進します。
- 既存公園については、「角田市公園施設長寿命化計画」に基づいて適正な維持管理を図るとともに、市民のニーズに応じて公園配置の見直しや再編を検討します。
- 児童遊園については、本市における少子化の見通しを踏まえたうえで、必要に応じて廃止も含めた適正化について検討します。



［台山公園］

- 快適な住環境の形成のため、公園の整備状況や利用範囲等を考慮しながら、新たな街区公園の設置を検討します。

②　公園の利活用

- 中心市街地における安らぎ･うるおい空間を確保するため、既存の公園やオープンスペース、緑空間について、適切な維持管理を図ります。
- 公園施設については、子どもや子育て世代、高齢者など、世代に応じた利用者ニーズを採り入れながら、必要に応じて公園施設の入れ替えを行うなど、生活環境の質の向上に資する魅力ある公園整備を進めます。
- 公園･広場の日常的な美化活動や管理運営に当たっては、行政のみならず、地域住民や市民団体、周辺事業者など、多様な主体との連携･協働を図りながら、持続可能な取組の方策を検討します。

（２）阿武隈川緑地の有効活用

① 阿武隈川緑地の災害対策と環境保全

- 河川空間においては、関係機関との連携を図りながら、災害に備えた河川改修や河川管理施設の整備を促進します。
- 一級河川については、宮城県の定める河川整備計画に基づき、堤防整備や河道掘削※などによる河道断面積の拡大を適切に実施するよう求めていきます。
- その他の河川については、安全性を確保したうえで、地域による管理活動や河川愛護団体※等による清掃活動など、地域に密着した河川の維持保全対策を促進します。

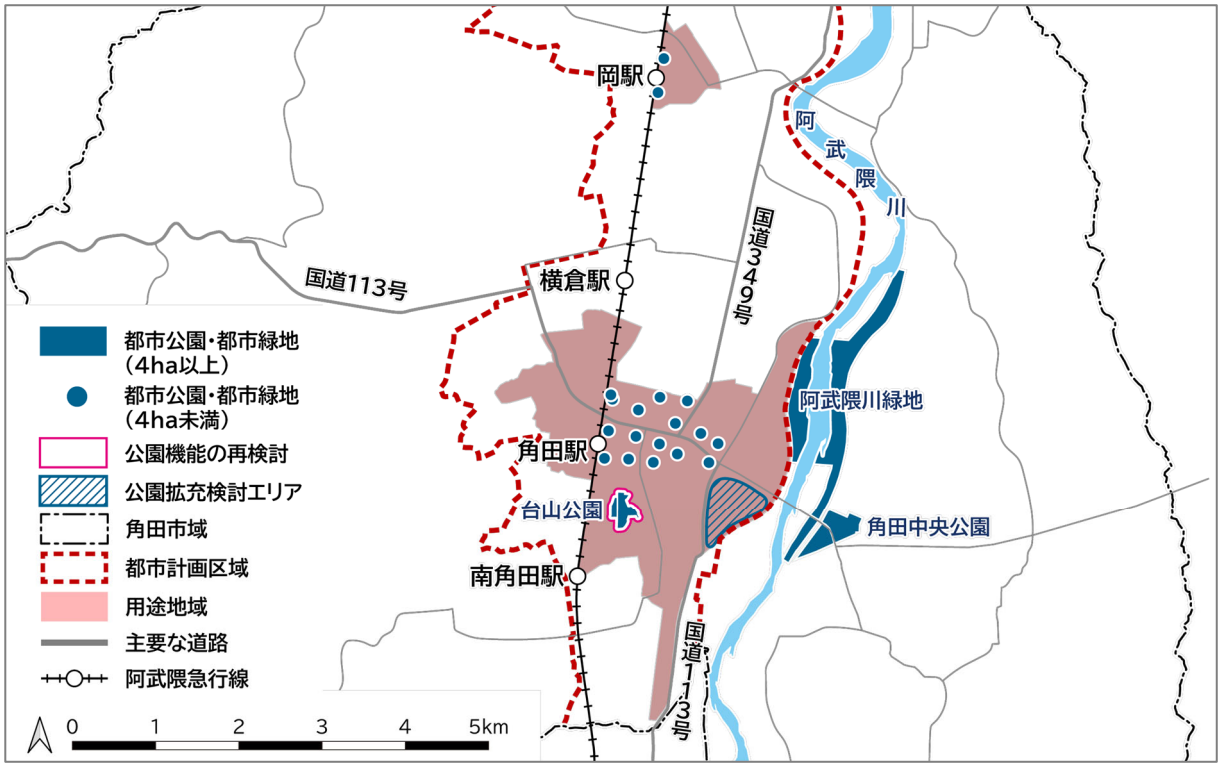


［令和元年東日本台風による洪水被害］

② 阿武隈川緑地の適切な管理と魅力創出

- 市民や来訪者が自然に親しむことのできる空間の整備及び維持管理を進めるとともに、民間企業による自然環境を享受できる施設などの整備を検討します。
- 市民の憩いや交流の場となる親水空間※として、子どもや高齢者など多様な世代の利用に配慮した休憩施設やスポーツ･レクリエーション施設の整備を進めます。

■公園･緑地の方針図



4　都市環境の基本方針

都市環境の基本方針では、誰もが暮らしやすい魅力ある都市を構成するための要素となる公共施設や医療・福祉、地球環境、景観形成に関する方針を定めます。

（1）持続可能な行政運営に資する都市施設の最適化

①　上水道の適正管理と最適化

- 安全で質の高い水道水の安定的な供給に向けて、引き続き浄水場施設等の点検や機器・設備の定期的な更新、配水管等の漏水調査を実施し、上水道施設の適正管理を図るとともに、関係機関と協議しながら計画的な整備を進めます。
- 枝野浄水場については、引き続き機器・設備類の適切な維持管理により自己水源の確保を図ります。また、小田浄水場については、令和元年東日本台風による被災や施設の老朽化による耐用年数の超過を踏まえ施設を廃止し、江尻配水池から小田配水池への送水により、小田地区への安定的な水の供給を継続します。
- 優先度の高い施設に接続する老朽配水管については、更新計画を策定し、耐震管への布設替えによる耐震化を図ります。



［高倉配水池］

②　下水道の適正管理と最適化

- 公共下水道（汚水）については、将来人口の見通し等を踏まえ、実情に沿った計画区域の変更を検討するとともに、未整備区域の整備を進め、必要に応じて耐震対策を図ります。
- 公共下水道（雨水）については、令和元年東日本台風による降雨被害を考慮し、「角田市防災・減災構想」及び「角田市雨水管理総合計画」に基づいた浸水対策を進めます。
- 既設汚水管渠などの下水道施設については、「角田市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、計画的な維持管理を行います。

③ 公共施設の適正管理と最適化

- ごみ処理施設については、仙南地域広域行政事務組合における広域共同処理の充実に努め、市民の快適な暮らしに資する環境衛生の向上を図ります。
- ごみの不法投棄や排出時の不適正な分別も予想されることから、引き続き、関係機関と広域的な連携を図り、行政区内のごみ集積所の管理や不法投棄パトロールを実施するとともに、ごみ分別出前講座の開催や、ごみ分別アプリの普及・広報などによる啓発に取り組みます。



［仙南クリーンセンター］

- 老朽化が進む公共施設については、各施設の状況に応じた長寿命化対策、補修・更新などに係る費用の最適化、官民連携によるインフラの維持管理、必要に応じた移転・統合・廃止を含めた再編について検討します。
- 将来にわたって質の高い市民サービスを効果的に展開していくために、市町村間連携による公共施設の共同設置やデジタルアプリの活用など、多様化する生活様式に対応した公共サービスの広域連携の強化を検討します。

④ 公営住宅の適正管理と最適化

- 多様な世代が共に暮らせる生活環境の形成を図るため、「角田市公営住宅等長寿命化計画」に基づく市営住宅などの適正化により入居可能なセーフティネット住宅を確保し、安定した居住支援に努めます。
- 市営住宅については、修繕・改善などの長寿命化対策を計画的に推進するとともに、将来的な見通しを踏まえ、適正なあり方についても検討します。
- 老朽住宅解体後の跡地については、将来的な見通しを踏まえ、今後の有効活用方策を検討します。



［市営水上住宅団地］

（２）誰もが安心して暮らせる都市環境の形成

① 医療・福祉のまちづくりの推進

- 子育て世代が安心して子どもを産み育て、高齢者が健康でいきいきとした生活が送れるように、病院・診療所や保健福祉施設、保育所等の医療・福祉施設の維持を図るとともに、多様な主体との連携・協働のもとで更なる充実を目指します。
- 引き続き、高次医療を担うみやぎ県南中核病院と地域の一次医療を担う市内医療機関との連携を図り、市民が安心できる地域医療体制の充実に努めます。
- 新たな医療・福祉機能の誘致促進に向けて、用途地域の見直しなど、実効性のある都市計画施策の展開を検討します。

② 人にやさしい都市環境の改善

- 子どもから高齢者、障害を持つ方や外国人まで、多くの市民や来訪者が利用する道路や歩道、公共公益施設などにおいては、関係機関や事業者との連携・協働を図りながら、バリアフリー化や多言語化を推進し、都市全体のユニバーサルデザイン化に取り組みます。

③ 既存の空き家・空き地の有効活用

- 中心市街地に点在する空き家・空き地については、積極的な情報提供を通して不動産業者など多様な主体と連携・協働を図りながら、居住のみならず、サービスや交流の場など様々なニーズの受け皿としての有効活用を促進します。
- 生活環境の安全性の確保に向けて、より実効性の高い空き家・空き地対策を進めるため、空き家・空き地の実態調査や空家等対策基本計画の策定の必要性について検討します。

（３）地球環境に配慮したまちづくりの推進

- 「ゼロカーボンシティ宣言」に基づく脱炭素社会の実現に向けて、二酸化炭素などの排出低減による環境にやさしい交通環境の整備や、阿武隈急行線などの公共交通機関の利用促進を図ります。
- 持続可能な都市環境の形成に向けて、公共施設における太陽光などの再生可能エネルギーの利活用や、廃熱の活用によるエネルギーの効率的利用を促進します。
- 住宅などにおいては、再生可能エネルギーの導入促進に向けた支援に取り組みます。
- 多様な生物が生息する豊かな環境を将来にわたって継承していくため、公共事業において環境負荷の低減に配慮した工法を選択するなど、生物多様性の確保に向けた環境形成に努めます。

（４）角田の風土を活かした景観形成

① 本市の特性を活かした景観の形成

- 本市では、県が策定した「仙南地域広域景観計画」に基づいて、「角田市中心部地区」及び「高倉川農村集落地区」の２地区を中心に、豊かな景観の保全・形成に取り組んでいます。市全体の魅力を高めていくためには、当該地区以外のエリアにおいても、本市の特性に応じたより細やかな景観づくりが求められることから、「角田市景観計画」の策定を検討します。

② 豊かな自然と調和した都市景観の形成

- 阿武隈川や市内河川の自然環境を保全していくため、合併処理浄化槽※の普及の推進や河川の水質検査などを実施します。
- 四季折々の彩りを見せる農地や、豊かな自然環境と市街地の調和に配慮しながら、田園景観の保全・活用を図ります。
- 豊かな田園景観を形成する農地については、関係法令に基づく適切な維持・管理に取り組むとともに、田んぼアートや農業体験など、交流人口の増加に資する観光施策との連携を図ります。



［田んぼアート］

③ 市街地における魅力ある景観の形成

- 角田中心拠点においては、歴史を感じさせる建築物や点在する歴史文化資源を活かし、郷土資料館と調和した歴史と伝統・文化を感じさせる市街地景観の形成に努めます。
- 市街地内の住宅地においては、街並みの背景となる丘陵地の緑や田園景観との調和に配慮した景観形成を図るとともに、うるおいのある緑豊かな住宅地景観を形成します。
- 持続可能な管理のあり方を念頭に置きながら、市街地環境の質の向上に資する街路樹の整備や歩道空間の緑化推進など、緑のネットワークの形成を目指します。
- 観光や都市間交流に寄与し、来訪者に分かりやすい、市街地景観と調和した公共サインの維持管理に努めます。
- 市街地内に点在する公共施設用地においては、敷地内における緑化スペースの確保や壁面・屋上緑化の検討など、積極的な緑化に取り組みます。

5　安全・安心の基本方針

安全･安心の基本方針では、誰もが安全･安心に暮らすことのできる都市づくりを実現していくため、想定される自然災害への対応をはじめ、交通安全や防犯に関する方針を定めます。

（1）水害・土砂災害対策の推進

- 「角田市防災･減災構想」及び「角田市雨水管理総合計画」などの関連計画に基づき、国や県など関係機関との連携･協働の下、豪雨時における浸水対策の推進、水害に強い市街地の形成を図るための河川改修や江尻排水機場など排水対策施設の整備を促進します。
- 山間部を中心に分布する土砂災害警戒区域などにおいては、周辺居住者への災害危険性に関する調査を実施するとともに、県などの関係機関との連携･協働の下、防災工事等のハード対策を促進します。



［江尻排水機場］

- 激甚化･頻発化する豪雨災害に対し、「阿武隈川水系流域治水プロジェクト※」に基づき、国･県･市町村等のあらゆる関係者が協働で取り組むことで、流域における浸水被害の軽減を目指します。

（2）災害に強い都市構造の形成

①　防災拠点等の形成

- 災害時の一時的な避難先となる公園や緑地、広場･オープンスペース※の整備･確保に努めます。
- 避難場所に指定されている公園については、各地域において求められる防災機能を検討したうえで、防災拠点としての機能の確保･強化を図ります。
- 被災時の防災拠点となる市役所庁舎などの公共施設については、「角田市公共施設等総合管理計画」に基づいて、施設の堅牢化及び安全性の確保、防災機能の強化を図ります。
- 各避難所においては、飲料水や非常食、生活用品など、避難生活に必要な物資の適正な備蓄に取り組みます。また、太陽光発電の導入や防災トイレの整備など、停電や断水時にも即応できるよう、防災機能の強化を図ります。

② 災害に強い都市基盤整備

- 身近な公園・緑地から避難場所までの避難経路を確保するため、「角田市防災・減災構想」に基づいて、防災避難機能を持つ道路による災害に強い道路ネットワークの整備を推進します。
- 災害時の孤立化を防止し、迅速で確実な応急対策活動を実現するため、防災拠点に直結する緊急輸送道路の整備を進めるとともに、近隣市町との連携による広域的な視点の下、市内外を結ぶ災害に強い幹線道路網の強化を図ります。
- 上下水道、交通などのライフラインについて、耐震性の確保や系統の二重化、機能の分散、代替施設の整備などを推進します。緊急輸送道路網における代替路線の指定・整備について検討します。
- 橋りょう等道路施設の耐震化を促進します。
- 被害時に迅速な対応ができるよう、各事業者が連携して対応する連携体制の強化を図ります。

（３）市街地・建築物の安全安心対策の促進

- 開発許可制度※などの都市計画制度の適正な運用により、造成中の宅地に係る監視及び指導の充実・強化を図ります。開発協議の対象外となる宅地造成についても、必要に応じて指導を行い、良好な居住環境の形成を図ります。
- 地震や火災に強い市街地の形成に向けて、避難所や避難路の周辺にある建物の耐震化を推進し、避難行動時における安全性の確保を図ります。
- バリアフリーや交通安全・防犯に配慮した道路空間・公園の整備・管理を行い、子どもから高齢者まで誰もが安全に安心して暮らせる市街地の形成を図ります。
- 人口減少・高齢化などによる空き家・空き地の増加に対しては、所有者へ適正な管理を指導するとともに、関係各課との連携による利活用や対策を講じ、居住環境の安全性を確保します。

（４）安全・安心な地域づくりの推進

- 生活圏の広がりに応じて、柔軟にきめ細やかな災害対応をしていくため、自主防災組織の設立や地区防災計画の策定に取り組むとともに、組織ごとの防災活動を支援し、地域防災力の向上を図ります。
- 自主防災組織や行政区、社会福祉協議会、民間事業者などの関係団体と連携して、高齢者や障害者、外国人労働者などの避難行動要支援者に対する支援体制の強化を図ります。
- 防災ハザードマップ※などのハザード情報については、パンフレットやwebページなど、様々な媒体を用いて積極的に周知するとともに、地域の身近なハザード情報を市民と行政とで共有し、市民の自助・共助の意識啓発を図ります。
- 地域住民による日常的な見守り活動やパトロールを通して、地域の交通安全対策や防犯力の向上を図ります。

第5章

地区別方針

1　角田地区
2　角田西地区
3　角田北地区
4　岡・君萱地区

第 5 章　地区別方針

地区別方針は、市域のうち概ね用途地域を指定している範囲を4つの地区に区分し、全体構想（分野別方針）を踏まえながら、各地区の特性を活かした地区づくりの方針を定めるものです。

地区設定の基本的な考え方

地区設定については、各地区が有する機能や特徴、目指すべき将来の姿が明確になるよう、縦軸となる阿武隈急行線、横軸となる国道113号及び県道角田山元線の地形地物を基準にした上で、現在の用途地域の境界を踏まえ、**「角田地区」**、**「角田西地区」**、**「角田北地区」**、**「岡・君萱地区」**の4つの地区に設定しました。

地区別方針の構成

（1）地区の概要

地区の人口・世帯の動向や土地利用の状況、市民アンケートや住民ワークショップ等の結果から、地区の主な特性・課題について整理します。

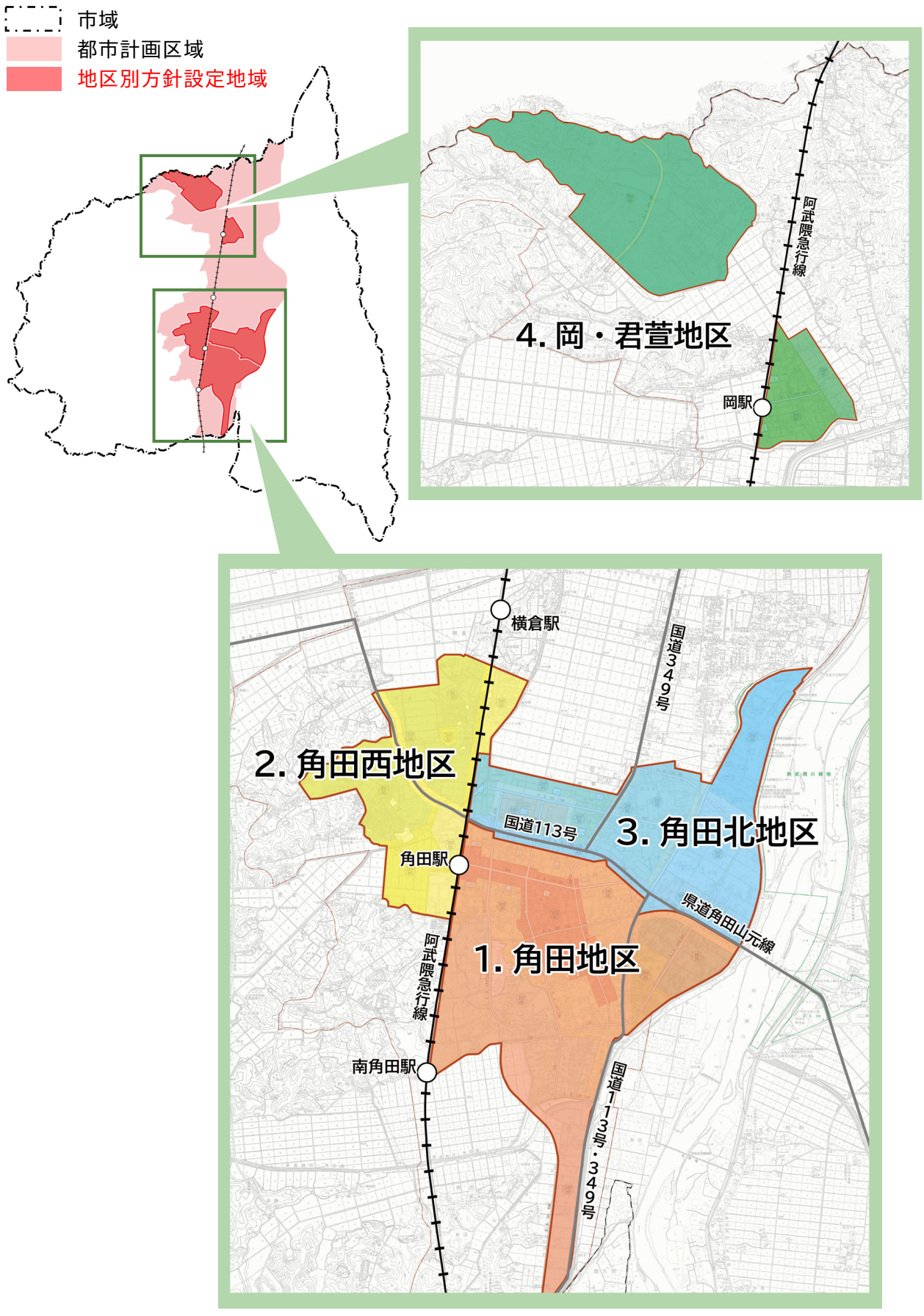
（2）地区の将来の方向性

地区の将来の方向性は、これからの街づくりにおいて目指す将来の地区の姿を示すものです。誰もが安心して、いきいきと誇らしく暮らせるまちを目指して、概ね10年後の地区の将来の方向性を定めます。

（3）地区づくりの主要方針と具体的施策

前章までで整理した分野別の課題と都市づくりの方向性に基づき、4つの地区において、それぞれの将来の方向性を実現するため、地区づくりの主要方針と具体的な施策を示すものです。4つの地区ごとに方針図を併せて示しています。

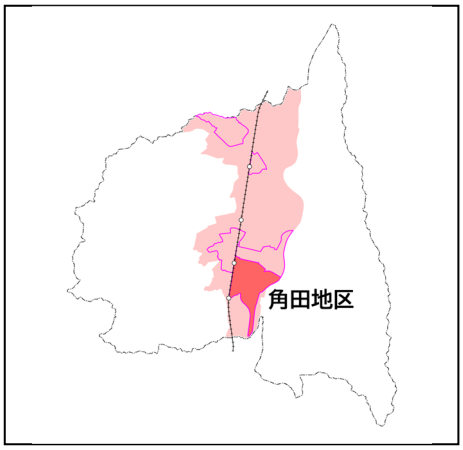
地区区分図


市域
都市計画区域
地区別方針設定地域
4. 岡・君萱地区
阿武隈急行線
岡駅
2. 角田西地区
3. 角田北地区
1. 角田地区
横倉駅
国道349号
国道113号
角田駅
県道角田山元線
阿武隈急行線
南角田駅
国道113号・349号

1　角田地区

（1）地区の概要

①　概況



- 角田地区は、主に阿武隈急行線角田駅及び市役所の周辺に形成された商業・業務地と、その周囲に広がる住宅地によって構成されています。地区南部の国道113号沿道には、工業用地が広がっています。
- 市役所本庁舎をはじめ、市民センター、郷土資料館、台山公園や小・中・高校などの行政・文化施設が集積しています。また、本町、仲町、天神町などの既存商店街やその周辺には、市民生活を支える商業施設が多数立地しており、本市全体の中心拠点としての役割を担っています。

②　人口・世帯

- 令和2（2020）年時点の人口は7,454人と市全体の26.6%を占めていますが、年々減少傾向にあります。世帯数は概ね3,000世帯と横ばいで推移しています。世帯人員も減少傾向となっており、令和2（2020）年時点で2.47人/世帯と4地区で最も低くなっています。

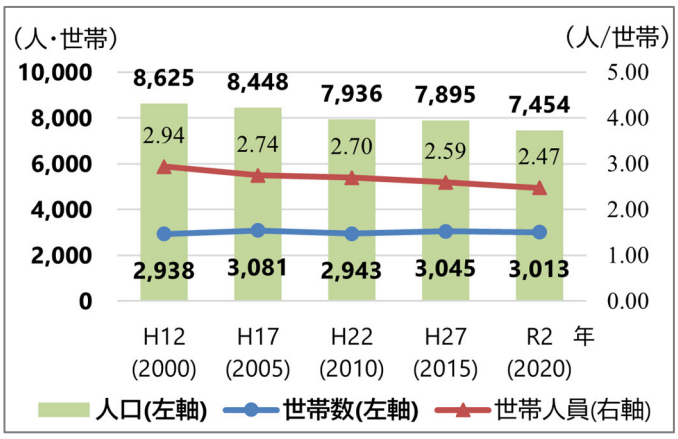
③　土地利用

- 住宅用地の割合が31.4%で最も高く、次いで道路・交通用地が12.5%となっています。商業用地や公共施設用地の割合も比較的高く、都市的土地利用が地区の7割以上を占めています。

④　主な住民意向

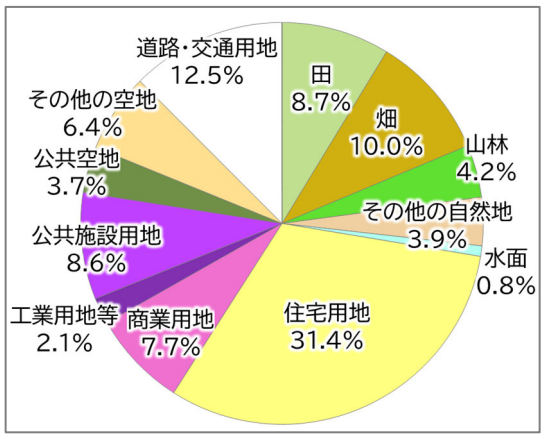
- 「駅が近くお店も多い」、「駅周辺に時間をつぶせる施設が欲しい」、「通学路などの交通安全性の確保が必要」、「小中高生が集まれるような場所が欲しい」との意見や、「商店街に若者が集まるように空き店舗等を活用してはどうか」といったアイデアが挙げられました。

■角田地区の人口・世帯数



出典：国勢調査及び都市計画基礎調査より算出

■角田地区の土地利用割合



出典：都市計画基礎調査

（２）地区の将来の方向性

市の中心拠点　豊かな暮らしとにぎわいの創出に向けた地区づくり

（３）地区づくりの主要方針と具体的施策

① 市の中心拠点としてのにぎわいの創出

- 中心市街地内の住宅地については、用途地域に基づく適切な土地利用の誘導を行うことで、生活利便性の高い中心的な居住地としての利活用を図ります。
- 商業地域に指定しているエリアの既存商店街においては、空き店舗や空き家の有効活用を推進しながら魅力ある市街地の形成を図るとともに、商店街の活性化支援策の検討を行います。
- 角田駅から市役所の周辺エリアにおいて、若者からお年寄りまで多様な世代のニーズに応じた店舗、商業施設の立地誘導など、拠点機能の維持と更なる充実を図ります。
- 道の駅かくだとKスポが連携したイベントを充実させるとともに、体験型観光事業との連携を図ることで、集客効果が市内各所に波及するよう、市民や来訪者が市内を回遊できる環境づくりを推進します。
- 市内の保育所・幼稚園・児童センターや、小学校・中学校・高等学校、図書館、生涯学習施設などが集中して立地しているエリアであり、その周辺に居住エリアも広がっていることから、子育てや学びの場としての利便性の向上について検討します。

② 角田地区準工業地域周辺の土地の利活用

- 準工業地域に指定しているエリアにおいては、新たな産業用地の確保に向けた用地の紹介等を行います。
- 都市計画道路南町野田線について、計画的に整備を進めるとともに、将来的には用途地域の変更を含め、周辺土地の利活用について検討を行います。

③ 安全で快適に生活できる市街地の形成

- 第一種住居地域に指定しているエリアについては、住宅と商業・業務施設が併存した利便性の高い複合型住宅地の形成を図ります。
- 第一種中高層住居専用地域や第二種中高層住居専用地域に指定しているエリアについては、都市基盤の適切な維持・管理を図りながら、ゆとりある緑豊かな住宅地の形成を目指します。
- 市営住宅については、「角田市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、将来的な見通しを踏まえ、施設の適正なあり方について検討します。
- 道路や歩道、公共施設などにおいては、関係機関や事業者との連携・協働を図りながら、バリアフリー化や多言語化、ユニバーサルデザイン化に取り組みます。
- 快適な住環境の形成のため、公園の整備状況や利用範囲等を考慮しながら、新たな街区公園の設置を検討します。

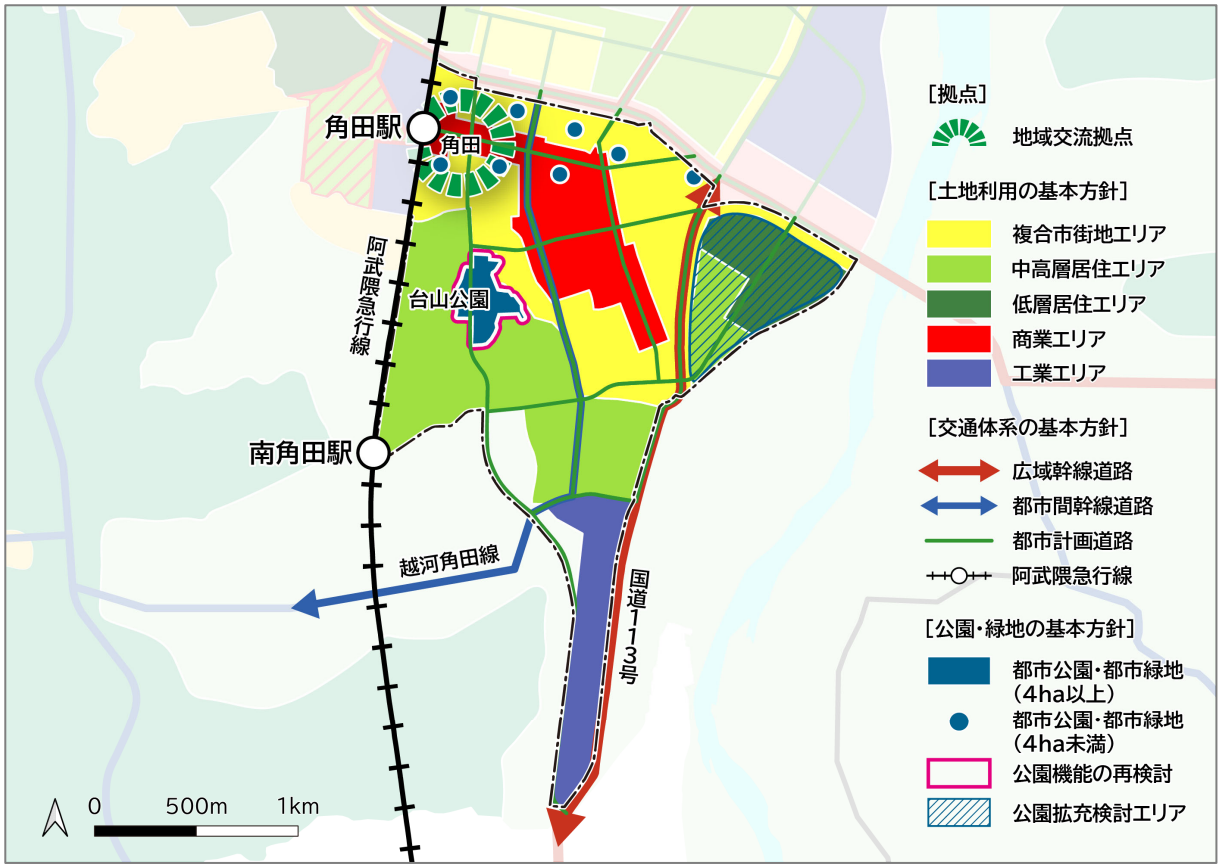
④ 災害に強い安全・安心な都市環境の形成

- 安全・安心な道路空間の整備を進めるため、歩道やマンホール等の段差や狭あい道路の解消に取り組みます。
- 公共下水道については、令和元年東日本台風による降雨被害を考慮し、「角田市防災・減災構想」及び「角田市雨水管理総合計画」に基づいた浸水対策を進めます。さらに、国営事業等により進められる江尻排水機場等の機能強化事業の促進を図ります。
- 避難行動時における安全性の確保を図るため、避難所や避難路の周辺にある建物の耐震化を推進します。

⑤ 角田地区の歴史を活かした景観の形成

- 「仙南地域広域景観計画」に基づき、角田城址、台山公園を中心とした丘陵地や阿武隈川の環境の保全に取り組みます。
- 角田中心拠点においては、歴史を感じさせる建築物や点在する歴史文化資源を活かし、郷土資料館と調和した歴史と伝統・文化を感じさせる市街地景観の形成に努めます。
- 市街地内の住宅地においては、街並みの背景となる丘陵地の緑や田園風景との調和に配慮した景観形成を図るとともに、うるおいのある緑豊かな景観の維持に努めます。

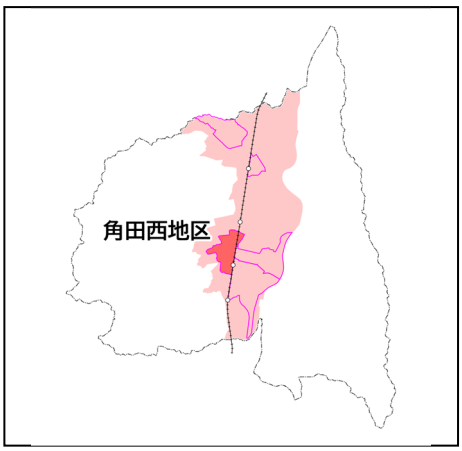
■角田地区のまちづくり方針図



2　角田西地区

（1）地区の概要

① 概況



- 角田西地区は、阿武隈急行線角田駅の西口周辺に形成されている工業地と国道113号の沿道周辺に整備された住宅地、その周辺に広がるまとまった農地によって構成されています。
- 角田駅に近接したエリアに、住民の雇用の場となる工業施設や市内外から来訪者が訪れる観光交流施設が立地しており、鉄道網による交通利便性を活かした地区づくりが進められています。

② 人口・世帯

- 令和2（2020）年時点の人口は1,962人と市全体の7.0%を占めていますが、年々減少傾向にあります。世帯数も微減傾向で推移しており、令和2（2020）年時点で738世帯となっています。世帯人員も減少傾向にあります。

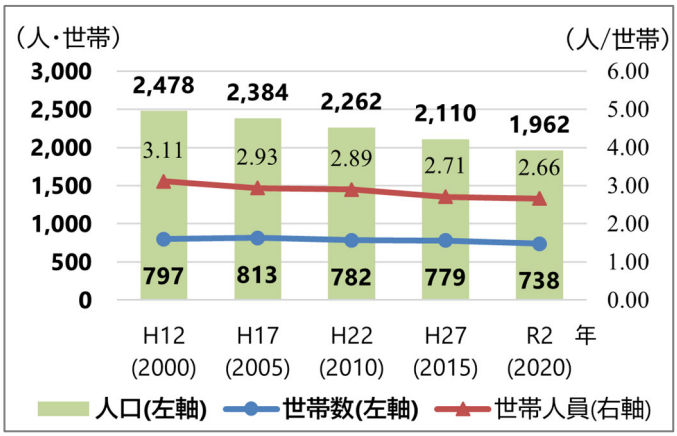
③ 土地利用

- 田の割合が34.3%で最も高く、次いで住宅用地が18.6%となっています。畑や山林なども含めた自然的土地利用の割合が地区の5割以上を占めており、都市的土地利用への転換が可能な土地を多く有しています。

④ 主な住民意向

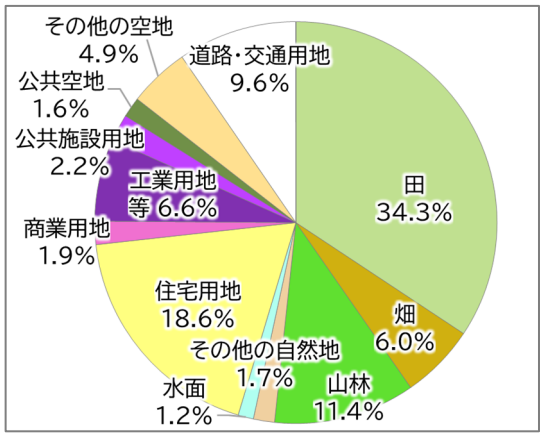
- 「駅が近くて便利だが商業施設や飲食店などが不足している」、「既存住宅団地の環境改善が必要」、「田園景観が美しい」との意見や、「駅や国道に近接した交通利便性を活かして企業誘致を進めてはどうか」といったアイデアが挙げられました。

■角田西地区の人口・世帯数



出典：国勢調査及び都市計画基礎調査より算出

■角田西地区の土地利用割合



出典：都市計画基礎調査

（２）地区の将来の方向性

新たな活力の創出拠点　人が集まる地区づくり

（３）地区づくりの主要方針と具体的施策

① 地域の新たな活力創出に向けた土地利用の展開

- 角田駅西側の土地の利活用について、人口減少が進行する現状においても、本市の新たな活力を創出するために、用途地域の見直しを含め、土地利用のあり方を検討します。
- 周辺住民や駅利用者、周辺企業の従業者等の利便性の向上のため、土地の利活用について検討します。

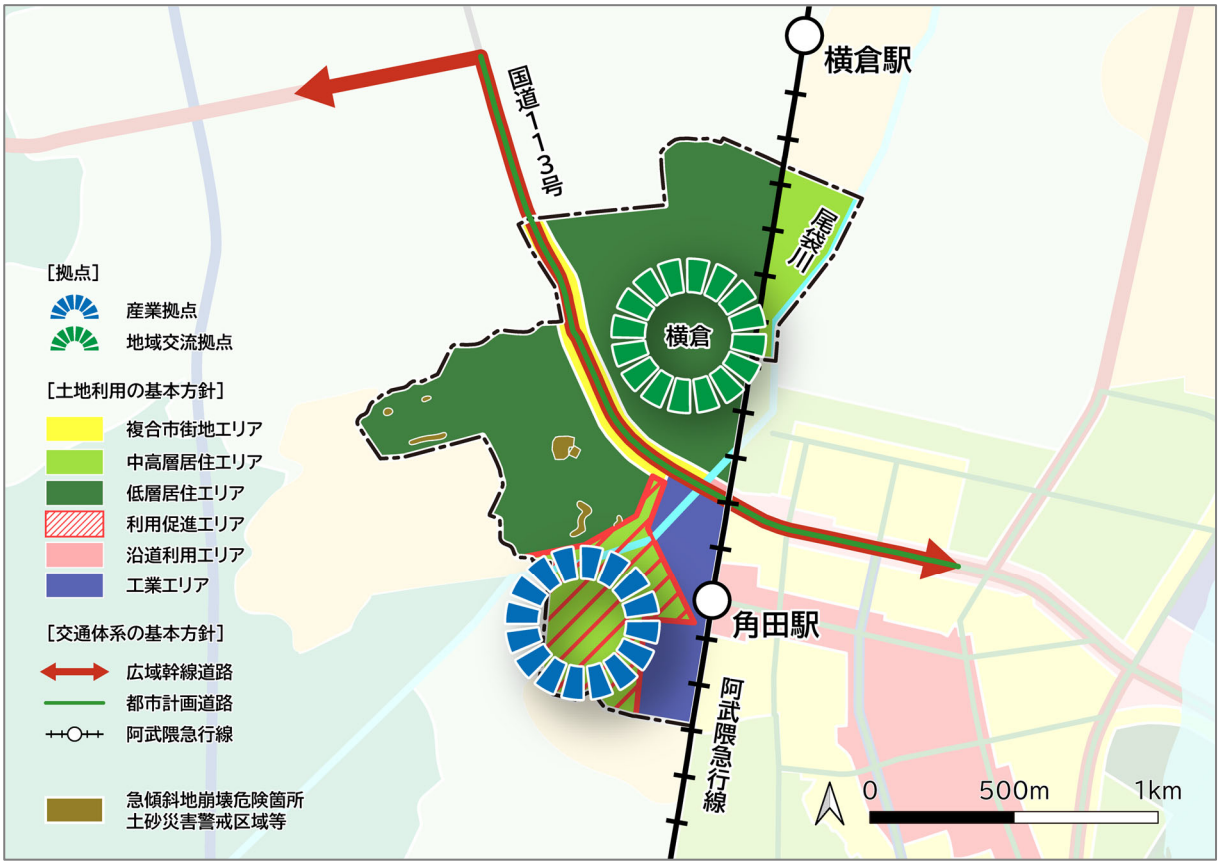
② 更なる都市環境の整備

- 市営住宅については、修繕・改修などの長寿命化対策を計画的に推進するとともに、将来的な見通しを踏まえ、施設の適正なあり方について検討します。
- 横倉字水上地内の土砂災害警戒区域等においては、周辺居住者への災害の危険性の周知を図るとともに、防災工事等の推進を図ります。

③ 周辺環境と調和した質の高い居住環境の形成

- 第一種低層住居専用地域に指定しているエリアについては、低層の戸建住宅を中心としたゆとりある住宅地の形成を目指します。
- 尾袋川沿いの住居エリアについて、令和元年東日本台風による被災経験を踏まえ、当時の冠水高を考慮した越水対策を行います。また、尾袋川の河川改修については河川管理者である宮城県に要請を行います。

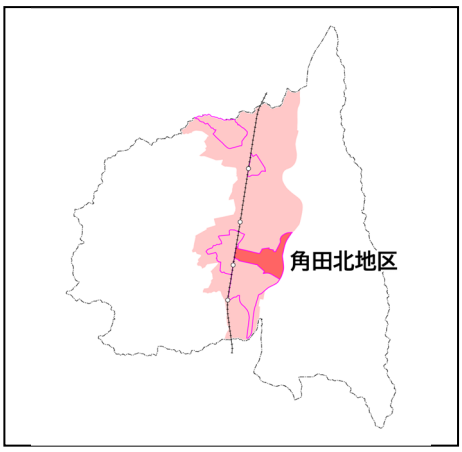
■角田西地区のまちづくり方針図



3　角田北地区

（1）地区の概要

① 概況



- 角田北地区は、主に国道113号をはじめとする幹線道路沿道の商業地とその後背に広がる住宅地、阿武隈川沿いに形成された工業用地によって構成されています。
- 国道113号及び県道角田山元線の沿道には、市民や道路利用者の利便性を支える沿道サービス施設が集積しており、買い物や飲食、レジャーなど、多様なサービスを享受することができます。
- 工業用地には本市の産業を支える企業が多数立地していますが、その周辺の農地に住宅が立地するなど、住工混在も顕在化しています。

② 人口・世帯

- 土地区画整理事業によって新たな住宅地が整備された影響で、令和2（2020）年時点の人口は3,563人と市全体の12.7%を占め、現在も微増傾向にあります。世帯数も増加傾向で推移しており、令和2（2020）年時点で1,400世帯となっています。

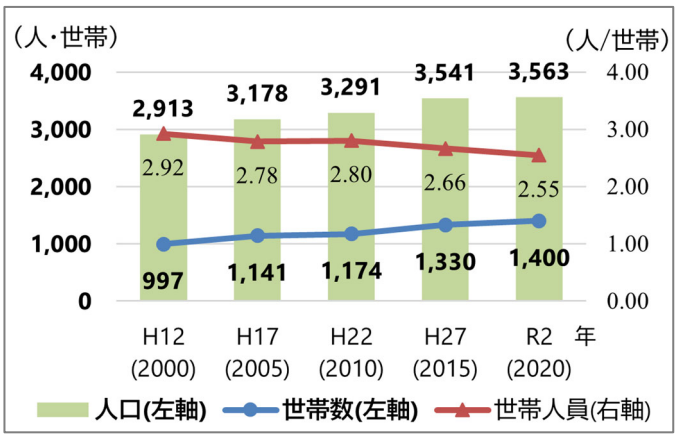
③ 土地利用

- 住宅用地の割合が20.8%で最も高く、次いで工業用地等の割合が16.0%となっています。商業用地や道路・交通用地の割合も高く、都市的土地利用が地区の4分の3以上を占めています。

④ 主な住民意向

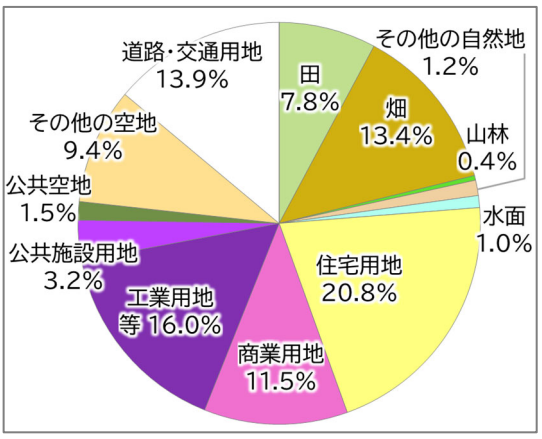
- 「買い物環境が充実していて良い」、「浸水対策や道路環境の充実が必要」、「工場周辺に民家があるため工場の拡張・集積が進まない」との意見や、「まちなかの幹線道路にバスなどの公共交通を走らせてはどうか」といったアイデアが挙げられました。

■角田北地区の人口・世帯数



出典：国勢調査及び都市計画基礎調査より算出

■角田北地区の土地利用割合



出典：都市計画基礎調査

（２）地区の将来の方向性

住･商･工の調和　本市の産業振興を支える地区づくり

（３）地区づくりの主要方針と具体的施策

① 利便性の高い沿道市街地の形成

- 国道113号から県道角田山元線の沿線上において、交通利便性を活かした店舗、商業施設の誘導を推進します。
- 町尻地区の良好な住環境と都市基盤について、適切な維持･管理を図りながら、ゆとりある緑豊かな住宅地の形成を目指します。
- 幹線道路の沿道における交通安全対策の充実に取り組みます。
- 誰もが移動しやすい環境づくりの実現に向けて、ICTやIoT等の先進技術を活用した新たな公共交通システムの導入を検討します。
- 町尻5号公園及び町尻6号公園について、計画的な整備を推進します。
- 市営住宅については、「角田市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、将来的な見通しを踏まえ、施設の適正なあり方について検討します。

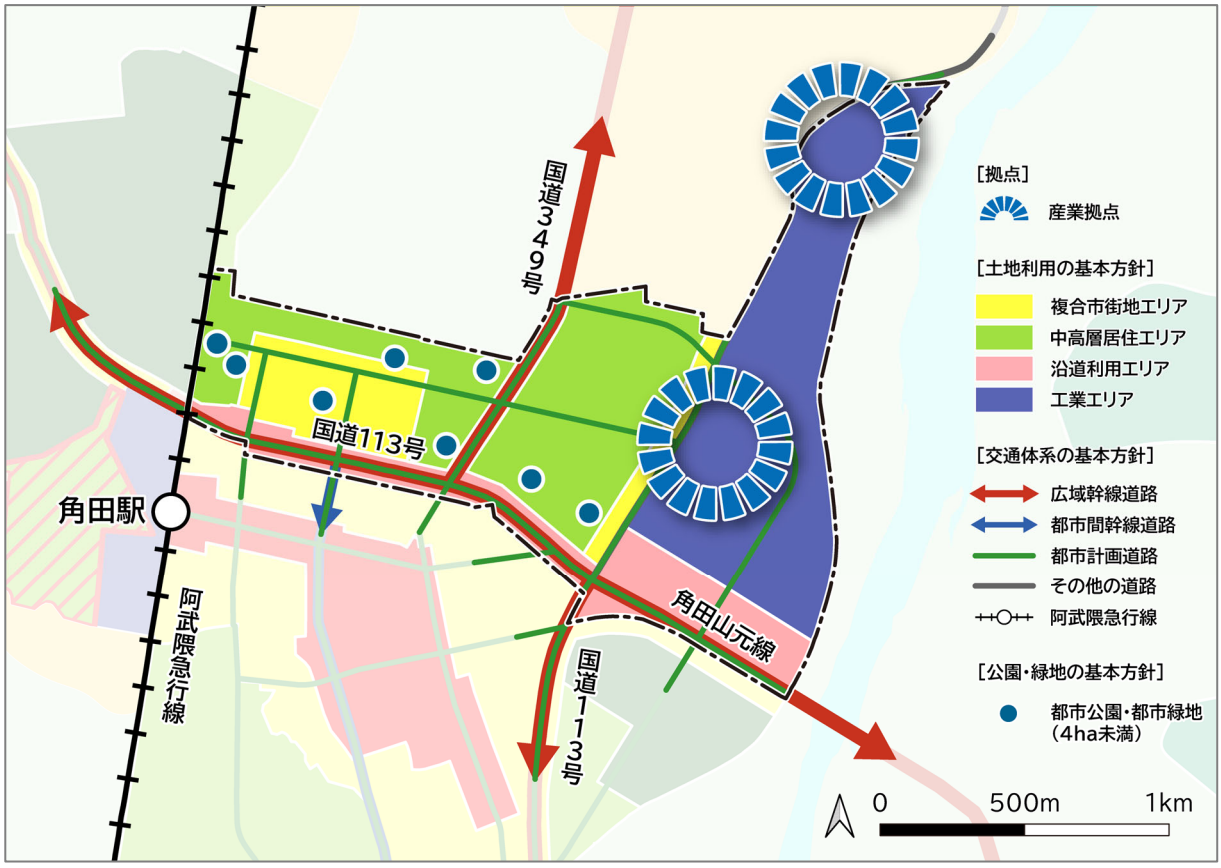
② 操業環境の確保・改善

- 周辺環境との調和を図り、良好な産業用地の形成を図ります。
- 既存の立地企業による雇用や生産規模の拡大に対応できるよう、土地利用のニーズを把握し産業用地の拡張を支援します。
- 地区内のネットワークを担う既存道路について、道路の拡幅や狭あい箇所の解消などの計画的な整備･改良を推進し、適正な維持･管理に努めます。
- 立地企業に対して、環境保全に配慮した脱炭素化等の取組を働きかけていきます。

③ 水害に備えた安全・安心な市街地形成

- 阿武隈川などの河川空間においては、国や県などの関係機関との連携･協力のもと、豪雨時における浸水対策の推進、水害に強い市街地の形成を図るための河川改修や江尻排水機場など排水対策施設の整備を促進します。
- 一級河川については、宮城県の定める河川整備計画に基づき、堤防整備や河道掘削などによる河道断面積の拡大を適切に実施するよう求めていきます。

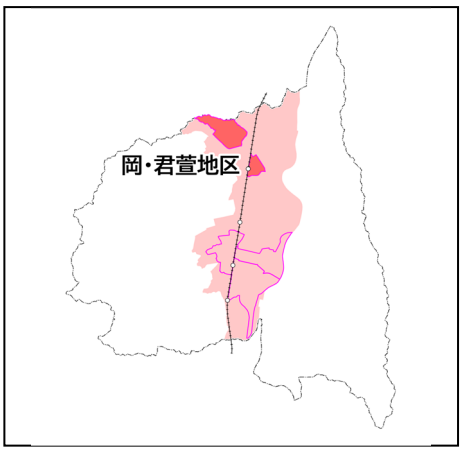
■角田北地区のまちづくり方針図



4　岡・君萱地区

（1）地区の概要

① 概況



- 岡･君萱地区は、主に阿武隈急行線岡駅の周辺に広がる住宅地と、市北部の山間部に整備されたJAXA角田宇宙センターによって構成されています。
- 角田宇宙センターは、国内でも貴重な宇宙開発関連の研究開発地であり、本市が誇る重要な地域資源となっています。
- 岡駅周辺では土地区画整理事業によって整備された住宅地が広がっており、周辺集落と一体となって、本市北部の拠点地区としての役割を担っています。

② 人口・世帯

- 令和2（2020）年時点の人口は798人と市全体の2.9%を占めており、微増ながら年々増加しています。世帯数も同様に微増傾向で推移しています。世帯人員は減少傾向にありますが、令和2（2020）年時点で3.04人/世帯と4地区の中で最も高くなっています。

③ 土地利用

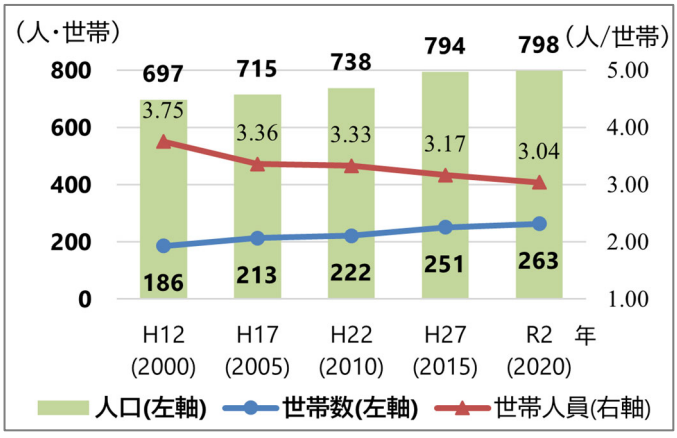
- 角田宇宙センターの影響で公共施設用地の割合が76.2%で突出して高くなっています※。岡駅周辺の市街地は住宅用地の割合が5.8%で最も高いものの、田畑などの自然的土地利用の割合も高くなっています。

※都市計画基礎調査の分類では角田宇宙センターは「工業用地等」ではなく「公共施設用地」となっているため。

④ 主な住民意向

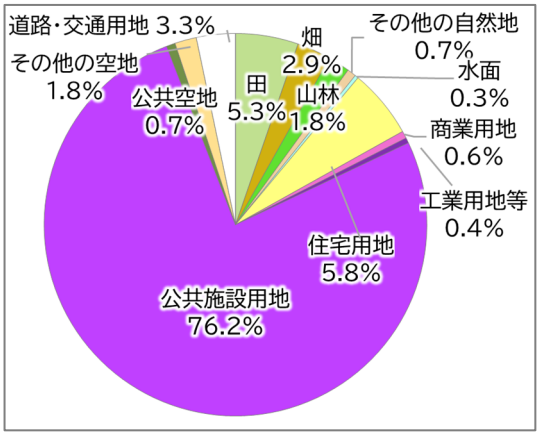
- 「駅に近いが周辺に買い物できる場所がないため不便」、「産業面や観光面で角田宇宙センターを活かしきれていない」との意見や、「角田宇宙センターと岡駅の間を公共交通でつなげば、お店や居住者も増えていくのではないか」といったアイデアが挙げられました。

■岡･君萱地区の人口･世帯数



出典：国勢調査及び都市計画基礎調査より算出

■岡･君萱地区の土地利用割合



出典：都市計画基礎調査

（２）地区の将来の方向性

市北部の拠点　良好な住環境と産業用地の利便性向上に向けた地区づくり

（３）地区づくりの主要方針と具体的施策

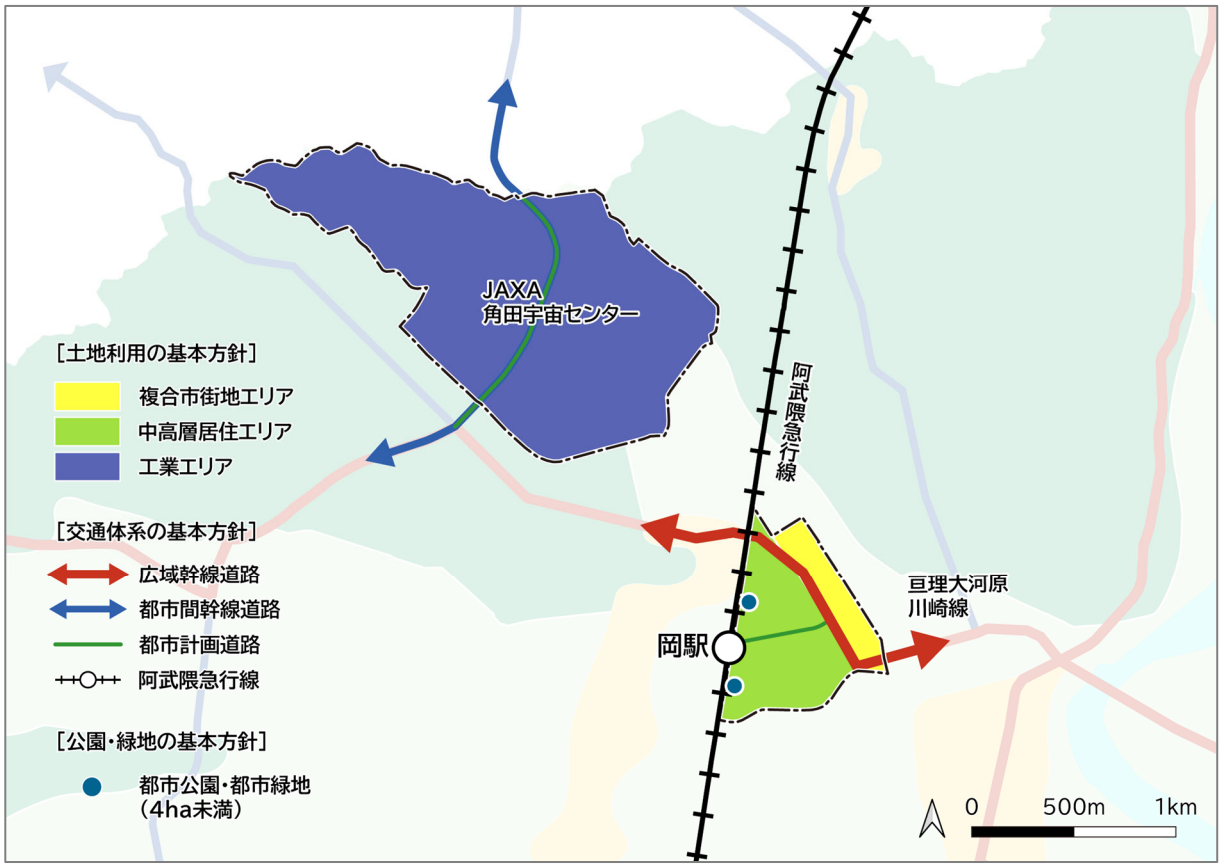
①　岡駅を中心とした都市機能の拡充

- 周辺住民や鉄道利用者のニーズ及び各種検討会等の議論を踏まえた上で、将来的な鉄道網の利便性向上を見据えた方策を検討します。
- 第一種中高層住居専用地域に指定しているエリアについては、整備された都市基盤の適切な維持・管理を図りながら、ゆとりある緑豊かな住宅地の形成を目指します。

②　自然と調和した産業用地の維持

- 良好な自然環境を保全し、緑に囲まれた産業用地の形成を図ります。
- JAXAが整備を進める官民共創推進系開発センターの設置に伴い、関連企業等との連携強化に努めるとともに、必要に応じた産業用地の整備や都市施設の整備について検討します。

■岡・君萱地区のまちづくり方針図



第6章

都市づくりの推進方針

1　将来都市構造

2　連携・協働による都市づくりの推進

3　効果的な都市づくりの推進

第 6 章　都市づくりの推進方針

1　将来都市構造

第3章で設定した将来都市像の実現に向けて、目指すべき方向性として設定した「都市づくりのテーマ」を基に、第4章の全体構想（分野別方針）で示した都市づくりの方向性と第5章の地区別方針で示した地区づくりの方向性を踏まえた上で、本市が目指すべき都市の骨格として「将来都市構造」を設定します。将来都市構造は、「拠点」、「軸」、「ゾーン」の3つの要素で構成し、それぞれの役割を明確にしたうえで設定します。

（1）拠点の位置付けと役割

「拠点」は、本市の様々な都市機能を担い、市民の日常生活、事業者や来訪者の都市活動の中心となるエリアを示すものです。

本市においては、既存の都市機能や地域資源等を踏まえ、市の発展をけん引する拠点性や、地域の特性を活かした多様な機能の形成を図るため、以下の拠点を設定します。

凡　例	名　称	役　割
	角田中心拠点	市役所や市民センターをはじめとする行政・文化機能や商業・業務機能を有する本市の中心拠点
	産業拠点	大規模工業施設が立地する本市の産業と雇用を支える拠点
	賑わい交流拠点	市内外から多くの来訪者が集い、角田ブランドを発信する拠点
	地域交流拠点	地域の人々が集い、賑わいを創出する拠点

（2）軸の位置付けと役割

「軸」は、市内外の人やモノの円滑な移動と活発な交流を確保するための主要な動線を示すものです。

本市においては、本市と周辺都市などの都市間や市内の各拠点間を結び、相互の移動や交流を支えるネットワークの形成と都市の利便性や魅力の向上を図るため、交通体系の基本方針を踏まえて以下の軸を設定します。

凡 例	名 称	役 割
	広域幹線道路	市内外の広域移動を支える主要幹線道路網
	都市間幹線道路	都市の骨格を形成する幹線道路網
	鉄道軸	鉄道による広域移動を支える鉄道網

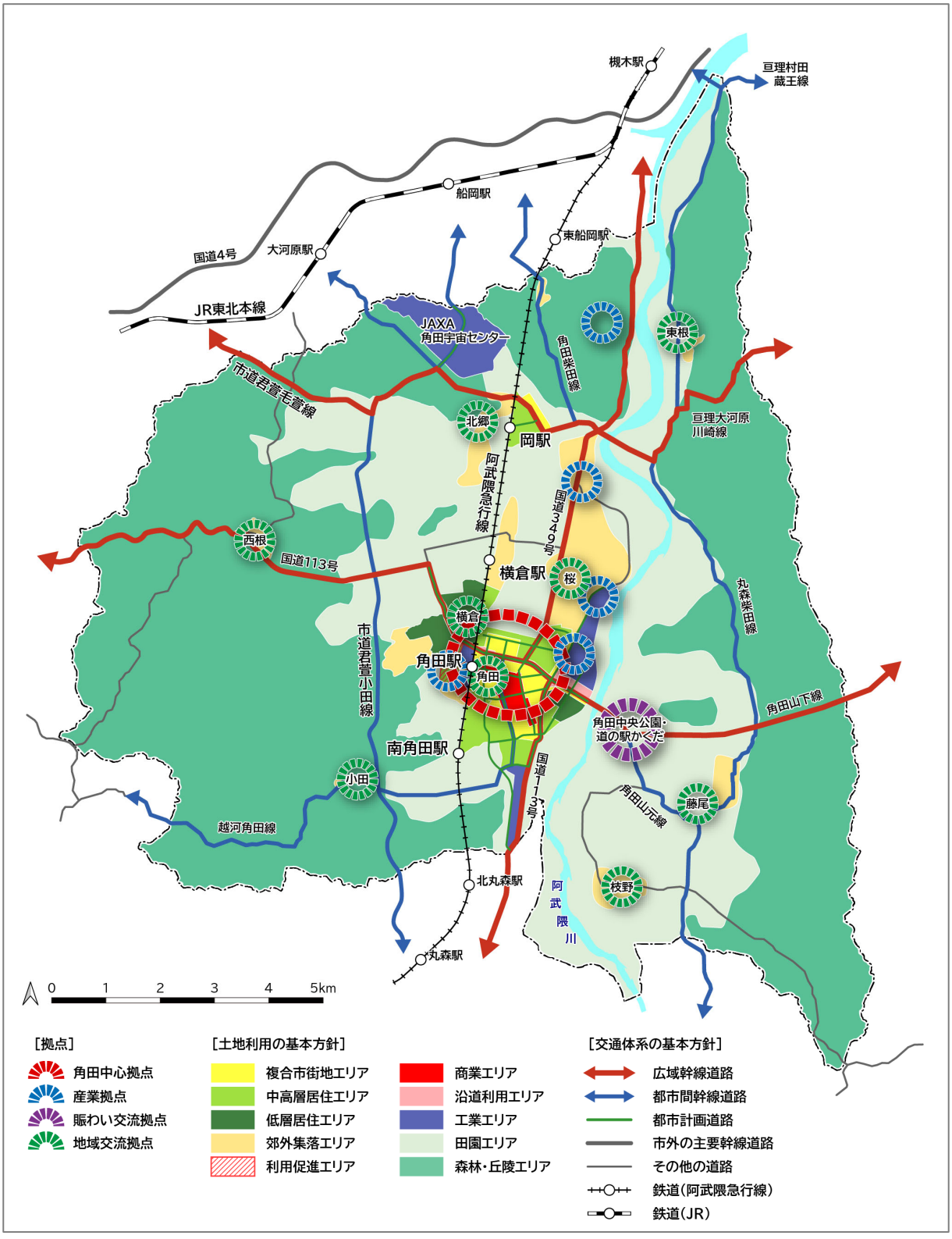
（3）エリアの位置付けと役割

「エリア」は、住宅地、商業地、工業地、農地等の同じ特性・役割を有する連続した土地利用の広がりを示すものです。

本市においては、既存市街地を中心とした都市的土地利用の展開と、良好な田園環境や自然環境との調和、活発な交流の促進を図るため、土地利用の基本方針を踏まえて以下のエリアを設定します。（再掲）

凡 例	名 称	役 割
	複合市街地エリア	主に第一・二種住居地域と準工業地域（一部）が指定された市街地で、住宅と生活利便施設が調和した複合的な土地利用誘導を図るエリア
	中高層居住エリア	主に第一・二種中高層住居専用地域が指定された市街地で、戸建住宅や中高層共同住宅による良好な居住環境を形成するエリア
	低層居住エリア	主に第一種低層住居専用地域が指定された市街地で、戸建住宅や低層共同住宅による良好な居住環境を形成するエリア
	郊外集落エリア	用途地域が指定されていない郊外地域において、周辺の田園環境と調和した居住環境の維持・改善を図るエリア
	利用促進エリア	用途地域内の農地・低未利用地等において、住宅や店舗等の新たな都市的土地利用の展開を促進するエリア
	商業エリア	商業地域に指定された市街地で、本市の中心的な商業・業務機能の維持・充実を図るエリア
	沿道利用エリア	主に国道113号及び県道角田山元線沿道の準工業地域が指定された沿道市街地で、沿道サービス機能の維持・充実を図るエリア
	工業エリア	主に準工業地域（一部）・工業地域・工業専用地域が指定された工業地で、本市の雇用と産業振興を支えるエリア
	田園エリア	農地などの良好な田園環境の保全・管理・活用を図るエリア
	森林・丘陵エリア	森林・丘陵地などの豊かな自然環境の保全・管理と、地域交流や産業振興に向けた適切な活用を検討するエリア

■将来都市構造


槻木駅
亘理村田
蔵王線
船岡駅
東船岡駅
国道4号
大河原駅
JR東北本線
JAXA
角田宇宙センター
角田柴田線
東根
市道君萱毛萱線
北郷
岡駅
亘理大河原
川崎線
阿武隈急行線
国道349号
西根
国道113号
横倉駅
桜
丸森柴田線
横倉
市道君萱小田線
角田駅
角田
角田山下線
角田中央公園
道の駅かくだ
南角田駅
国道113号
小田
藤尾
角田山元線
越河角田線
北丸森駅
阿武隈川
枝野
丸森駅
0 1 2 3 4 5km
［拠点］
角田中心拠点
産業拠点
賑わい交流拠点
地域交流拠点
［土地利用の基本方針］
複合市街地エリア
中高層居住エリア
低層居住エリア
郊外集落エリア
利用促進エリア
商業エリア
沿道利用エリア
工業エリア
田園エリア
森林・丘陵エリア
［交通体系の基本方針］
広域幹線道路
都市間幹線道路
都市計画道路
市外の主要幹線道路
その他の道路
鉄道（阿武隈急行線）
鉄道（JR）

2　連携・協働による都市づくりの推進

（1）多様な主体との連携・協働

本計画は、本市の都市づくりに関する基本的な方針を定めたものです。今後も上位関連計画との連携を図りながら、本計画で定めた各種方針に基づいて、具体的な施策展開に取り組んでいくことになります。

人口減少・少子高齢化社会の中で、将来にわたって持続可能な都市づくりを進めていくためには、『行政（国、県、市）』のみならず、まちづくりの主役となる『市民（地域住民、町内会、高校生、NPO※、ボランティア団体等）』や『事業者（市内で事業を行う企業、店舗、病院、鉄道、バス、タクシー事業者等）』など、都市を支える多様な主体との連携・協働に基づく都市づくり活動が必要不可欠です。

本計画の中でも「多様な主体との連携・協働」を軸とした方針・施策を多く位置付けていることから、本市が目指す将来都市像の実現に向けて、それぞれの立場に応じた主体的かつ積極的な取組の実践を目指します。

（2）推進体制の充実

本市の都市づくりは、都市計画分野だけで完結するものではありません。産業や教育・文化、医療・福祉、環境、観光など、都市づくりに係る多様な分野が相互に連携しながら、一体的な都市づくりを進めていくことが求められることから、庁内における横断的な連絡・連携体制を強化し、都市づくりの一体性の確保、迅速に対応できる都市づくりの推進を図ります。

国や県等が進める関連計画との連携を図り、国や県等と協力しながら、総合的な都市づくりを推進します。特に、広域的な視点から必要な整備や施策展開を図る場合においては、周辺自治体等との連携・協力体制を構築しながら、施策・事業の早期実現に努めます。

また、地域に根ざした都市づくりを実現していくため、市民や事業者等が気軽に参加できるまちづくり活動の機会を設けるとともに、まちづくり組織等の育成や各種団体等への支援を積極的に進め、市民・事業者・行政が連携・協力した都市づくりを推進します。

3　効果的な都市づくりの推進

（1）適切な都市づくり手法の選択

これからの都市づくりにあたっては、本計画で定めた各種方針に基づいて、都市計画法に基づく各種制度や都市計画事業の実施、条例等による市独自の規制・誘導など、それぞれの役割や特性を踏まえた最適な都市づくり手法を選択します。

■多様な都市づくり手法

<table>
<tr><th colspan="3">区　分</th><th>主な都市づくり手法</th></tr>
<tr><td rowspan="4">規制・誘導手法</td><td rowspan="2">法に基づく
規制・誘導手法</td><td>県</td><td>区域区分（線引き制度）　※本市では指定なし</td></tr>
<tr><td>市</td><td>【地域地区】
用途地域、防火地域※及び準防火地域※等
【その他】
地区計画、景観計画　等</td></tr>
<tr><td colspan="2">市独自に定める規制・誘導手法</td><td>景観条例　等</td></tr>
<tr><td colspan="2">市民・事業者等による
自主的なまちづくりのルール</td><td>任意の協定やガイドライン　等
※都市計画提案制度の活用により、法に基づく規制・誘導手法として都市計画決定される場合もある。</td></tr>
<tr><td colspan="3">都市計画事業</td><td>土地区画整理事業、市街地再開発事業※、道路事業、公園・緑地事業、下水道事業　等</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他都市づくりに関連する法令</td><td>建築基準法、道路法、河川法、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、森林法、景観法　等</td></tr>
</table>

（2）都市施設整備の推進

道路や公園等の身近な都市施設の整備にあたっては、整備の必要性、効果、実現性、市民の意向等を踏まえ、各都市施設の整備の優先性を検討し、効果的かつ効率的な整備を進めます。

（3）計画の進行管理と見直し

本市が目指す将来都市像の実現のためには、計画を適切に進行管理していくことが重要となることから、本市の最上位計画である「角田市第6次長期総合計画」で示されているKPI（重要業績評価指標）と連携・整合を図りながら計画の進行管理を行うものとします。

また、本計画は概ね20年先の将来を見据えつつ、10年先の令和15（2033）年度を目標とした長期計画となります。計画期間内に上位関連計画・関係法令の改正等により、計画の見直しが必要となる状況も想定されることから、状況に応じた柔軟な計画見直しを行うこととします。

資料編

1　用語集

○あ行

▸ IoT(アイオーティー)
Internet of Things(モノのインターネット)の略。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体(モノ)に通信機能を持たせ、インターネットに接続し相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

▸ ICT(アイシーティー)
Information and Communication Technology(情報通信技術)の略。情報処理だけではなく、インターネット等の通信技術を利用した産業やサービスのこと。

▸ 阿武隈川水系流域治水プロジェクト
激甚化・頻発化する豪雨災害に対し、流域を俯瞰し、あらゆる関係者(国・県・市町村等)が協働して取り組む治水対策「流域治水」を推進するためのプロジェクト。阿武隈川水系では、国の各省庁や宮城県、福島県、流域に位置する市町村が実施主体となり、本川・支川の抜本的な治水対策と流域対策が一体となった総合的な防災・減災対策に取り組んでいる。

▸ AI(エーアイ)
Artificial Intelligence(人工知能)の略。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術のこと。

▸ SDGs(エスディージーズ)
Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12(2030)年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。17のゴールと169のターゲットから構成されている。

▸ NPO(エヌピーオー)
Non-profit Organization(非営利組織)の略。政府や私企業とは独立した存在として、住民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体のこと。

▸ オープンスペース
農地や河川敷、市街地内のポケットパークなど、建築物などによって覆われていない土地の総称。憩いや交流の場としての機能のほか、延焼防止効果や一時避難所としての防災機能を果たす。

○か行

▸ 概成済
都市計画道路において、計画幅員までは完成していないが、路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現道(概ね計画幅員の2／3以上又は4車線以上の幅員を要する道路)を有していること。

▸ 開発許可制度
市街化区域及び市街化調整区域の区域区分を担保し、良好かつ安全な市街地の形成と無秩序な市街化の防止を目的として、建築物の建築などの開発行為を制限するもの。

▸ 改良済
都市計画道路において、道路用地が計画幅員のとおり確保されており、一般の通行の用に供していること。

▸ 河川愛護団体
国・県・市が管理する河川の区域内の清掃や除草等の河川環境美化活動を行うボランティア団体。

▸ 合併処理浄化槽
台所や風呂の生活雑排水を、し尿とあわせて処理できる浄化槽のこと。人口密度の比較的低い地域では公共下水道と比べて設置費が安く、短期間で設置できるため投資効果が確保し易い。(単独浄化槽は、水洗トイレの排水だけを処理する浄化槽。)

▶ 河道掘削
洪水時の川の水位を低下させるため、川底を掘り下げて、水が流れる面積を広くすること。

▶ 狭あい道路
主に幅員4m未満の狭い道路のこと。

▶ 緊急輸送道路
災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給などの応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路のこと。

▶ グリーンインフラストラクチャー
自然環境が有する多様な機能を社会における様々な課題解決に活用する考え方。

▶ 区域区分
都市計画区域内に設定する、市街化区域と市街化調整区域の区分。

▶ 協働
住民、事業者、NPO等の各種団体、行政などが各々の目的の実現にあたり、共通する取組や事業について、対等な立場で役割や責任などを分担し、協力して推進すること。

▶ 交通結節拠点
鉄道駅やバス停など、異なる交通手段を相互に連絡する乗換・乗継機能を有する拠点のこと。

▶ コンパクト・プラス・ネットワーク
住宅や商業施設、医療・福祉施設などの生活サービスがまとまって立地し、住民が公共交通や徒歩などにより、これらの施設に容易にアクセスできる都市づくりの考え方。

○さ行

▶ 市街化区域
既に市街地を形成している、または概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図ることとされる都市計画法上の区域のこと。なお、角田市においては指定されていない。

▶ 市街化調整区域
市街化を抑制すべきとされる都市計画法上の区域のこと。農林漁業用の建築物など一定の要件を備えた計画的開発などを除き、原則として開発行為は許可されない。なお、角田市においては指定されていない。

▶ 市街地再開発事業
市街地の計画的な再開発を進め、都市における合理的かつ健全な都市の高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とし、木造などの建築物が建ち並び、道路・公園などの公共施設が不十分な市街地で、細分化された宅地などを統合し、建築物の共同化を図り、併せて公共施設の適正配置・整備を行う事業のこと。

▶ 指定緊急避難場所
災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所のこと。津波や洪水など災害による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する際の避難先として位置付けるもの。

▶ 指定避難所
災害の危険性により避難した住民等が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを目的とした施設のこと。

▶ 親水空間
河川、湖沼、調整池などへの接近性（近づき易さ）を高め、水に触れる、眺める、接するなど、人々が水辺の景観や自然に親しめる機能を持った空間。

▶ ゼロカーボンシティ
2050年に二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を公表した地方自治体のこと。

▶ 仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

角田市、白石市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町の2市6町を対象に、市町を超える広域的見地から、宮城県が都市計画法に基づいて策定する計画。都市計画の目標や土地利用、主要な都市計画の決定の方針等を体系的、総合的に示している。

▶ Society5.0（ソサイエティ ゴーテンゼロ）

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。

○た行

▶ 地域地区

都市計画法に基づく都市計画の種類のひとつで、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。

▶ 地区計画

住民の生活に身近な地区を単位として、安全で快適な街並みの形成や良好な環境の保全などを目的に、住民の意向を反映しながら、地区単位の整備目標、土地利用、地区施設、建築物等の整備に関する方針や計画を、都市計画法に基づいて定めるもの。

▶ 都市機能

人々が暮らすうえで必要となる、都市が持つ機能。居住機能、政治・行政機能、商業機能、交通・通信機能、教育・文化・観光・娯楽機能、医療・福祉機能などが含まれる。

▶ 都市基盤

道路や公園、上下水道など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。

▶ 都市計画区域

健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地として都道府県が指定した区域。

▶ 都市計画公園

都市計画法に基づいて定められる都市施設の一つ。一方で都市公園は都市公園法において定められた公園であり、規模や役割により街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園などがある。

▶ 都市計画道路

都市計画法に基づいて定められる都市施設の一つで、自動車専用道路、幹線道路、区画街路、特殊街路の4種類がある。

▶ 都市施設

都市計画法に基づき、一定の手続きによって決定する施設のこと。道路、公園、上下水道、学校などがある。

▶ 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

▶ 土地区画整理事業

既成市街地などにおいて、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を目的として、換地手法を用いて、土地の区画形質を整え、道路・公園等の公共施設の新設・改良を行い、健全な市街地の形成や良好な宅地の供給を行う事業。

○な行

▶ 農業地域

農用地として利用すべき土地があり、総合的に農地の振興を図る必要がある地域であり、農業振興地域の整備に関する法律第6条により農業振興地域として指定されることが相当な地域。

▸ 農用地区域

集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地に対して、市町村がおおむね10年を見通して農用地として利用すべき土地として設定した区域。

○は行

▸ ハザードマップ

浸水被害、土砂災害等の災害に対して、各地域が有する危険性を地図上に表示したもの。

▸ バリアフリー化

高齢者や障害者などが生活や活動をするうえで障害となっている、道路や建物内の段差など、障壁を取り除き生活しやすくすること。

▸ 防火地域及び準防火地域

市街地において、火災に強いまちづくりを進めるために建築物の構造などを定めるもの。防火地域は、地域内の建築物を不燃化する地域で、主に耐火構造にする必要がある。準防火地域は防火地域に準ずる地域で、建築物などの防火性能を集団的に向上させ、火災の延焼拡大を抑制するため、建築物の規模に応じて耐火・準耐火構造などにする必要がある。

○ま行

▸ モビリティ・マネジメント

一人一人のモビリティ（移動）が、個人的にも社会的にも望ましい方向（すなわち、過度な自動車利用から公共交通・自転車等を適切に利用する方向）へ自発的に変化することを促す、コミュニケーション施策を中心とした交通政策。

○や行

▸ ユニバーサルデザイン化

高齢者や身体障害者という特定の人に限定せず、また、あらゆる体格、年齢、障害の度合いに関係なく、できるだけ多くの人々が利用可能であるように製品、建物、空間等をデザインすること。

▸ 用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で、建築物の無秩序な混在を防ぎ、良好な市街地環境の形成や、都市内における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途、建ぺい率、容積率、高さなどの規制、誘導をする制度。

○ら行

▸ ライフライン

生活・生命を維持するための水道・電気・ガス・通信・食料など。

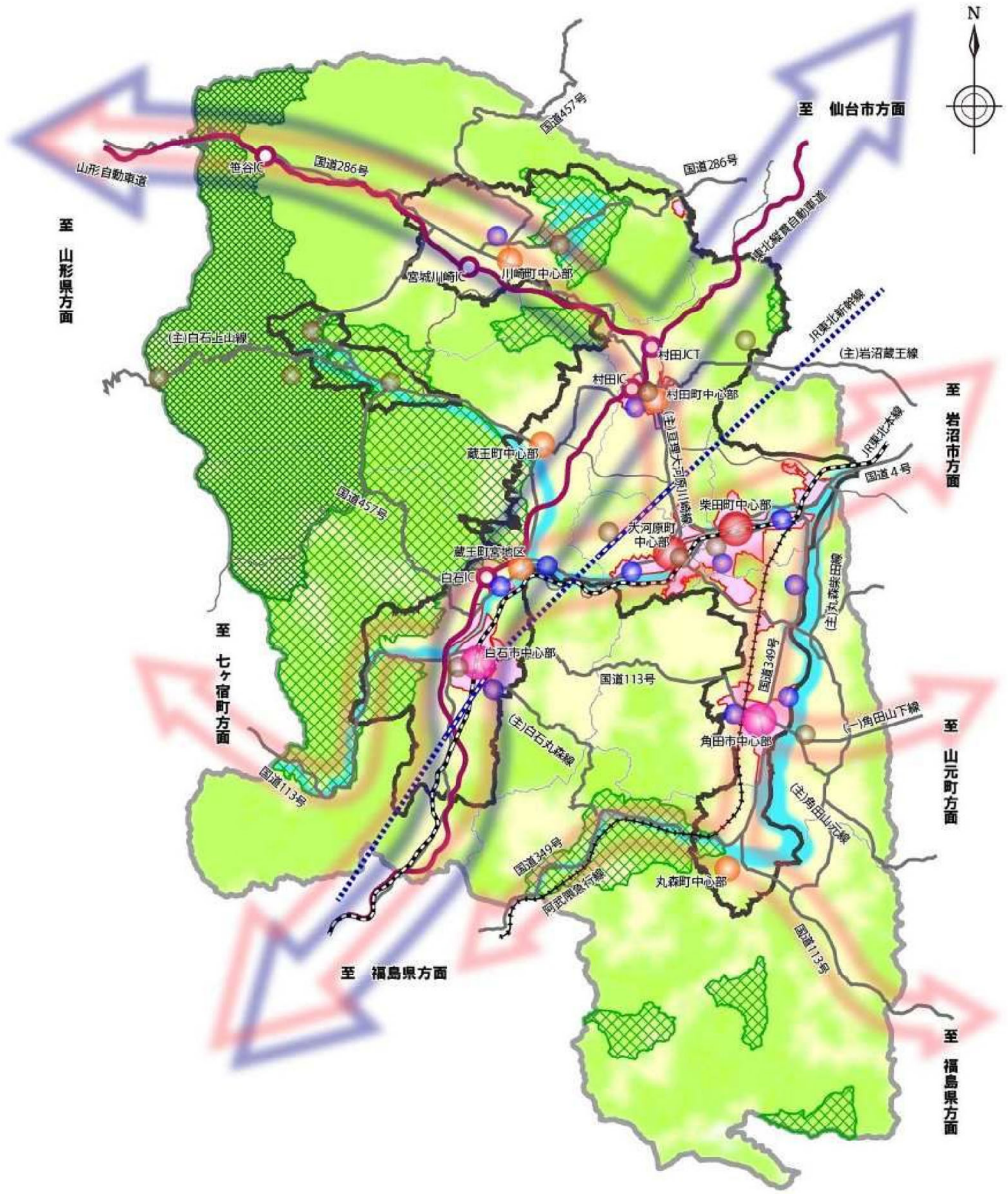
2　上位・関連計画等における位置付け

（1）仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

<table>
<tr><td>策定</td><td colspan="4">令和2(2020)年2月　宮城県</td></tr>
<tr><td>目標年次</td><td colspan="4">令和17(2035)年(主要な施設の整備については令和7(2025)年)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">都市計画区域の将来像</td><td>都市づくりの基本的な方向性</td><td>Ⅰ.都市間の交流、資源の共有により、個性豊かな都市が連携する一体的な都市圏づくり</td><td>Ⅱ.広域交通の利便性、美しい自然環境と歴史・文化を活かした魅力ある産業地づくり</td><td>Ⅲ.災害に強く、生活サービス機能が集約した、安全で質の高い暮らしやすい生活空間づくり</td></tr>
<tr><td>将来像</td><td colspan="3">蔵王連峰に抱かれた地域資源を活かして、
圏域内外の人と文化が交流し、
安心して住み続けられる広域生活圏の形成</td></tr>
<tr><td>都市計画区域の基本方針</td><td colspan="4">Ⅰ.都市間の交流、資源の共有により、個性豊かな都市が連携する一体的な都市圏づくり
❖圏域間及び都市間における交流促進
❖公共交通サービスの維持・確保
❖地域資源の共有、公共施設などの効率的配置
Ⅱ.広域交通の利便性、美しい自然環境と歴史・文化を活かした魅力ある産業地づくり
❖地域の役割に応じた商業地形成
❖広域交通利便性を活かした工業地形成
❖豊かな自然環境、歴史・文化を活かした周遊型観光地形成
Ⅲ.災害に強く、生活サービス機能が集約した安全で質の高い暮らしやすい生活空間づくり
❖大規模災害対策の拡充
❖良好で暮らしやすい住環境の形成
❖生活利便性の向上、都市経営の健全化</td></tr>
<tr><td>都市の将来構造</td><td colspan="4">都市拠点
❍既存の生活サービス機能を活かしつつ、必要に応じて都市基盤を再整備することで、新たな居住や生活サービス機能の誘導、集積を図る。
工業・物流拠点
❍操業環境の維持、増進を図るとともに、広域的な交通利便性や工業団地内の未利用地を活かしながら、新たな工業・物流機能の集積を図る。
観光拠点
❍「みやぎ蔵王」のブランドを確立するための拠点として、恵まれた自然環境や景観を活かした観光交流・インバウンドの促進、各観光施設のネットワークの形成を図る。</td></tr>
</table>

都市の将来構造

■都市の将来構造

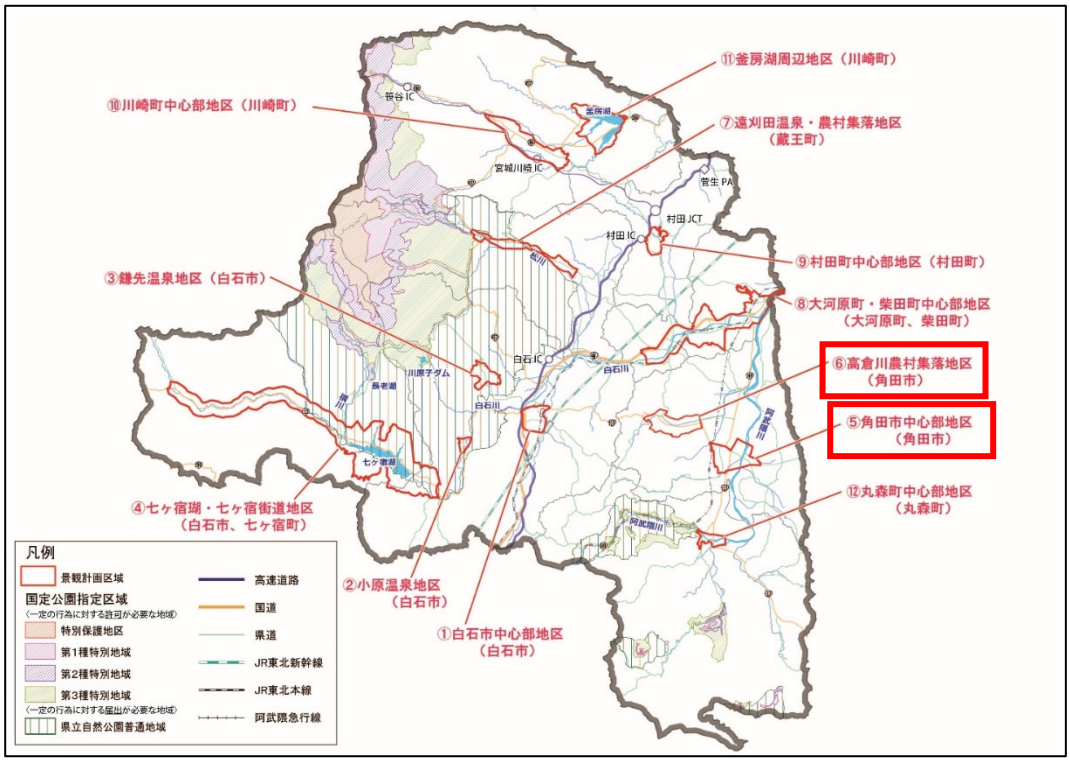


区域		拠点		交通・連携軸		土地利用ゾーニング	
	行政界		圏域拠点	鉄道軸	JR東北新幹線		市街地ゾーン
	都市計画区域		都市拠点		JR東北本線		田園・集落共生ゾーン
	用途地域		地域拠点		阿武隈急行線		自然環境保全・活用ゾーン
	河川・湖沼		工業・物流拠点	幹線道路軸	自動車専用道路		国定公園
			観光拠点		主要幹線道路		県立自然公園等
					その他幹線道路		
				政策軸	都市圏連携軸		
					工業・物流機能集積軸		

（２）宮城県国土利用計画-第六次-

策定	令和3(2021)年3月改定　宮城県
目標年	令和13(2031)年
県土利用の基本方針	「安全性を高め、持続可能で豊かな県土の形成を実現する県土利用」 (1)人口減少社会と復興・創生期間後，地方創生を見据えた県土利用の推進 イ 適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用 移住・定住の促進、需要に応じた都市機能の最適化、農地の集約、荒廃農地の発生抑制、森林の整備・保全 ロ 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用 生態系ネットワークの適正な維持管理，美しい景観の維持・創出，物質循環・県土保全機能の発揮 ハ 安全・安心を実現する県土利用 災害に強いまちづくり宮城モデルの構築，ハードとソフトを組み合わせた防災・減災対策，国土・県土のリスク分散策としての本県の地方創生の推進 ニ 複合的な施策の推進と県土の選択的利用（新規） 住み続けることによる持続的な県土管理，県内産業振興，森林環境譲与税を活用した森林整備の推進，所有者不明土地の抑制，粗放的管理の検討、集約市街地の形成、小さな拠点の形成、ニーズに合わせた産業用地の拡充・インフラ強化 ホ 多様な主体と連携した県土利用（新規） 地域住民，企業，NPO等による県土管理に参画する仕組みの推進 (2)地域類型別の県土利用の基本方向 イ 都市／効率的で環境負荷が少なく、かつ災害に強い都市構造となるよう複合的な施策を推進 ロ 農山漁村／・生活様式の変化や技術の進歩を柔軟に取り入れた農林水産業の持続的発展と雇用創出の推進　・農林漁業の担い手確保及び生産基盤の整備、農業経営の担い手への農地利用集積 ハ 自然維持地域／自然環境の適正な保全と再生、再生可能エネルギー導入の促進による地球温暖化対策の推進、法規制等による自然維持地域への影響の慎重な検討 ニ 低未利用地・その他／地域の実情に応じた利用や管理のあり方と所有者不明土地の適正利用に向けた施策の検討
計画の実現に向けた措置（主なもの）	イ 適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用 ロ 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用 ハ 安全・安心を実現する県土利用 ニ 複合的な施策の推進と県土の選択的利用 ホ 多様な主体と連携した県土利用

（３）仙南地域広域景観計画

策定	令和2(2020)年12月11日　宮城県
景観計画区域	

景観形成方針	■自然景観の保全	■農の営み等とともにある景観の継承	■個性を活かす景観の創出
角田市中心部地区	・角田城址、台山公園を中心とした丘陵地の緑がつくり出す潤いある自然景観の保全を図る。 ・阿武隈川の環境を保全するとともに、水と桜等の木々がつくり出す潤いある水辺景観の保全を図る。	・河川沿いに広がる農地では、広がりのある農業景観の継承に努めるとともに、遊休農地等では菜の花や蓮華等の景観作物を活かした田園景観の形成を図る。	・中心部では、地域の景観資源を活かし、住む人、訪れる人が心地よく感じられる市街地景観の形成を図る。 ・阿武隈川沿いに広がる市街地では、河川堤防や橋からの眺めに配慮し、まとまりと潤いを感じさせる景観形成を図る。 ・遠方にそびえる蔵王連峰への眺望と調和し、魅力ある眺望を活かした景観形成を図る。
高倉川農村集落地区	・高倉川の環境を保全するとともに、水と桜並木がつくり出す潤いと彩りある水辺景観の保全を図る。 ・阿武隈山地から連続する丘陵地は、田園集落の周囲に広がる豊かな里山の景観として保全を図る。	・集落の営みの場である農地、ため池等の持続的な利用により、広がりとまとまりのある田園景観の継承を図る。 ・集落地では、周囲の自然と調和した落ち着きのある田園景観の継承を図る。	・田んぼアートの取組や、菜の花・蓮華等の景観作物等を活用するなど、農地を活かした農村集落の景観形成を図る。 ・高蔵寺周辺では、歴史的な資源を保全するとともに、周囲に整備された高倉農村公園と一体的に、訪れた人が心地よく感じられる落ち着きある景観形成を図る。

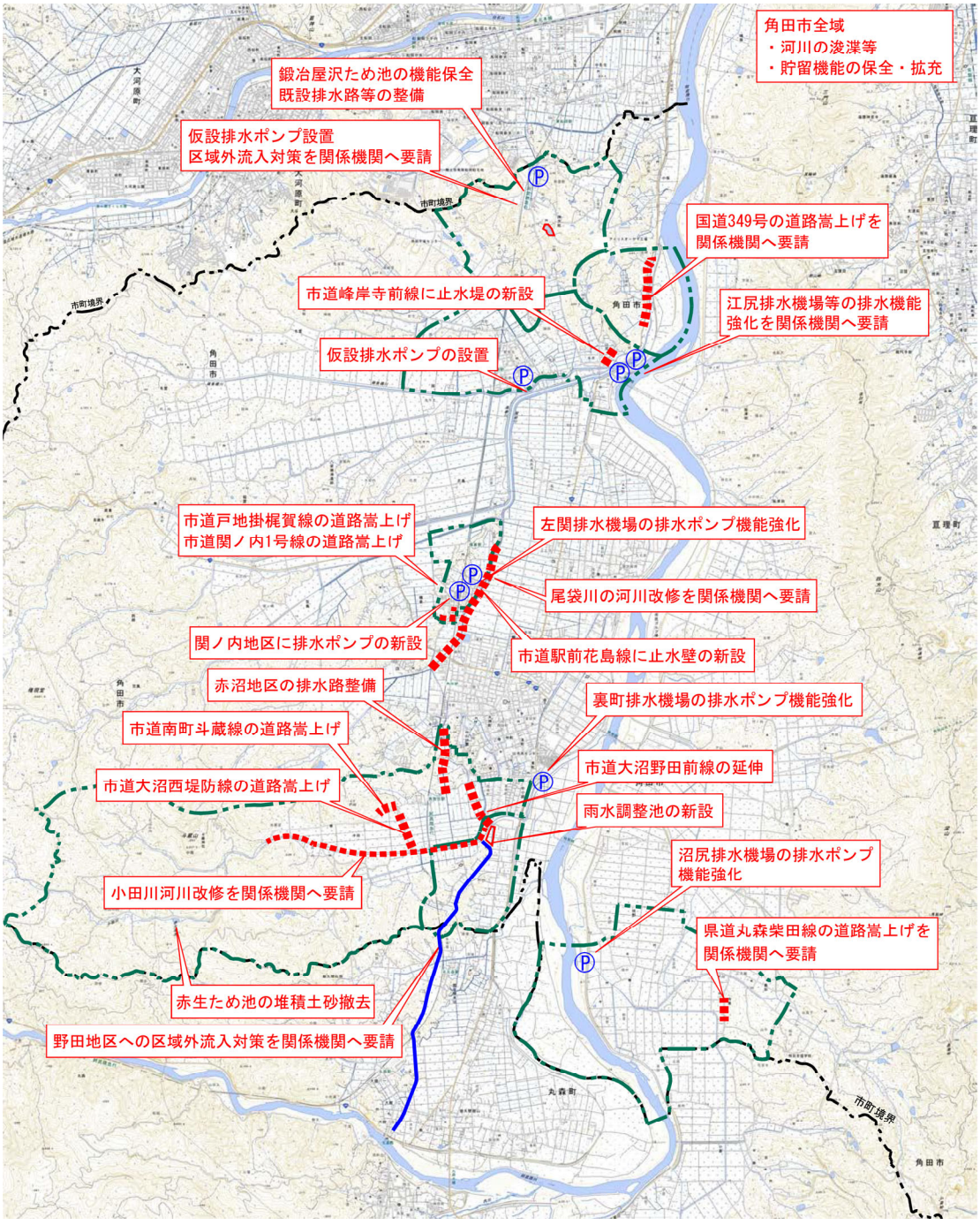
（４）角田市第６次長期総合計画

策定	令和4(2022)年3月　角田市
計画期間	基本構想：令和13(2031)年度までの10年間 前期基本計画：令和8(2026)年度までの5年間
基本理念・都市像	まちづくりの基本理念  10年後の角田市の都市像 
施策の方向性・目指す姿（関連する主なもの）	良好な都市基盤の整備 〇安全・安心な道路網の整備 ・広域幹線道路体系へのアクセス性を高める道路網の整備を促進すると同時に災害に強い交通ネットワークの形成に取り組みます。 ・既存の道路・橋りょうなどの維持補修について、計画的に取り組みます。 公共交通システムの存続・利便性向上 ・高齢者人口の増加が進む中、移動手段に関する市民ニーズも徐々に変化していることから、市民の要望を把握し、誰もが気軽に外出できる地域公共交通システムの構築を図るとともに、阿武隈急行線をはじめとする既存地域公共交通システムの維持確保に努めます。 〇河川環境の有効活用 ・阿武隈川では水辺の景観づくりと、環境保全に努め、市民の憩いや交流の場を提供するとともに、関係機関と協力し災害に対応した河川の改修と維持管理に努めます。 快適な住環境の整備 〇快適な居住環境づくり ・既存の市営住宅の適正な維持管理と、子育て世帯や高齢者が暮らしやすい市営住宅の計画的な整備を進めます。 ・結婚に伴う新生活のコストを支援し、新婚世帯の定住化を促進します。 〇憩いの場である公園・緑地の整備 ・潤いのある生活環境を充実させるため、公園施設の計画的な整備及び維持管理を進めます。 〇上下水道の整備 ・水道事業は、角田市水道ビジョンに基づき、安全でおいしい水の安定供給の確保のため、施設管理の強化に取り組むとともに、健全な事業経営を目指した効率化を進めます。 ・汚水処理に係る下水道事業は、施設の適切な維持管理及び水洗化の普及促進を行い、健全な事業経営を目指した効率化を進めます。 ・生活排水による水質の汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の普及促進を行います。 ・雨水処理に係る下水道事業は、浸水被害を軽減するため、計画的に雨水整備を進めます。

（5）角田市国土強靭化地域計画

策定	令和3（2021）年4月　角田市
計画期間	令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間
基本目標	1　人命の保護が最大限図られる 2　角田市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される 3　市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 4　迅速な復旧復興
「住宅・都市」分野の国土強靭化施策の推進方針	2-1　建築物の耐震化等 ○角田市公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の建て替えや修繕等を公営住宅等整備事業及び公営住宅等ストック総合改善事業等を活用して計画的に推進する。 ○住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、耐震診断により耐震性が低いと思われる住宅の計画的な耐震化を推進する。 ○解体予定の2か所の避難所の早期解体に努めるとともに、避難所としての使用制限や指定の見直しと併せて新たな指定避難所の確保に努める。 ○定期点検結果を蓄積し、メンテナンスサイクルを構築するとともに、個別施設計画に基づき長寿命化改修等を実施し、公共施設等の計画的な施設の堅牢化・安全性の確保を図る。また、点検・診断等で劣化・損傷が認められた公共施設等の、改修までの間又は改修が難しい施設・設備等の除去までの間の適切な管理を行い、速やかな安全確保に努める。 ○定期点検結果を蓄積し、メンテナンスサイクルの構築や個別施設計画に基づく長寿命化改修等により学校施設の計画的な補修・改修を推進する。また、教育施設の防災性の強化とその重要性の周知に努める。 2-2　ライフラインの耐震化等 ○東北電力や県との連携内容の整理及び運用方法を明確にし、電力施設が被災した場合の早急な応急復旧体制の確立を図る。 ○関係機関との連携内容の整理及び運用方法を決定するとともに、市が実施する具体的な対策を検討し、液化石油ガス販売事業者の必要な災害予防対策の長期的な検討推進を図る。 ○下水道施設の耐震性向上や液状化対策に要する財源を確保し、事業の推進に努める。 ○災害時において、整備したマンホールトイレが使用できないことを想定し、簡易トイレの配備を図るとともに、仮設トイレ等の設置に関し関係機関と協定を結ぶ等の対策に努める。 ○広域水道からの安定供給と災害時の危険分散のため、枝野浄水場の修繕・更新に努めるとともに、自己水源小田浄水場から広域水道への見直しを行う。また、取水・浄水施設等の基幹施設並びに医療機関等の重要施設に配水する管路について耐震計画を策定し、耐震適合管への布設替えに努める。 ○配水支管の更新について、市長会を通じて国へ補助制度拡充（新設）を要望するとともに、計画的に更新事業を推進する。 ○水道施設の被害予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水、応急復旧活動等に関する行動計画及びマニュアルの作成に努める。 2-3　文化財等の保護 ○貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失について、今後対策を検討する。 ○宮城県の「文化財保存活用大綱」を勘案し、本市では「角田市文化財保存活用地域計画」の策定を検討する。郷土資料館では「（仮称）旧氏丈邸（角田市郷土資料館）保存活用計画」を策定した上で保護のための具体策実施を図る。

（6）角田市防災・減災構想

策定	令和3(2021)年3月策定(令和5(2023)年3月変更) 角田市
策定及び変更の経緯	令和元(2019)年東日本台風(台風第19号)による被害の中で、特に洪水による家屋洪水被害が集中した地区について、今後の大雨による家屋浸水被害を防止・低減するためのハード対策を検討しその方向性を具体的に示すことにより、計画的に対応するため令和3(2021)年に本構想を策定し、構想を具現化するため事業を推進してきた。 新たな事業の追加や、事業内容及び事業スケジュールの検討・修正が必要となり、令和5(2023)年3月に本構想の変更を行ったもの。
防災・減災対策	

（7）角田市地域防災計画

策定	令和4（2022）年11月修正　角田市
基本方針	1「減災」に向けた対策の推進 2 災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備 3 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化 4 被災者等への適時・的確な情報伝達 5 自助・共助による取組の強化 6 二次災害の防止 7 迅速かつ適切な災害廃棄物処理 8 要配慮者への対応 9 携帯電話・インターネット等の情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実 10 複合災害の考慮 11 多様な主体の参画による防災対策の確立 12 迅速かつ円滑な復旧・復興
都市の防災対策（主なもの）	【風水害等災害対策編】都市の防災対策 ○目的 市は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、都市の災害に対する危険性を把握し、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や避難地、避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する。 ○市街地開発事業等の推進 市は、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業により、低層木造建築物等の密集した不健全な既成市街地を改造し、土地の合理的で健全な高度利用、都市の不燃化、環境の整備改善を効果的に推進する。 ○都市公園施設 市は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる都市公園の整備促進及び配置とネットワーク化を図るとともに、市が避難場所に指定する都市公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、耐震性貯水槽、防災トイレ等の整備に努める。 【震災対策編】地震に強いまちの形成 ○目的 市は、社会的条件、自然条件を総合的に勘案し、危険度・緊急性の高いものから優先的に地震防災対策事業を実施していくとともに、その進行管理に努め、地震に強いまちづくりを推進する。 ○地震に強い都市構造の形成 市は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災拠点ともなる都市公園、幹線道路、河川等の骨格的な都市基盤施設の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図る。事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。 ○揺れに強いまちづくりの推進 1 建築物の耐震化　　2 耐震化を促進するための環境整備 3 火災対策　　4 居住空間内外の安全確保対策

（８）角田市公共施設等総合管理計画

策定	令和5（2023）年3月改定　角田市
計画期間	令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間
基本的な取り組み方針	方針1　安全性の確保 ①点検・診断の実施方針 （ア）定期点検の適切な実施 （イ）メンテナンスサイクルの構築 （ウ）施設管理者の日常点検や施設利用者からの情報提供等に対する適切な措置 （エ）劣化診断の実施による性能低下や管理状況の把握と評価 ②維持管理・修繕・更新の実施 （ア）長期的な視点による優先度に基づく計画的な改修・更新 （イ）維持管理や修繕に関する情報の蓄積と維持管理上の課題の把握 （ウ）「個別施設計画」の策定・改定 （エ）PPP/PFI等による民間の資金や経営能力、技術能力の積極的な活用の検討 （オ）財源確保のための施設使用料の見直し （カ）「予防保全型」の考え方の積極的な取入れ ③安全確保の実施 （ア）点検・診断等で劣化・損傷等が認められた場合、速やかな安全措置 （イ）重大な危険性が認められるなどした場合、原則として除去（解体撤去） 方針2　長寿命化の推進 ①耐震化の実施 （ア）耐震診断・耐震改修が必要な公共建築物は全て耐震診断・耐震改修が完了 （イ）耐震化の優先順位等の検討と計画的な耐震化の措置 （ウ）インフラ施設についても同様の措置 ②長寿命化の実施 （ア）長寿命化等の対策による更新費用の縮減 （イ）耐用年数の確認と更新時期の把握 （ウ）定期的な点検・診断と「予防保全」によるコスト縮減と長寿命化 （エ）公共施設等の長期利活用 （オ）インフラ施設についても長寿命化計画に基づく対策の推進 方針3　市民ニーズ・社会情勢への対応 ①統合・廃止の推進 （ア）社会情勢の変化への対応と市民ニーズを踏まえた施設再編の検討 （イ）利用率・稼働率の把握と対策の検討による利用改善や収益向上 ②ユニバーサルデザイン化の推進方針 （ア）ユニバーサルデザイン化の推進の検討 ③脱炭素化の推進方針 （ア）令和32（2050）年までの温室効果ガス排出量の実質ゼロに向けた取組み ④民間活力の活用 （ア）民間企業の活力の施設整備や管理への導入検討 ⑤地区特性を考慮した施設の維持 （ア）各地区における最適な施設利用のあり方の検討 （イ）地区に必要な施設と隣接地区で代替が可能な施設についての検討 （ウ）定期的な施設運営状況の把握と市民意見の検証に基づく利用者の満足度向上 （エ）積極的な情報提供と市民とともに行う施設管理・運営 （オ）近接自治体との広域連携に基づく必要な施設保有量の検討

（9）角田農業振興地域整備計画

策定	平成27(2015)年12月見直し　角田市
農地利用計画	1 土地利用区分の方向 (1)土地利用の方向 ア 土地利用の構想 ○里山等の自然環境に配慮しつつ、交流拠点エリアや市街地エリア、東西の工業振興エリアなど、土地利用に関する将来的方向性と併せて、常磐自動車道の全線開通などの交通インフラの整備に対応した市街地形成と農業基盤の整備を志向し、本地域の均衡ある発展と地域全体の有効な土地利用を推進する。 ○農用地の集積、確保とその利用促進に資するため、土地基盤整備等の国、県の各種支援制度を活用し、法人化による集落営農を含めた認定農業者等地域の担い手農家へ農地の集積を図る一方、多様な農業就労者の確保に努め、農業経営の維持とその発展を図りながら、逐次、将来の交通インフラや他産業の振興との調整を進め、農用地利用の方向性を調査、検討していく。 イ 農用地区域の設定方針 (ア)現況農用地についての農用地区域の設定方針 本地域内にある現況農用地約4,941haのうち、次のa～cに掲げる農用地を除いた3,620haについて農用地を設定する方針である。 a 阿武隈川の河川区域内の農用地　291ha b 山林等に囲まれて農業の近代化が困難な農用地　438ha c その他(集落区域内に介在する農用地等)　592ha (イ)現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針 現況農業用施設54haのうち、農産物生産の拠点として13haを農用地に設定し、生産性の向上を図る。 (ウ)現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針 現況森林、原野等で農用地区域に設定されている234haについては、農地(採草放牧地)としての整備を推進する。 (エ)現況白地地域についての農用地区域の設定方針 平坦部のうち、耕作が容易と思われる29haについては、地域との話し合いを行い、将来的に白地地域より農用地区域への設定を検討する。 (2)農業上の土地利用の方向 ア 農用地等利用の方針 ○農用地区域内の農用地等の利用の現況をみると、総面積が3,622haでそのうち、農地が3,556ha(98.2%)、採草放牧地が53ha(1.5ha)である。また、農業用施設用地は13ha(0.3%)となっている。農地の利用形態別では、田が3,132ha、畑が276ha、樹園地が148haであり、田の面積が総面積の86%を占め、田の利用が本地域の基盤となっている。 ○将来的には、平坦部の田畑29haを農用地区域に設定し、農地で3,567ha、採草放牧地と農業用施設用地は、現況通りとしてその利用を図る。 ○農用地等の利用は、効率的でしかも有効な利用を第一とし、他の土地利用との調和を保ちつつ、農業生産の増大が図られるよう、優良農地等の保全に努める。

（10）角田市工業振興推進計画

策定	平成22（2010）年3月　角田市
計画の基本的な方向性	1 工業振興の将来像 （2）工業振興の基本方針 ○本市では、『地域に根ざす企業』をキーワードとして、『優良な誘致企業群の立地』、『優れた立地環境』、『オーダーメイド方式』の3つのセールスポイントを踏まえた工業振興を図っていくことを基本とします。 ○『地域に根ざす企業』としては、地域内地場企業とその関連企業や、宮城県と共に集積に重点を置いている業種（高度電子機械、自動車関連、食品関連、クリーンエネルギー関連）、本市の農業を生かした食品製造業等、現在の主要業種のみならず、多様な業種や研究施設を想定します。 ○また、施策展開にあたっては、市の財政状況を的確に把握し、今後の社会経済情勢を見極めて「選択と集中」を行い、より効率的な実施を目指します。 （3）誘致企業の考え方と業種の設定 ○誘致のターゲットは、本市経済のけん引力となることが見込まれる企業、業種とします。具体的には、自動車関連産業、高度電子機械産業、食品関連産業を核として、地域内地場企業を含めた多様な産業の集積を目指します。 （4）企業立地ニーズ調査からの立地条件等 工業用地の業種ごとの特性（企業立地ニーズ調査より） ○自動車関連産業（輸送用機械器具製造業） ・用地面積：5,000㎡～50,000㎡ ・用地価格限度：15,000円/未満（最多希望は10,000円/㎡未満） ・交通アクセス：最寄のインターチェンジまでの距離は15km ○高度電子機械産業（電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業） ・用地面積：50,000㎡未満（ばらつきあり） ・用地価格限度：15,000円/㎡未満（20,000円/㎡以上も回答あり） ・交通アクセス：最寄のインターチェンジまでの距離は10km未満 ○食品関連産業（食品製造業） ・用地面積：1,000㎡～5,000㎡（中規模）、50,000㎡以上（大規模） ・用地価格限度：15,000円/㎡未満（20,000円/㎡以上も回答あり） ・交通アクセス：最寄のインターチェンジまでの距離は15km未満 （5）重点エリア 企業誘致を着実に進めるため、市内に工場立地重点エリアを選定します。 ○重点エリアの要件 ・用地規模：工業用地面積50,000㎡以下を基準区画とし、造成規模は10ha～20ha程度とする。 ・交通アクセス：東北縦貫自動車道及び常磐自動車道のインターチェンジへ15km以内のアクセスとする。 ・分譲価格：15,000円/㎡以内を目標とする。 ・用地確保が確実なエリアとする。 ⇒角田市第5次長期総合計画　基本構想　土地利用構想図 「工業振興ゾーン」 毛萱地区：現仙南クリーンセンター付近エリア、県道角田山下線付近エリアに設定

3　住民ワークショップの詳細記録

○第１回　角田市都市計画（都市づくり）ワークショップ

「第2章 角田市の現況と課題」(36～37ページ)に掲載している内容をご参照ください。

○第２回　角田市都市計画（都市づくり）ワークショップ

角田地区

地区の強み

地区の弱み

駅/鉄道

・年に数回イベントが開催されている。
・月１のマルシェがある。

→一般の人がお店を出せる。にぎわいがある。周知する（PR）

→PR が足りない。外部からの参加。

・福島方面の本数が少ない（通学が不便）

→利用者を増やす
→利便性上げる。Suica の導入

・駅周辺で時間がつぶせない
・キップのみの駅だからあまり便利とは言えないかも。
・駅前さみしい。

学校

・学校が集まってる。
・小・中・高がそろっている

→通いやすい！地元からの通学が多い
→保護者の方も安心

・遠く（８～10km）から通っている人が一定数いる。
・高校が駅から遠い。
・高校生のむかえの場所がほしい
・学校のセキュリティ強化！！

→学校周辺の交通安全！！防犯！！

新しい施設

・新しい道路が計画されている。

→スーパー、コンビニ、ガソリンスタンドがほしい。
→小中校生が遊べる所があると良い！
→アウトレット（低層）
→高さより広さを活かせる！

・道路沿いに何かつくってほしい。

お店（幹線道路沿い）

・多くの店が集まっている。
・スーパーマーケットが多い。薬局も多い。

→立地を活かせていない。

・空き家が増えている。

→地域協力隊の協力（カフェなど）

・お店が多い（小・中サイズ）

→大きいお店がない

女子高跡地

・女子高の活用をうまく行い部活動にはげんでいる。
・角田女子高の校庭は高校の部活で使われている。

市民センター/公共施設

・市民センターがたくさん活用されている。
・芸術を発表するところがある
・イベントがたくさん生れている。

・勉強できるような公共の（屋内）施設があるといい

防災

・台風で水が上がった。

地区全体

・市内でも人口が多い地域

・大学ない
・小児科がない

イメージ/愛着

・駅からの風景にワクワクしない。さみしい。

→電車に乗らなくても駅を利用できるような機能。

・市役所を市の顔として整える。

交通安全

・道路が複雑。

→分かりやすい地図を作る（本当は便利）

・信号の歩行者通れる時間が短い
・歩行者信号短い！
・信号がなくて車が止まってくれない！
・自転車との距離が近くなる細い道が多い
・交通量が多く横断歩道待ちが多々ある。
・高校の前の道路に自転車専用の道がほしい
・郷土資料館近くの道路信号がない
・郷土資料館近くの道路信号がない

・カーブミラーの整備
・無駄なミラーが多い（必要な所にない）

→必要な所に移転させる。

・道がせまい

商店街

・商店街が空き店舗だらけ。
・人が集まるところがない。（お店）
・閉まっている店が多い

→若者が集まるお店として活用（学校が近い）

渋滞

・同じ時期に橋の仕事をしていると通学・通勤に困る

→時期をずらして仕事する→スムーズになる！

・角田橋の渋滞
・角田橋が狭い

☆まち全体をアウトレットに



角田西地区

地区の強み

地区の弱み

・田んぼが多く、自然が豊か
・田んぼの風景がきれい
・北方向の景色が良い

・田んぼの後継者不足
・太陽光パネルが多い（田んぼがきれいなのにもったいない）

・駅が近い
・住宅地の拡大

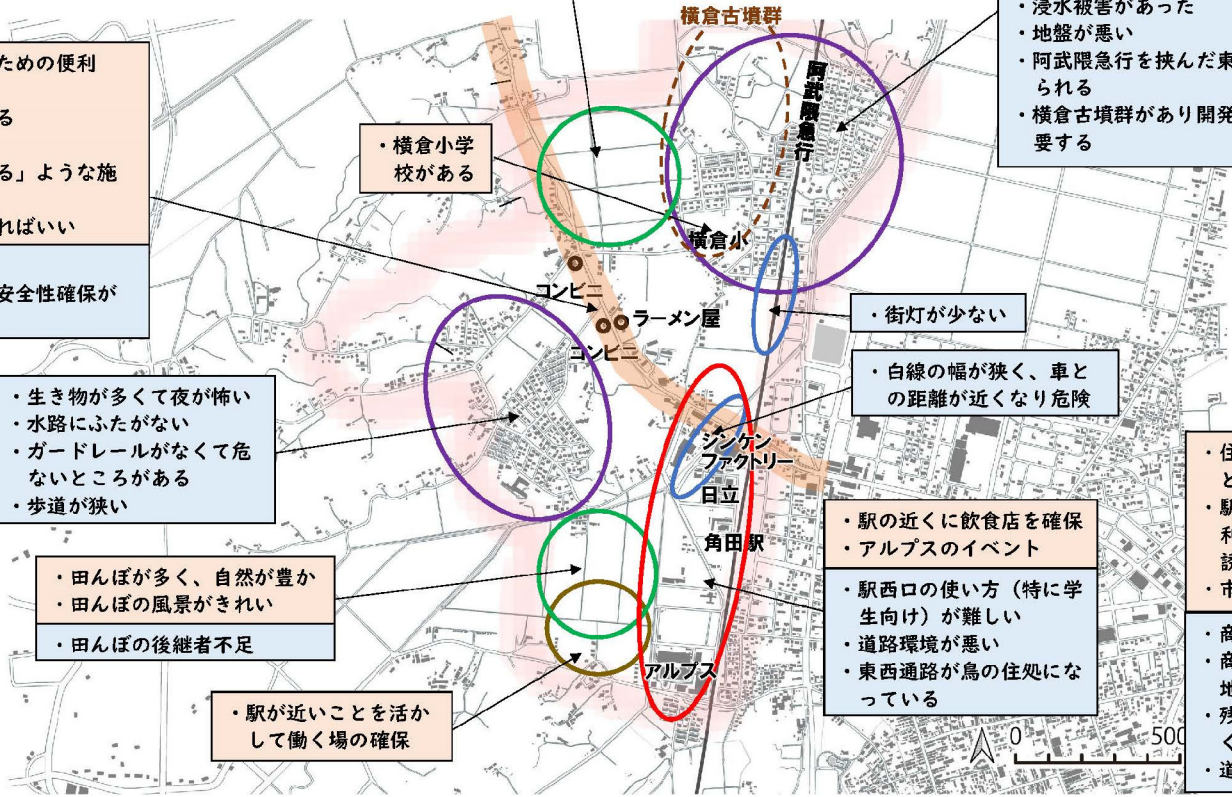
・古い住宅地であり環境改善が必要（路駐など）
・浸水被害があった
・地盤が悪い
・阿武隈急行を挟んだ東西の行き来が限られる
・横倉古墳群があり開発するにも時間を要する

国道113号

・コンビニや飲食店があるための便利
・駅東にすぐ行ける
・おいしいラーメン屋がある
・沿道をもっと有効に使う
・「立ち寄る」「休憩できる」ような施設をつくる
・ドラッグストアなどがあればいい

・歩道がボロボロ
・歩行者・自転車・通学の安全性確保が必要

・横倉小学校がある



・街灯が少ない

・白線の幅が狭く、車との距離が近くなり危険

・生き物が多くて夜が怖い
・水路にふたがない
・ガードレールがなくて危ないところがある
・歩道が狭い

・駅の近くに飲食店を確保
・アルプスのイベント

・駅西口の使い方（特に学生向け）が難しい
・道路環境が悪い
・東西通路が鳥の住処になっている

・住宅地・小学校があるので保育所などがあればいい
・駅近、国道113号線があることを利用してコストコなどの商業施設の誘致
・市営住宅跡地の利活用

・商業施設が少ない
・商業施設を建てることができる用途地域への変更
・残っている土地が田や山で利用しにくい
・道路環境が悪い

・田んぼが多く、自然が豊か
・田んぼの風景がきれい

・田んぼの後継者不足

・駅が近いことを活かして働く場の確保

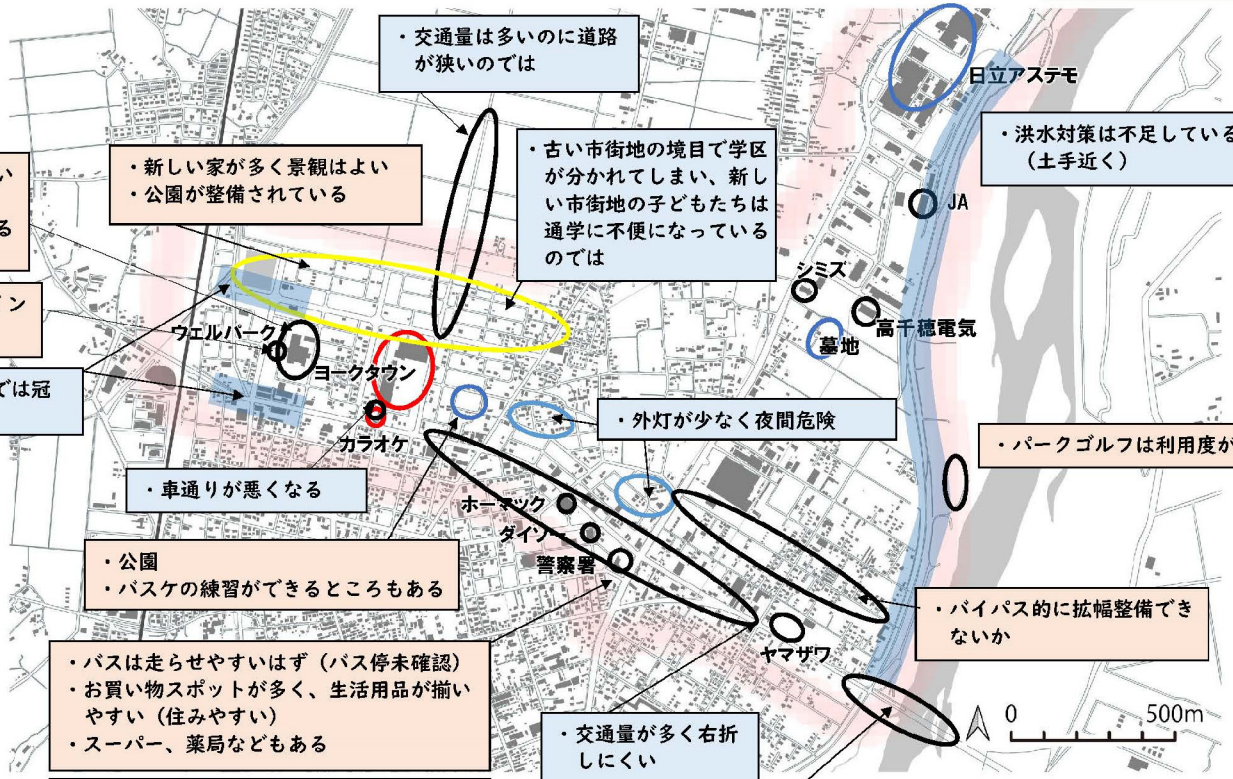
角田北地区

地区の強み

地区の弱み

・大きな会社（工場）があって就業しやすいのでは
・就業者の為の飲食店があってもいい

・工業地域なのだが民家も混在したりして、工場の集積が進んでいない
・下水・上水の整備が進んでいないのでは



・交通量は多いのに道路が狭いのでは

・洪水対策は不足していると思う（土手近く）

・古い市街地の境目で学区が分かれてしまい、新しい市街地の子どもたちは通学に不便になっているのでは

・もっと利用しやすくしてほしい（Free Wi-Fi 設置など）
・ウェルパーク周辺は夜でも明るくて安心

・新しい家が多く景観はよい
・公園が整備されている

・クローバーカフェがある（インスタにも紹介されていた）

・大雨等では冠水する

・外灯が少なく夜間危険

・パークゴルフは利用度が高い

・車通りが悪くなる

・公園
・バスケの練習ができるところもある

・バイパス的に拡幅整備できないか

・バスは走らせやすいはず（バス停未確認）
・お買い物スポットが多く、生活用品が揃いやすい（住みやすい）
・スーパー、薬局などもある

・交通量が多く右折しにくい

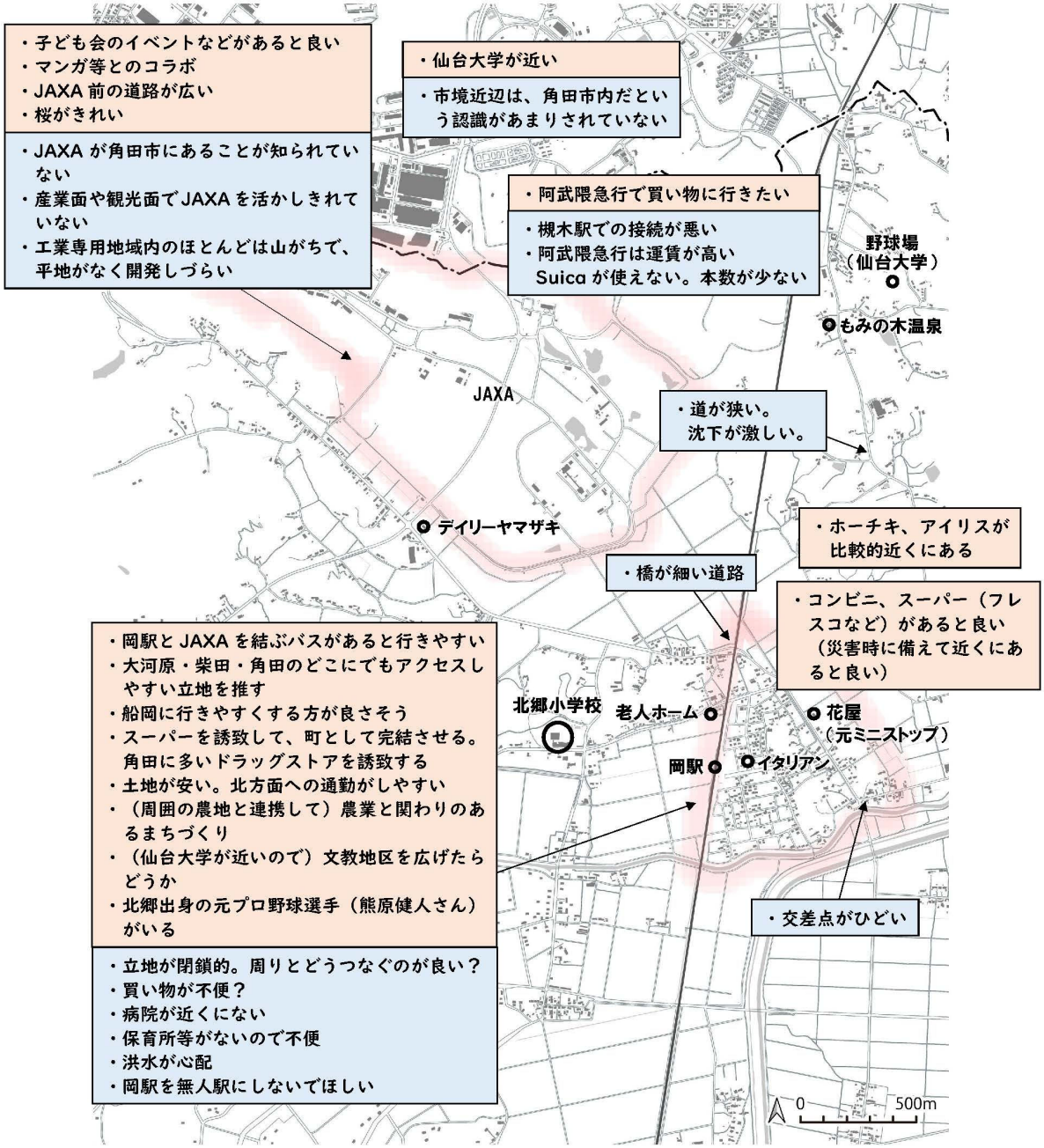
・娯楽施設はほぼない（カラオケはある）

・角田橋の渋滞
・朝の通勤ラッシュによる渋滞

岡・君萱地区

地区の強み

地区の弱み



4　策定経緯

（1）策定経過

日程	項目	内容
令和4年度		
9月29日	第1回角田市都市計画審議会	・都市計画マスタープランの概要について ・都市計画マスタープランの策定方針及び策定スケジュールについて ・都市計画マスタープラン策定に係るアンケートの実施内容について
11月11日～ 11月30日	市民アンケート調査	・市民意向の把握
11月29日～ 12月31日	市内勤務者アンケート調査	・市内勤務者意向の把握
1月19日	第2回角田市都市計画審議会	・都市計画マスタープラン策定に係るアンケートの結果の概要について
3月28日	第3回角田市都市計画審議会	・都市計画マスタープラン策定に係るアンケートの結果の詳細について ・都市計画マスタープランの全体構想素案について
令和5年度		
5月13日	第1回角田市都市計画（都市づくり）ワークショップ	・市民が感じているニーズや角田市への想いを把握し、都市づくりに係る意向や、キーワードを今後のまちづくりに生かしていく。
6月29日	第1回角田市都市計画審議会	・都市計画マスタープランの全体構想素案について
7月8日	第2回角田市都市計画（都市づくり）ワークショップ	・「地域が感じている不安・課題」や「地域が持っている希望（他にはない強み、地域資源など）」を今後の地域づくりに生かしていく。
8月7日	角田市都市計画マスタープラン策定検討部会	・都市計画マスタープランについての説明 ・各担当課における施策の検討について
9月27日	第2回角田市都市計画審議会	・都市計画マスタープランの全体構想素案について ・都市計画マスタープランの地区別構想素案について ・都市計画マスタープランの将来都市構造素案について
12月15日	第3回角田市都市計画審議会	・都市計画マスタープランについて、前回から追加した部分及び変更した点について
12月22日～ 6年1月22日	パブリックコメント	・提出のあった意見：2名8件
12月26日	住民説明会	・都市計画マスタープランの案についての説明
3月18日	第4回角田市都市計画審議会	・都市計画マスタープランについて

（2）角田市都市計画審議会委員名簿

選任区分　※（）内は所属等	氏名	備考
学識経験者（仙南中央森林組合 組合長）	島津　健一	会長
学識経験者（角田地区振興協議会 会長）	高橋　輝昭	
学識経験者（角田市教育委員会 委員）	毒島　弘美	
学識経験者（角田警察署 署長）	伊藤　泰之	
角田市議会議員（議長）	渡邊　　誠	令和5年9月30日まで
	馬場　道晴	令和5年12月15日以降
角田市議会議員（総務産業常任委員会 委員長）	小湊　　毅	
角田市議会議員（教育厚生建設常任委員会 委員長）	菅野　マホ	会長職務代理者
宮城県職員（宮城県大河原土木事務所 所長）	後藤　孝二	令和5年3月31日まで
	熊谷　滋雄	令和5年6月29日以降
市民代表	横山　　康	
市民代表	星　　隆志	

角田市都市計画マスタープラン

発行：角田市　産業建設部　都市整備課
〒981-1592　宮城県角田市角田字大坊41番地
TEL：0224-63-2122　／　FAX：0224-63-4863
URL：https://www.city.kakuda.lg.jp/

角田市

